福岡城跡・Ⅳ

――内堀内壁の調査――

福岡市埋蔵文化財調査報告書第237集

1 9 9 1

福 岡 市 教 育 委 員 会

遺跡調査番号	８８６５	遺跡略号	ＦＵＥ
調査地地籍	中央区城内	分布地図番号	０６０－Ａ－１

開発面積	３６５５㎡	調査対象面積	２６６８㎡	調査面積	２６５㎡
調査期間	１９８８年（昭和６３年）７月２７日～１２月１０日				

序

黒田長政の築城になる福岡城跡は、昭和32年の史跡指定後、史跡また公園としての環境整備が進められ、現在では市街地中心部に数少ない緑を提供する場として市民に親しまれております。いま舞鶴公園と呼ばれている範囲は、旧福岡城跡のうち本丸、二の丸、三の丸および城北内堀（1～5号堀）、城南西内堀（6号堀）で、この西側に接して県営公園である大濠公園が位置しております。

福岡市では市政百周年記念事業の一貫として、昭和63年にこの1～6号堀の水質浄化を目的とした工事を城外周に施す計画をたてましたが、工事区域が史跡指定範囲内にあたるため、福岡城に関連する石垣や土塁を破壊しないよう事前に文化財の調査を行いました。本書はその調査成果について報告するものです。

調査によって今まで古絵図でしか窺い知れなかった福岡城の西側と南側の内堀内壁の状態が確認されるとともに、現在調査中の鴻臚館跡に関わる知見をも得ることができました。

本書が市民をはじめ多くの方々に幅広く活用され、文化財保護のご理解を深める一助とならんことを願うとともに発掘調査・資料整理に関係された皆様のご協力とご理解に対し深く感謝の意を表します。

平成3年3月

福岡市教育委員会
教育長　井口雄哉

例　言

1．本書は昭和63年７月27日～12月10日にかけて福岡市教育委員会が行った中央区所在　史跡福岡城跡の第11次調査報告書である。

2．発掘調査は、福岡市都市整備局公園緑地部公園建設課が計画した舞鶴公園城濠水浄化工事に先立ち、福岡城内堀内壁の範囲確認を目的として実施した。

3．福岡城に関する報告書のうち、福岡市埋蔵文化財調査報告書として刊行されているものは第59集、101集、131集であるため、本報告書を「福岡城跡・Ⅳ」とする。

4．本書に使用した図の作成・製図は山崎純男、吉武学（福岡市教育委員会）、高田一弘、田中克子（調査・整理補助員）松田　訓（愛知県教育委員会）が行った。

5．本書に使用した写真は遺構を吉武が、福岡城古絵図関係を三木隆行（福岡市教育委員会文化部文化課文化財管理係）が撮影した。

6．本書で使用する方位は全て磁北である。

7．本書の執筆はⅠ～Ⅳ章を吉武が、Ⅴ章を三木が行った。

8．本書の編集は山崎と協議の上、吉武が行った。

9．本報告書に関する記録・遺物類は整理後福岡市埋蔵文化財センターで収蔵・管理される。

本文目次

Ⅰ．はじめに……1
　1．調査に至る経過……1
　2．調査の組織……1
Ⅱ．遺跡の位置と環境……3
Ⅲ．調査の記録……5
　1．調査の概要……5
　2．遺構……6
　3．遺物……20
Ⅳ．小結……20
Ⅴ．福岡城関係資料年表稿……48

挿　図　目　次

Fig.　1　福岡城跡周辺地形図……2
Fig.　2　調査区位置図……4
Fig.　3　第１～３トレンチ実測図……7
Fig.　4　第４～７トレンチ実測図……9
Fig.　5　第８～12トレンチ実測図……11
Fig.　6　第13～16トレンチ実測図……13
Fig.　7　第17～20トレンチ実測図……14
Fig.　8　第21トレンチ実測図・Ⅰ……16
Fig.　9　第21トレンチ実測図・Ⅱ……17
Fig.　10　第21トレンチ実測図・Ⅲ……18
Fig.　11　第23トレンチ実測図……19
Fig.　12　出土遺物実測図……19
Fig.　13　福岡城内堀内壁復元図……21

表　目　次

Tab.　1　福岡城跡調査一覧……3

図 版 目 次

PL. 1　1．第1トレンチ（北から）　2．第2トレンチ（南から）
3．第3トレンチ（北西から）　4．第4トレンチ（南から）
5．第5トレンチ（北から）　6．第6トレンチ（南から）

PL. 2　1．第6トレンチ石垣裏込石検出状況（南上方から）
2．第7トレンチ（南から）　3．第8トレンチ（北から）
4．第9トレンチ（北から）
5．第9トレンチ石垣裏込石検出状況（東から）
6．第10トレンチ（南から）

PL. 2　1．第11トレンチ（東から）　2．第12トレンチ（南東から）
3．第13トレンチ（南西から）　4．第14トレンチ（南東から）
5．第15トレンチ（北東から）　6．第16トレンチ（南東から）

PL. 4　1．第17トレンチ（南東から）　2．第18トレンチ（南西から）
3．第19トレンチ（南西から）　4．第20トレンチ（南西から）
5．第21トレンチ石積検出状況（東から）
6．第22トレンチ

PL. 5　御城廻御普請御伺絵図(福岡市美術館)

PL. 6　御城内絵図(福岡市美術館)

PL. 7　1.福岡縣廳旧福岡城郭圖面　2.歩兵第百八十七聯隊駐屯図

PL. 8　福岡第二十四聯隊鎮魂紀念祭之圖

Ⅰ．はじめに

1．調査に至る経過

福岡城は関が原役の恩賞として筑前国を受けた黒田長政が慶長６年から築いた平山城である。明治以降は城内の大部分が陸軍歩兵連隊の兵営として利用され、昭和20年の終戦とともに大蔵省の所管となり、昭和32年国指定史跡となった。現在城南側及び東側の内堀は埋め立てられ市街化しており、内堀は西側の大堀（現大濠公園）と北側（１～５号堀）及び南西側（６号堀）が旧状をやや変じながらも遺存している。だが周辺が市街化しているため降雨時の汚水等が絶えず流入しており堀水の水質悪化が著しく、ために昭和63年これの浄化を目的とした工事が福岡市都市整備局によって計画された。工事内容は堀水を城外周に沿って循環させながら濾過するためのポンプ・送水管・水路の設置であるが、工事予定地が史跡の範囲内にあたるため事前の調査を行い、福岡城土塁・石垣を破壊しないよう設計を変更した。

工事に伴う史跡現状変更許可申請は昭和63年５月６日付でなされ、６月28日付で許可がおりた。調査は昭和63年７月27日～12月10日に実施した。また、調査対象地が史跡範囲内である点、樹木が繁茂している点を考慮し、掘削と埋戻しは全て人力で行った。

2．調査の組織

調査委託　福岡市都市整備局公園緑地部公園建設課

調査主体　福岡市教育委員会　　教育長　佐藤善郎（前）　井口雄哉（現）

調査総括　埋蔵文化財課長　　柳田純孝

　　埋蔵文化財第一係長　　折尾　學（前）　飛高憲雄（現）

調査庶務　埋蔵文化財第一係　　松延好文

調査担当　鴻臚館跡調査担当主査　山崎純男

　　鴻臚館跡調査担当　　吉武　学

調査・整理補助　高田一弘

調査協力　松田　訓（愛知県教育委員会）

調査作業　井手謙一、岩橋　真、内海武則、大島賢司、大津圭祐、黒田幸広、千鳥健治、萩尾行雄、藤田圭三、松原高博、森實雄一郎、鶴田慶子、山下智子

整理作業　藤アイ子、池村留美

Fig. 1　福岡城跡周辺地形図　① 福岡城跡(史跡指定範囲)　② 博多遺跡群

II．遺跡の位置と環境

福岡城は福岡市中央区に位置し、博多湾をめぐる海岸線のほぼ中央部に向かって北に伸びる独立丘陵の先端部に位置している。福岡城一帯の小丘陵を形成する基盤地質は新生代古第三紀の早良層群浦谷層に対比されており、一般に南北から北北西～南南東（本丸天守台～御鷹屋敷）の走向をとり、西に傾斜すると言われている。浦谷層は主として頁岩がちの砂岩・頁岩の互層より成り、この上に不整合に薄い沖積層（中洲層）が、また層厚にバラツキのある盛土（鴻臚館、福岡城築造時のもの）が載っているという状態である。

当該地は古く筑紫館・鴻臚館が置かれた古代、城郭が形成された近世、そして現代の開発行為等によって、地形が旧状を留めていない。が、福岡城の立地と築城前後の地形については、貝原益軒の「筑前国続風土記」等の文献資料やボーリング調査、発掘調査に基づくある程度の復元がなされている。それらを総合すると、福岡城築城前は西側（現大濠公園）は入り江、北側の内堀あたりが海岸線、東側は那珂川の沖積作用によって陸地化しており、南側は赤坂山から本丸まで丘陵が続いていた状況を想定しうる。また、近年の鴻臚館跡の調査によって、現在平和台野球場等の運動施設がある福岡城東側三の丸周辺部では、古代に大規模な整地がなされ、築城時にはかなりの面積を持つ平坦地であったことが確認されつつある。

福岡城跡に関連する調査には以下のものがある。

Tab. 1　福岡城跡調査一覧

調査番号	次数	地　区	調査原因	調査面積(m²)	調査期間	調査担当者	報告書
6301	1	三の丸（鴻臚館２次）	裁判所建設	596	1963、1964	福岡県教育委員会	②
7605	2	城北内堀内壁石積	地下鉄建設	14,900	1076.12.01～1977.10.08	折尾學、池崎譲二、浜石哲也、山崎龍男	⑦
7728	3	薬院新川	地下鉄建設	500	1978.03.01～1978.06.30	折尾學、池崎譲二	⑦
7948	4	御鷹屋敷	環境整備	2,200	1979.07.19～1979.08.11	飛高憲雄、力武卓治	⑤、⑥
8134	5	赤坂１丁目12-8	ビル建設	70	1982.03.17～1982.03.26	田中寿夫	⑦
8343	6	祈念櫓	環境整備	36	1984.02.01～1984.06.12	井沢洋一	
8449	7	肥前堀１次	公園建設	580	1984.06.01～1984.06.12	福岡県教育委員会	
8533	8	肥前堀２次	市庁舎建設	150	1985.07.00～1985.08.00	折尾學、山崎純男	⑧
8747	9	鴻臚館３次	平和台野球場改修	650	1987.12.25～1988.01.20	山崎純男、池崎譲二、吉武学	
8829	10	鴻臚館４次	確認調査	856	1988.07.27～1988.12.10	山崎純男、吉武学	
8865	11	城西～城南内堀内壁	城堀水浄化	500	1988.07.27～1988.12.10	山崎純男、吉武学	本報告
8840	12	肥前堀３次	ビル建設	650	1988.11.07～1988.11.26	柳沢一男	

※各調査地点はFig.13参照。

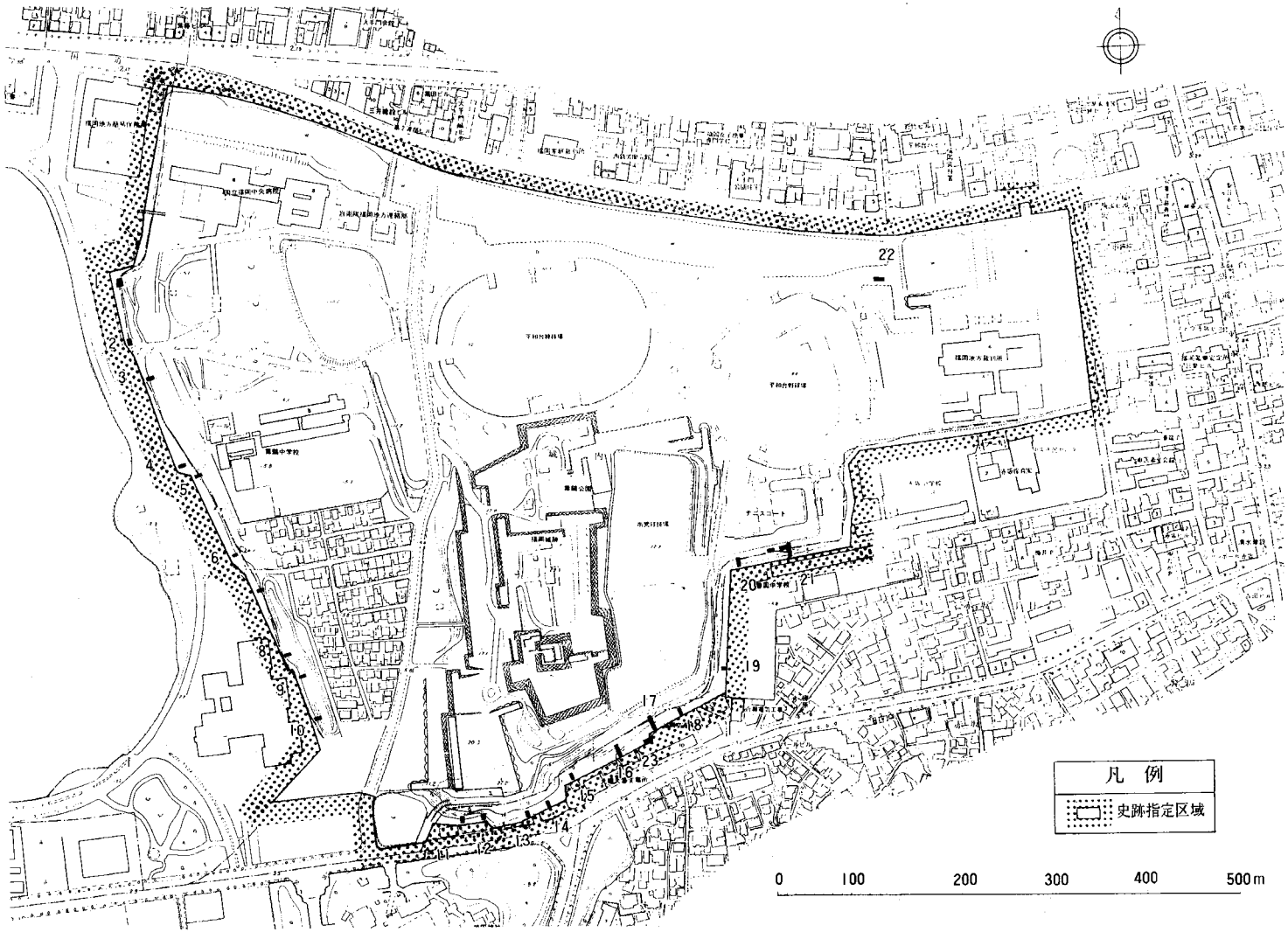

Fig. 2　調査区位置図

福岡城跡調査報告書一覧
①小田富士雄「福岡市福岡城跡採集遺物調査報告書」福岡市教育委員会　1961
②長沼賢海・渡辺正気「史跡福岡城発掘調査概報」福岡県教育委員会　1964
③「重要文化財　福岡城南丸多聞櫓修理工事報告書」1975
④「史跡福岡城跡環境整備報告書」福岡市教育委員会　1980
⑤飛高憲雄・力武卓治「筑前国福岡城三ノ丸　御鷹屋敷　福岡市埋蔵文化財調査報告書第59集」福岡市教育委員会　1980
⑥同　図録編　1990
⑦折尾學・池崎譲二他「福岡城址－内堀外壁石積の調査－福岡市高速鉄道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅲ　福岡市埋蔵文化財調査報告書第101集」福岡市教育委員会　1983
⑧折尾學・山崎純男「福岡城肥前堀　福岡市埋蔵文化財調査報告書第131集」福岡市教育委員会　1986

Ⅲ．調査の記録

1．調査の概要

堀水浄化に伴う工事は城の西側、南側、東側で行われたが、既存水路を利用する等掘削計画を伴わない東南側～東側部分については調査対象から除外した。

調査はトレンチ掘削によって内堀内壁のライン、構造を確認することを目的として行い、城西側から着手し、順次南、東へと移行し、トレンチ番号は掘削順に附した。城西側は北より第1～10トレンチ、南側は西より第11～21トレンチである。また、城堀水浄化工事に並行して、城北東部の上の橋周辺で舗道整備工事が計画されたためここもあわせて調査し第22トレンチとした。これら全調査終了後、城南部で水路工事に伴って新たに石垣が発見されたため追加調査し、これを第23トレンチとした。

第1～10トレンチでは一部を除き内壁石垣の裏込石を検出した。基盤は全て砂であり、土塁盛土も大半は砂ないし砂質土である。

第11～20トレンチでは石積みは見られない。基盤土は風化頁岩の岩盤かあるいはそれが流出して堆積した粘質土で、これを掘削し盛り上げて土塁としている。これら南辺部では岩盤が露出していたために、石垣等が不要であったものと思われるが、第23トレンチなどのように出隅部等コーナー部には部分的に石垣を構築しているようである。

第21トレンチでは土塁盛土中に埋め込まれた石積みを検出した。この石積みは古代の大きな掘り込みを埋める際、土留めとして構築されたもののようである。

第22トレンチは内堀の一部を昭和22年に埋めて通路とした地点にあたり、掘削の結果福岡城三の丸武家屋敷のものと思われる礎石等が出土した。

2．遺構

第1トレンチ　Fig.3　PL.1

三の丸北西隅から南へ約16mの地点に設定した。福岡城で最も西へ張り出した部分の出隅にあたる。調査範囲は南北5.2m、東西は北側で2m、南側で3.8mである。調査区内では攪乱（水路構築時）が著しく旧状を復し難い。土層は別記の通りで、①～⑧層まで後世の工事等による盛土である。⑨層は築城時の盛土の可能性があるが、⑩層以下は砂で自然堆積層である。土層堆積状態と周辺の地形から考えて、土塁端部はもっと西寄りになるものと考えられる。

なお、海抜－0.2～0.7mに存在する⑯層のBlack-Bandより上は海成砂（箱崎砂層か）、下は川成砂ではないかとの指摘を九州大学理学部下山正一氏より受けた。

第2トレンチ　Fig.3　PL.1

第1トレンチより南へ約60mに設定した。南北4.5m、東西3.0mを測る。深さ約1mまで削平されているが、北壁際と西壁断面に石垣裏込の石積みを検出した。裏込石は大小があり、トレンチ内では積み方に規則性を見ることができない。土層は①表土、②～④は工事による埋め土、⑤～⑥が土塁盛土で裏込石は⑥層の上層付近に集中している。石積みの基盤は⑦砂層で、海抜1.4m以下のレベルに堆積している。トレンチ西端から西側現水路まで0.9mを残しており、土塁裾部の石垣は現在水路となっている部分に重なるものと思われる。

第3トレンチ　Fig.3　PL.1

第2トレンチより南へ約38mに設定した南北2.0m、東西5.8mのトレンチである。土層は①現表土、②～④は現代の埋め土で、⑤は近世～現代までの表土で、ガラス瓶の破片などが出土した。⑥～⑮が土塁構築時の盛土に相当するが、石積みは見られない。⑯は基盤である砂層で海抜1.7mのレベルにある。⑤層（旧表土）が土塁勾配と同様な傾斜で下っていることから見て、土塁端部は現水路部分に相当するであろう。トレンチと水路の間は0.9mを残す。

第4トレンチ　Fig.4　PL.1

第3トレンチより南へ約100mに設定した。南北2.0m、東西5.0mである。土塁端部付近が著しく削平されている。土層は①現表土、②～⑦まで攪乱層で、⑧⑨層より下位が土塁盛土にあたり、⑧層中に石垣裏込石に相当すると思われる石積みが検出された。用いている石材は偏平なものが多い。トレンチと水路間は0.75mを測り、土塁端部は現水路部に相当しよう。

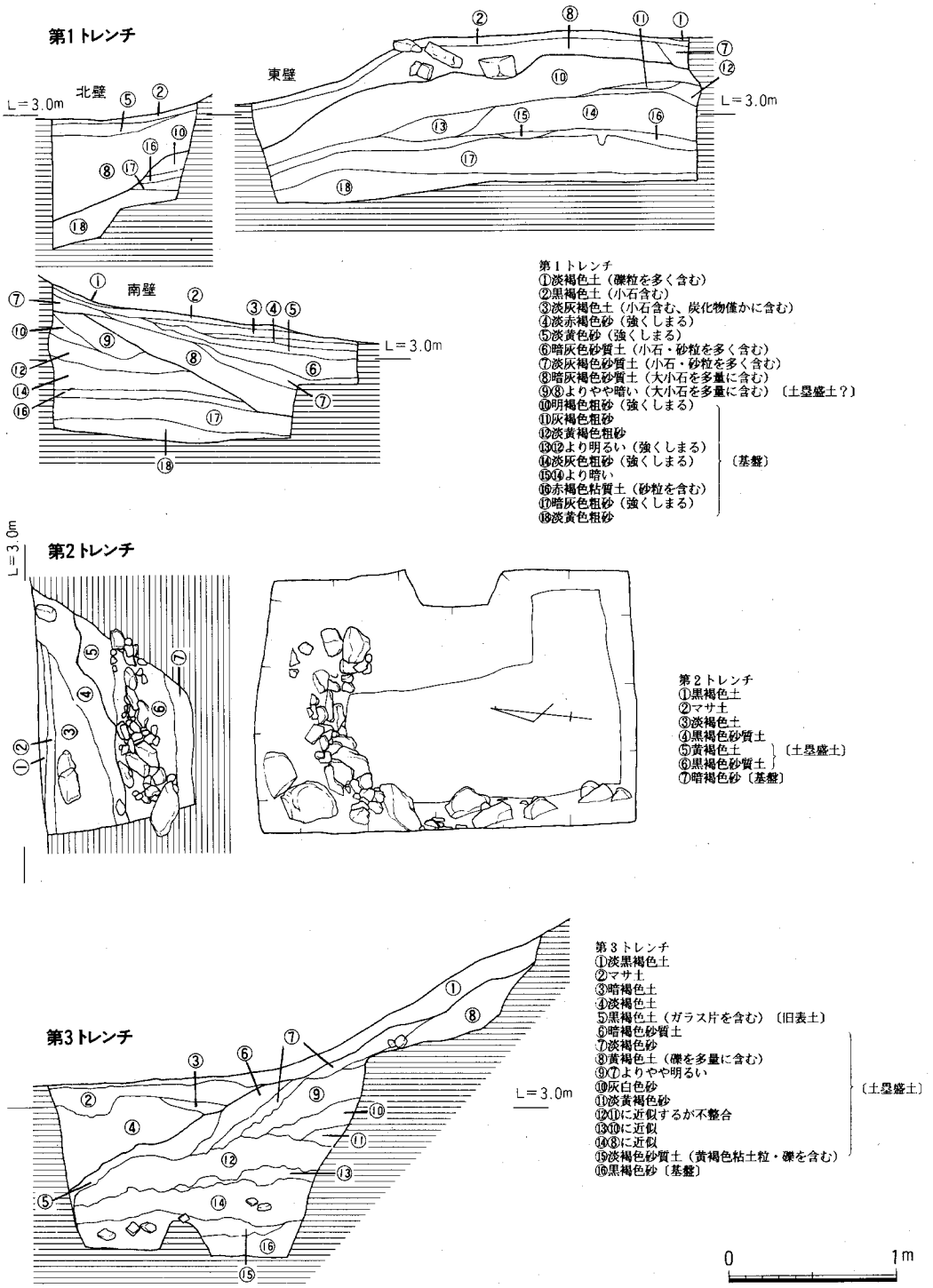

Fig.3　第1～3トレンチ実測図

第5トレンチ Fig.4 PL.1

第4トレンチの南東約20mに設定した南北2.0m、東西4.6mのトレンチである。当トレンチは後世の攪乱が著しく、特に土塁端部（西側）では基盤層まで削平を受けていた。①層表土、②～⑤層は攪乱層で、⑥～⑧層が土塁盛土である。⑨層の基盤は砂層で、上端のレベルは海抜2.0mほどになる。

第6トレンチ Fig.4 PL.1・2

第5トレンチから南へ約80mの地点に設定した。調査区は南北1.4m、東西4.5mを測る。土層は①層表土、②③層は後世の埋土、④層は旧表土、⑤～⑧層が土塁盛土で、土塁端部の遺存状態は良好であった。トレンチ西端で石垣裏込石を検出した。角礫を用いており、西側に大きな礫が多く、裏込石の天端は海抜1.6mにある。トレンチ～水路間は0.8mで、土塁端部は現水路部に相当しよう。

第7トレンチ Fig.4 PL.2

第6トレンチから南へ約45mの地点に、南北1.7m、東西7.2mに設定した。土塁端部が削平されているが、石垣裏込石を検出できた。土層は①層表土、②～⑤層は後世の埋土である。⑥層が近世の表土層にあたり、⑦～⑧層は土塁盛土で、基盤である風化頁岩の掘削土を盛り上げている。トレンチ～水路間は1.0mを残しており、土塁端部は現水路部に相当しよう。

第8トレンチ Fig.5 PL.2

第7トレンチの南約50mに設定した。南北1.3m、東西3.7m。土塁端部にかけて大きく削平されているが、石垣裏込石がかろうじて遺存していた。①層表土、②～⑦層は水路構築時の攪乱層である。⑧層は近世の旧表土で、部分的に遺存する。⑨～⑪層は土塁盛土で、基盤である砂を盛り上げている。⑫⑬層は基盤の砂層である。トレンチ西端から現水路まで0.7mを測り、土塁端部は水路部にあたろう。

第9トレンチ Fig.5 PL.2

第8トレンチの南約45mに設定した。南北1.7m、東西3.2m。西端の水路寄りの部分が削平されているが、概ね良好に石垣裏込石が残っていた。裏込石は角礫を用い、西側に大礫を配し、その裏に小礫を充填している。③層まで後世攪乱層で、④層が旧表土、⑤～⑨層は土塁盛土で、上層に粘質土、下層に基盤である砂を盛り上げている。⑩層は基盤をなす砂層である。やはり土塁端部は現水路部分にあたるものと思われる。

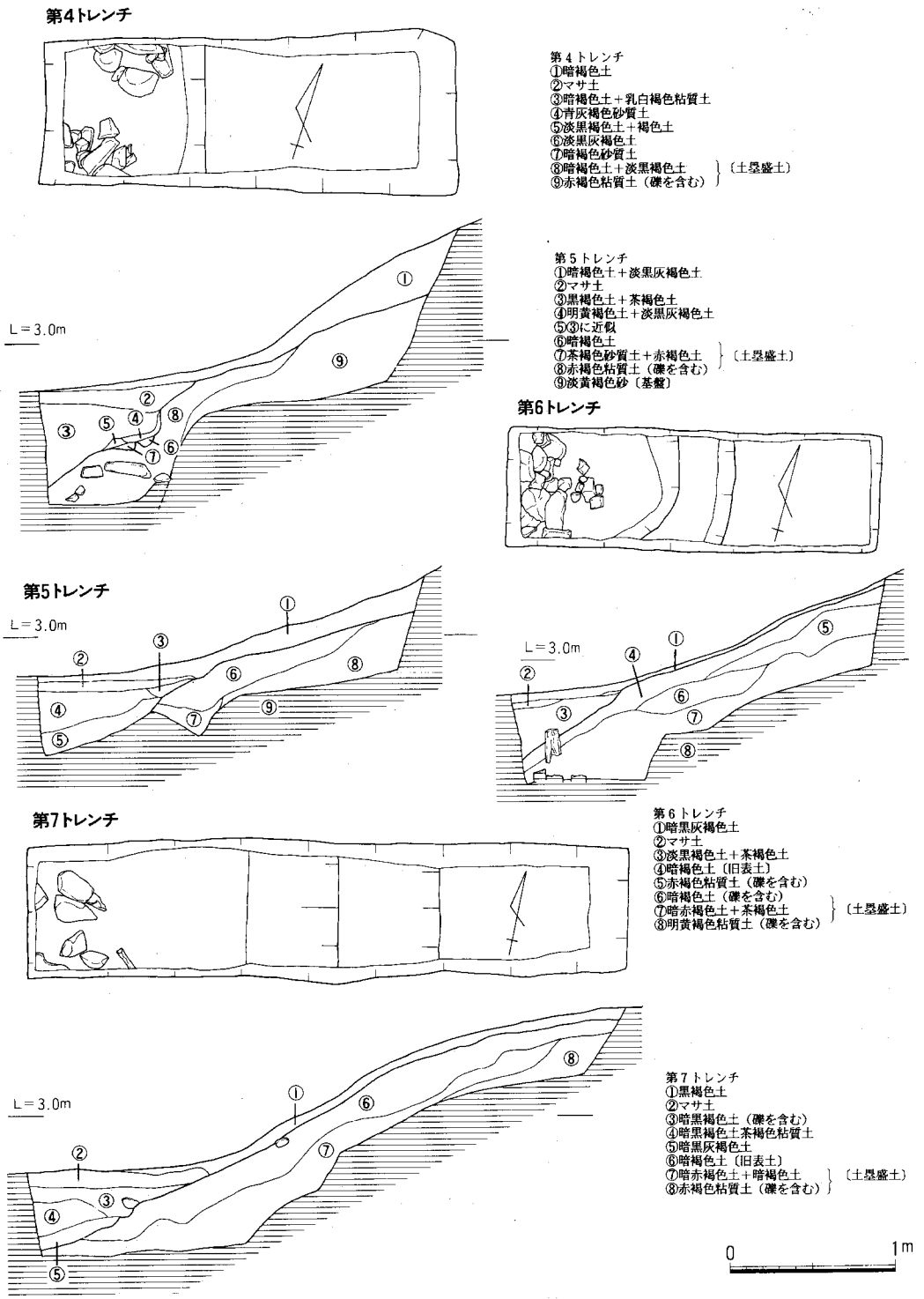

Fig. 4　第４～７トレンチ実測図

第10トレンチ　Fig.5　PL.2

第９トレンチから南へ約45ｍ、三の丸の南西コーナー部からは北へ約36ｍの地点にあたる。南北1.6ｍ、東西4.7ｍの範囲を掘削した。トレンチ西端部に石積みを検出したが、水路構築時の破壊が著しく、その大部分は原位置を保っていない。層位は①層表土、②～⑨層まで攪乱層で、⑩層が旧表土、⑪～⑭層は土塁盛土である。基盤は⑮層灰色砂で、これの掘削土を盛り上げて土塁としている。前トレンチ同様、土塁端部は現水路部に重なるものと考えられる。

第11トレンチ　Fig.5　PL.3

福岡城南西隅に残る内堀（６号堀）から東へ約30ｍの地点に設定した。本地点の北側土塁上には重要文化財南丸多聞櫓があり、櫓南側土塁頂部と土塁下端部（調査地点）との比高差は20ｍを測る。土塁端部を南北に4.7ｍ断ち割って調査した。⑦層以上は全て攪乱層であり、⑧層が土塁盛土である。旧来の表土は残っていない。また土塁盛土は基盤層である粘質土を掘削したものを用いている。

第12トレンチ　Fig.5　PL.3

第11トレンチの東側約20ｍに設定した。南北に4.1ｍの長さを調査した。土層の状況は第11トレンチとほぼ同様である。

第13トレンチ　Fig.6　PL.3

第12トレンチの東約50ｍに設定した。南北に4.8ｍを測る。①～③層まで表土と後世の盛土で、④～⑦層が土塁盛土、⑧層が基盤（粘質土）である。土塁盛土はおおむね基盤掘削時の排土であるが、一部には砂を用いており、西側から運んできたものと見える。

第14トレンチ　Fig.6　PL.3

第13トレンチから東へ約22ｍの地点である。南北に4.8ｍである。削平が著しく、③層まで現代の層。④層は土塁盛土で、細砂を盛り上げている。

第15トレンチ　Fig.6　PL.3

第14トレンチの北東約40ｍに設定した。南北5.1ｍを測る。福岡城天守台の真南にあたる位置で、天守台頂部とトレンチの比高差は実に約35ｍを測る。土塁端部（南端）で急激に落ち込んでいるが、これは後世の掘削によるものである。①～⑤層まで現代層で、⑥層が土塁盛土、⑦層が基盤である。基盤および土塁盛土は粘質土である。

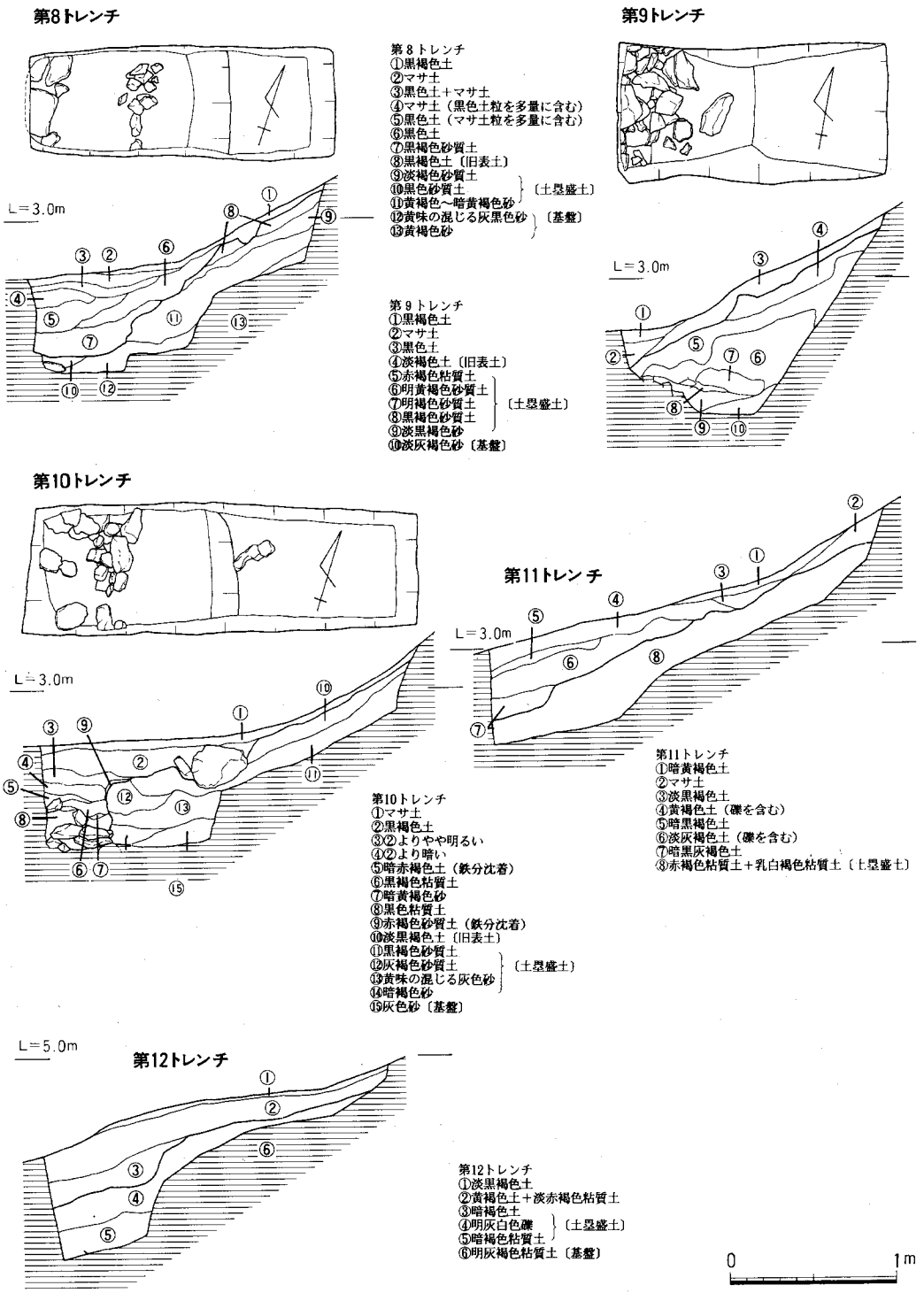

Fig. 5　第8～12トレンチ実測図

第16トレンチ　Fig.6　PL.3

第15トレンチの東北東約52mの地点である。当地点周辺には樹木等の障害物が少なかったため、南北に11.5mの長大なトレンチを設定した。土塁中位部の標高3.5mの位置に幅約2m強の平坦地が存在することを確認し、犬走りかと思われたが、東側の第17トレンチでは検出できなかった。土塁を覆っていた旧表土層を2枚確認できる。⑧層が第一次、⑥層が第二次の表土である。⑨～⑬層が土塁盛土で、基盤である⑭層風化頁岩を掘削して盛り上げている。

第17トレンチ　Fig.7　PL.4

第16トレンチの東北東約50mの地点に設定した。16同様長めで南北長は10.4mを測る。⑧層以上は堀埋土などの現代層である。⑨層は旧表土、⑩～⑬層は土塁盛土であるが土塁下端付近では削平されて残っていない。⑭層が基盤の風化頁岩で、これを掘削した排土を土塁として盛り上げている。

第18トレンチ　Fig.7　PL.4

第17トレンチの東北東約28mに設定した。二の丸南東隅からは西南西へ約50mである。北側に公園舗道が接するため、南北長は5.4m とやや短い。当地点でも土塁端部の削平が著しい。土層は⑨層まで現代層で、⑩層が旧表土、⑪層が風化頁岩を盛り上げた土塁構築層である。⑫層は基盤層で、風化頁岩の上に砂岩が乗っており、自然的な地層の逆転現象を示している。

第19トレンチ　Fig.7　PL.4

二の丸南東隅から北に約20mの地点に設定した。当地点は土塁を含めた城内壁が南北に走行する地区内にあり、土塁は東に傾斜している。公園舗道があるため調査範囲が限られ、トレンチは東西に4.2m の長さである。壁面崩壊の恐れがあるため現地表面から2.7m の深さで掘削を断念した。土塁盛土層や基盤層には達しなかった。

第20トレンチ　Fig.7　PL.4

第20、21トレンチは土塁が東西に走行する地域にあり、現在調査中の鴻臚館跡と推定される遺構群の南端部に相当する。第20トレンチはその西隣に城内壁の入隅部が存在する。土塁端部を南北5mの長さにわたって調査した。⑩層までは現代の盛土と見られる。⑪層は暗褐色の粘質土であり、第21トレンチでの観察から古代～中世の遺物を包含する層であることが確認されている。⑫層の基盤土は風化頁岩が流出堆積した粘土層で、風化頁岩の直上に存在する層である。当トレンチでは明確な土塁盛土は確認できなかった。

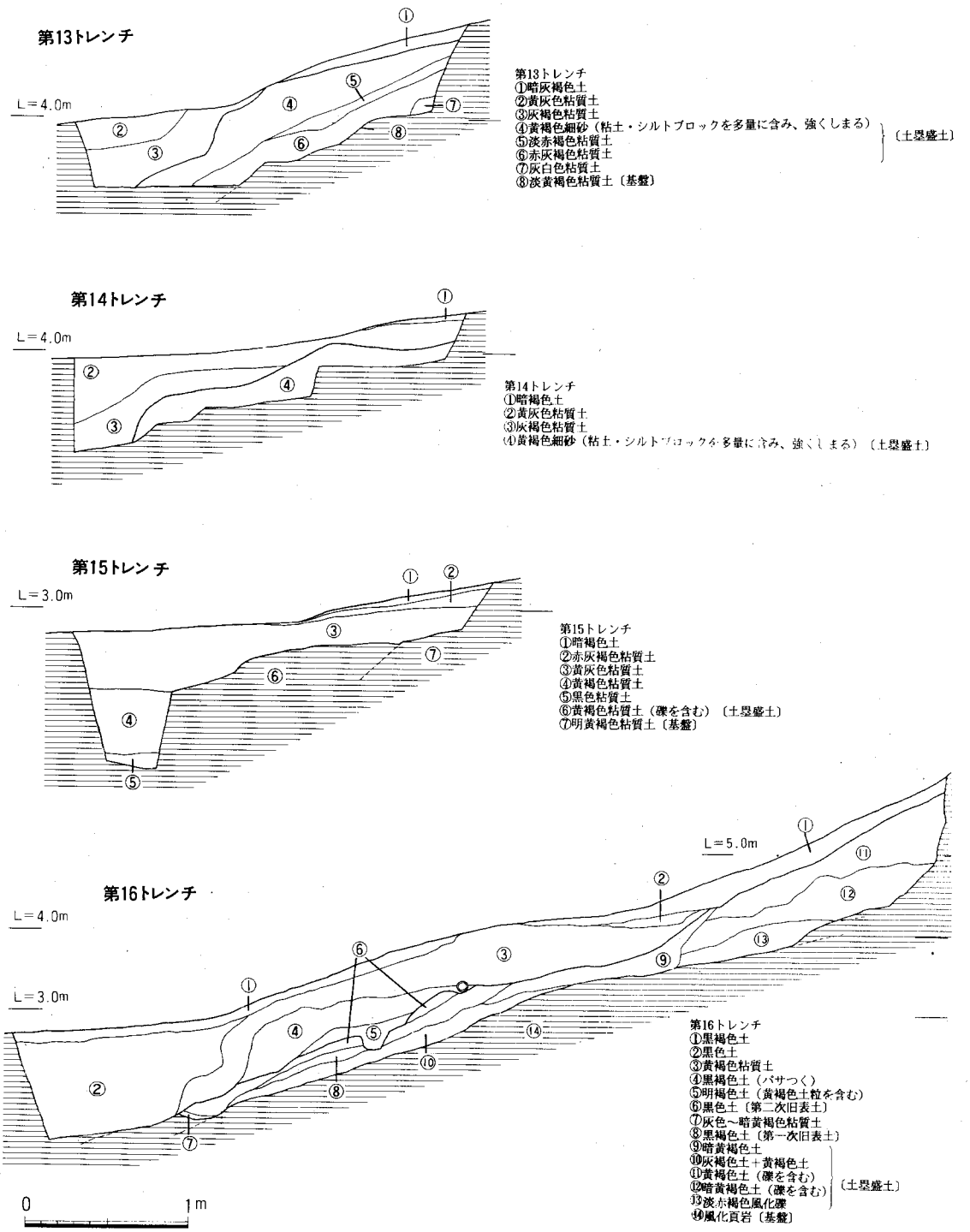

Fig. 6　第13～16トレンチ実測図

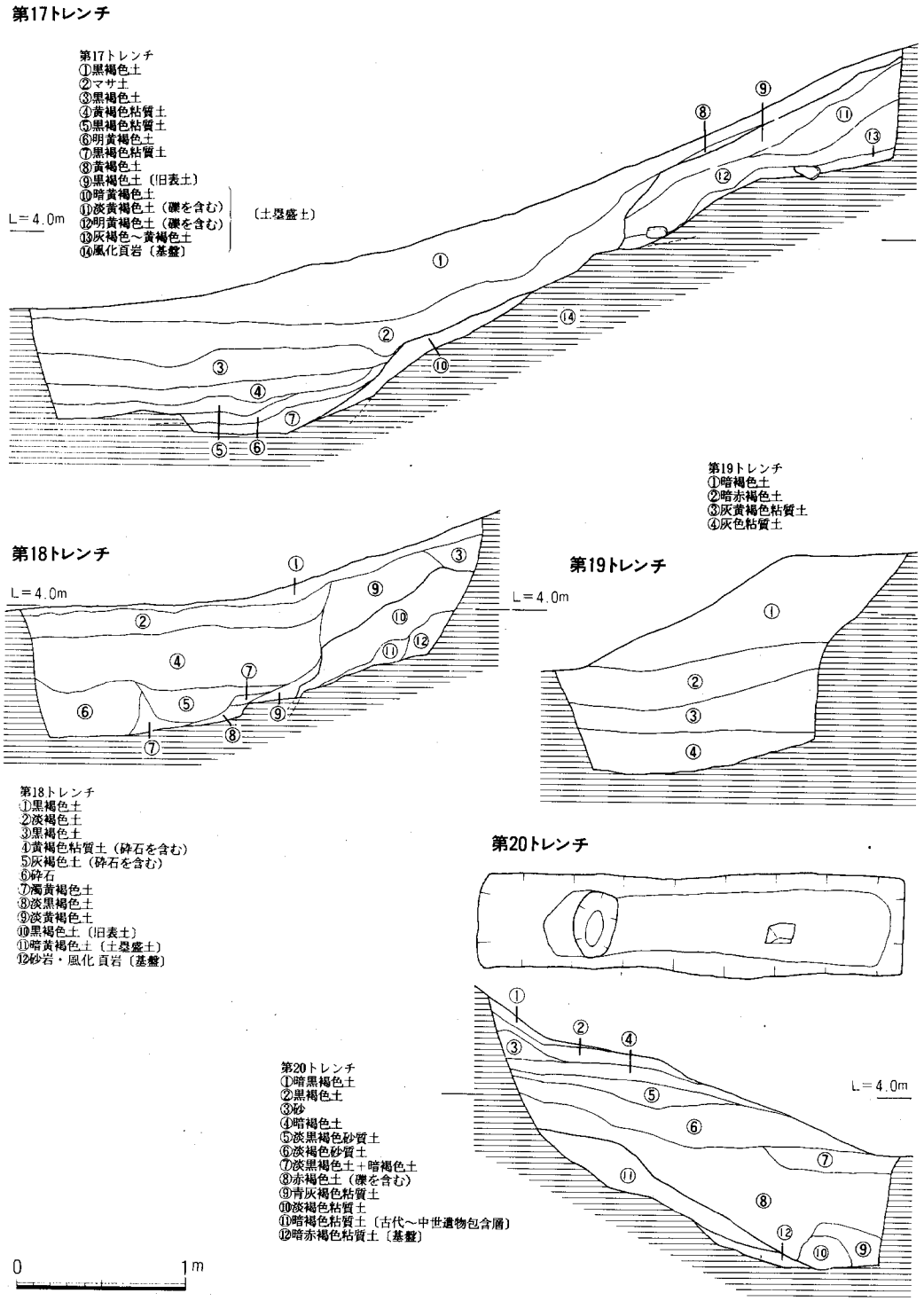

Fig. 7　第17～20トレンチ実測図

第21トレンチ　Fig.8～10　PL.4

第20トレンチから約60m東に設定したが、近世の石積みを検出したため大幅に西側へ調査区を拡大した。調査はまず東側の南北に長いトレンチから始めたが、北端部で南西側へ下る落ち込みを検出したため西側へ拡張し、石積みを検出した（A）。当初検出したこの石積みが西側へ伸びて行くため、これを追う形で更にトレンチを掘り進め（B）、最終的に西側に別の調査区を設けて石積みと掘り込みの西端部を確認した（C）。

掘り込みは東西幅22m強に及んでおり、東側ではこの直上に古代～中世の遺物包含層が乗っている。石積みはこの古代の掘り込みを東西に横断する形で構築され、東西長15.8mを測る。石積みは深度まで及んでおり、狭いトレンチ内ではその下部構造まで調査できなかった。

Fig.9はAトレンチの北壁と東壁の断面である。土塁下端部は削平されている。①～⑤層は埋土、⑥層は表土、⑦～㉗層は土塁盛土、㉘層は古代～中世の遺物包含層、㉙層は基盤で風化頁岩が流出堆積した粘質土層である。土塁盛土には明らかに積直しの痕跡が認められ、㉓㉔層等の旧土塁の上に㉑層以上の新土塁が構築され、石積みはこの新土塁の構築に伴って施されている。 Fig.10は西側へ拡張したCトレンチの北壁と西壁の断面である。②～⑧層は後世の掘り込み、⑨～㊻層が土塁盛土、㊼層の基盤はAトレンチと同じ粘質土である。以上の土層の状態から見て、築城時にはこの地点に巨大な窪みが存在しており、初めはこれにじかに盛土したが、後に地滑りを起こして崩壊したため石積みで補強して再度土塁を盛ったという経緯が伺われる。

当トレンチの北側台地上には鴻臚館跡と見られる遺構群が展開しており、現在調査中であるが、鴻臚館跡の東西幅を一町に求めた場合、その中軸線は地形的に見てB－Cトレンチ間を通ると想定されるため、前記の掘り込みが鴻臚館跡南門に関連するものである可能性がある。そのため鴻臚館跡調査の一貫として平成元年度（本報告になる福岡城調査の次年度）に当地点を再度調査した結果、南門跡と想定される基壇跡を発見したが、その際に石積みが南北幅2.3m、東西長15.8mの規模で石塁状に構築されたものであることが分かった。

第22トレンチ　PL.4

福岡城北東部に架けられた上の橋南西脇で掘削したトレンチである。当地点は平和台野球場建設時に内堀の一部を埋めて通路とした部分で、野球場内を掘削した際に発見された礎石を埋め込んだと聞く。重機で約4mほど掘削したが、礎石とともに出土した遺物は全て近世以降のものであり、野球場内の礎石列は福岡城家老屋敷に関連したものであった可能性が強い。

第23トレンチ　Fig.11

当遺構は調査終了後の水路建設時に発見されたものである。位置は城南側の第16～17トレン

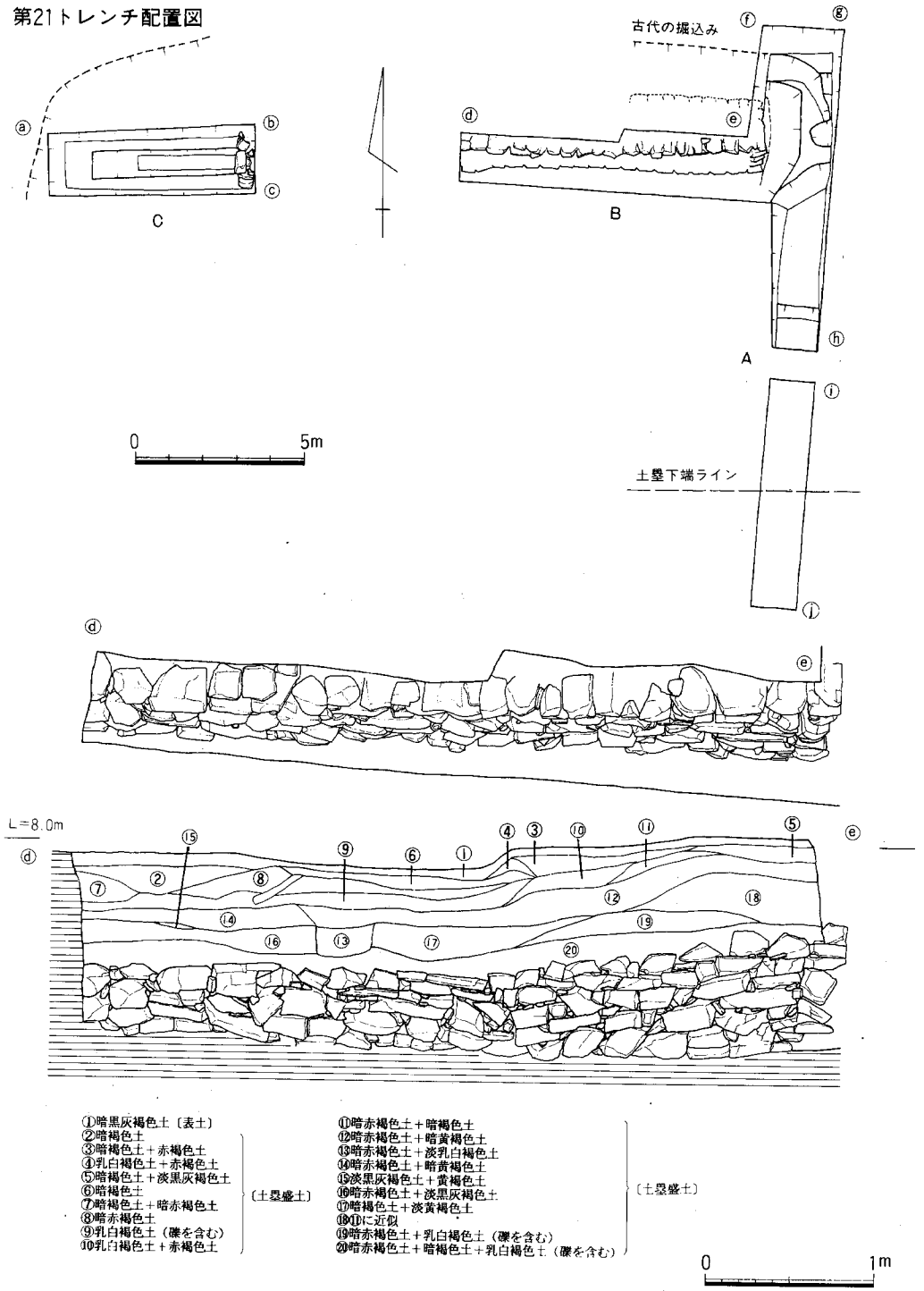

Fig. 8　第21トレンチ実測図・Ⅰ

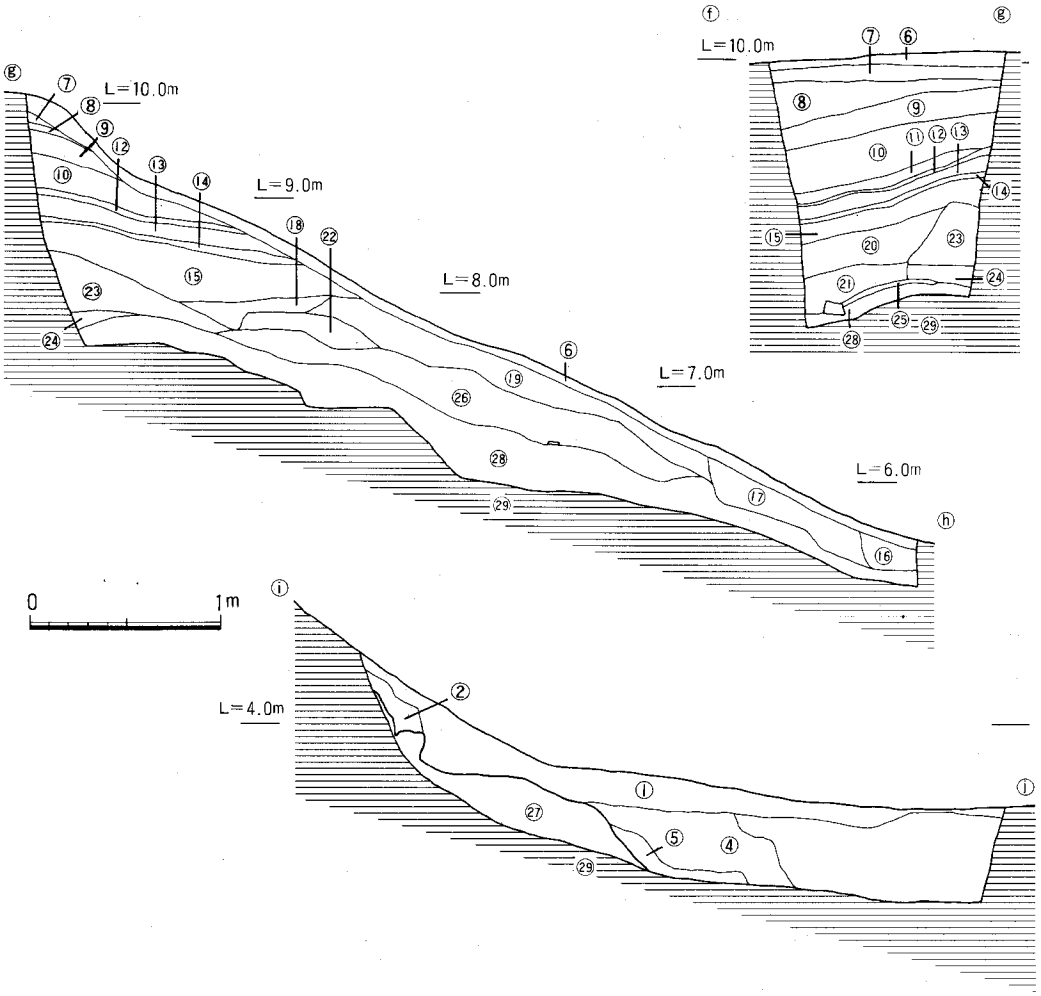

①黒褐色土
②明黄褐色土
③黒褐色粘質土
④淡褐色粘質土
⑤黄褐色粘質土
⑥黒褐色土〔表土〕
⑦暗褐色土
⑧暗赤褐色土
⑨淡赤褐色土＋乳白褐色土
⑩暗褐色土（暗赤褐色、暗黄褐色、乳白褐色土の粒を含む）
⑪⑧に近似
⑫淡灰褐色土＋乳白褐色土
⑬⑧に近似
⑭⑫に近似
⑮暗赤褐色土＋黄褐色土
〔土墓盛土〕

⑯暗褐色土
⑰暗褐色土＋淡灰褐色土
⑱⑰に近似
⑲暗赤褐色土＋暗褐色土
⑳⑩に近似
㉑暗赤褐色土＋淡乳白褐色土
㉒暗褐色土＋淡乳白褐色土
㉓淡黒灰褐色土＋乳白褐色土
㉔⑮に近似
㉕淡黒灰褐色土＋暗褐色土
㉖㉓に近似
㉗明黄褐色土（礫を多量に含む）
㉘黒褐色土〔古代～中世遺物包含層〕
㉙暗赤褐色土〔基盤〕
〔土墓盛土〕

Fig. 9　第21トレンチ実測図・II

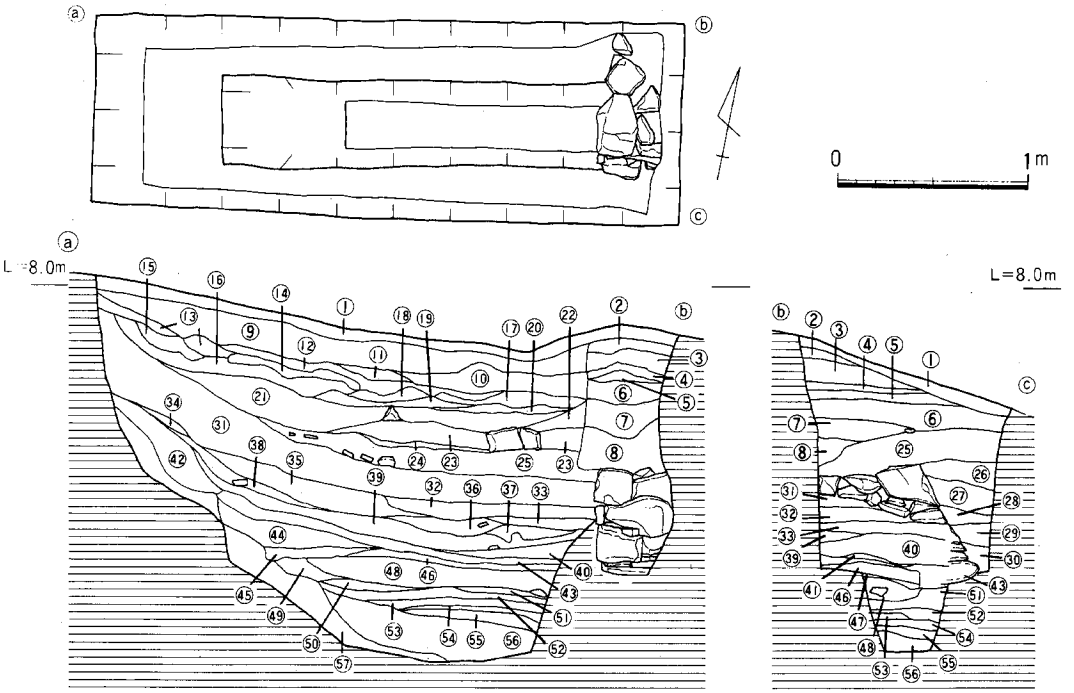

①暗黒灰褐色土〔表土〕
②暗褐色土＋淡赤褐色土
③暗黄褐色～円赤褐色土
④乳白褐色土
⑤暗赤褐色土
⑥暗赤褐色土＋褐色土
⑦淡赤褐色土＋乳白褐色土
〔掘り込み〕
⑧暗褐色土＋黄褐色土
⑨暗褐色粘質土
⑩赤褐色土
⑪淡赤褐色土（小礫を含む）
⑫淡赤褐色土＋乳白褐色土
⑬暗黄褐色土＋赤褐色土
⑭乳白褐色土
⑮⑩に近似
⑯⑭に近似し、礫を含む
⑰暗褐色土＋淡赤褐色土
⑱赤褐色土＋乳白褐色土
⑲暗赤褐色土＋黄褐色土
⑳乳白褐色土＋淡黄褐色土
〔土墨盛土〕
㉑赤褐色土＋暗黄褐色土
㉒乳白褐色粘質土＋淡赤褐色土
㉓暗赤褐色土＋暗褐色土
㉔乳白褐色土＋灰青褐色粘質土
㉕④に近似
㉖暗褐色土＋赤褐色土
㉗暗赤褐色土
㉘㉙に近似
㉙暗褐色土
㉚暗黄褐色土
㉛暗赤褐色土＋茶褐色土
㉜暗赤褐色土＋淡黒灰褐色土
㉝㉚に近似
㉞㉛に近似
㉟暗赤褐色土
㊱乳白褐色土
㊲赤褐色土
㊳㊴に近似
㊴酸黒褐色土
㊵黄褐色土＋淡黒灰褐色土
〔土墨盛土〕
㊶㊵に近似
㊷淡黒灰褐色土（礫を含む）
㊸暗赤褐色土＋黄褐色土
㊹暗褐色土
㊺乳白褐色土
㊻暗黄褐色土＋赤褐色土
㊼暗黒灰褐色土＋赤褐色土
㊽暗褐色土（礫を含む）
㊾黄褐色土
㊿暗褐色土
(51)㊼に近似
(52)暗赤褐色土＋黄褐色土
(53)赤褐色土
(54)淡黒灰褐色土
(55)赤褐色土
(56)㊷に近似
(57)暗赤褐色土〔基盤〕
〔土墨盛土〕

Fig. 10　第21トレンチ実測図・Ⅲ

チ間にあたる。検出された遺構は出隅部分の石垣で、二段めまでを確認した。石垣の天端は標高2.6m前後である。城南側の他のトレンチでは石垣および裏込石等は全く検出されていないが、各入隅、出隅部分にのみこのような石垣が構築されていた可能性がある。

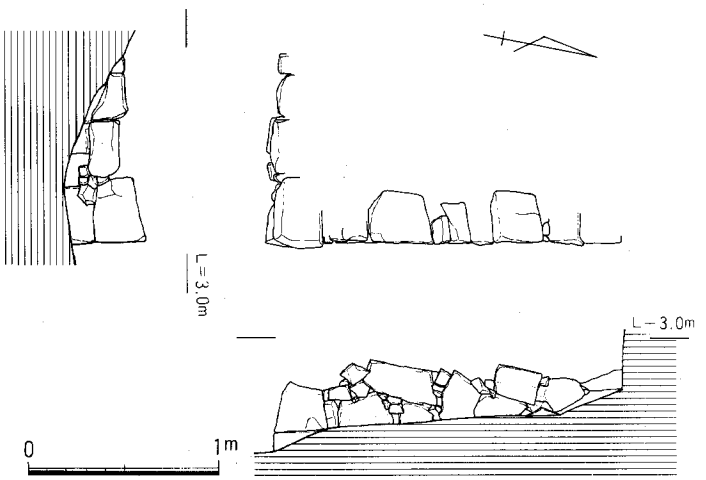

Fig. 11　第23トレンチ実測図

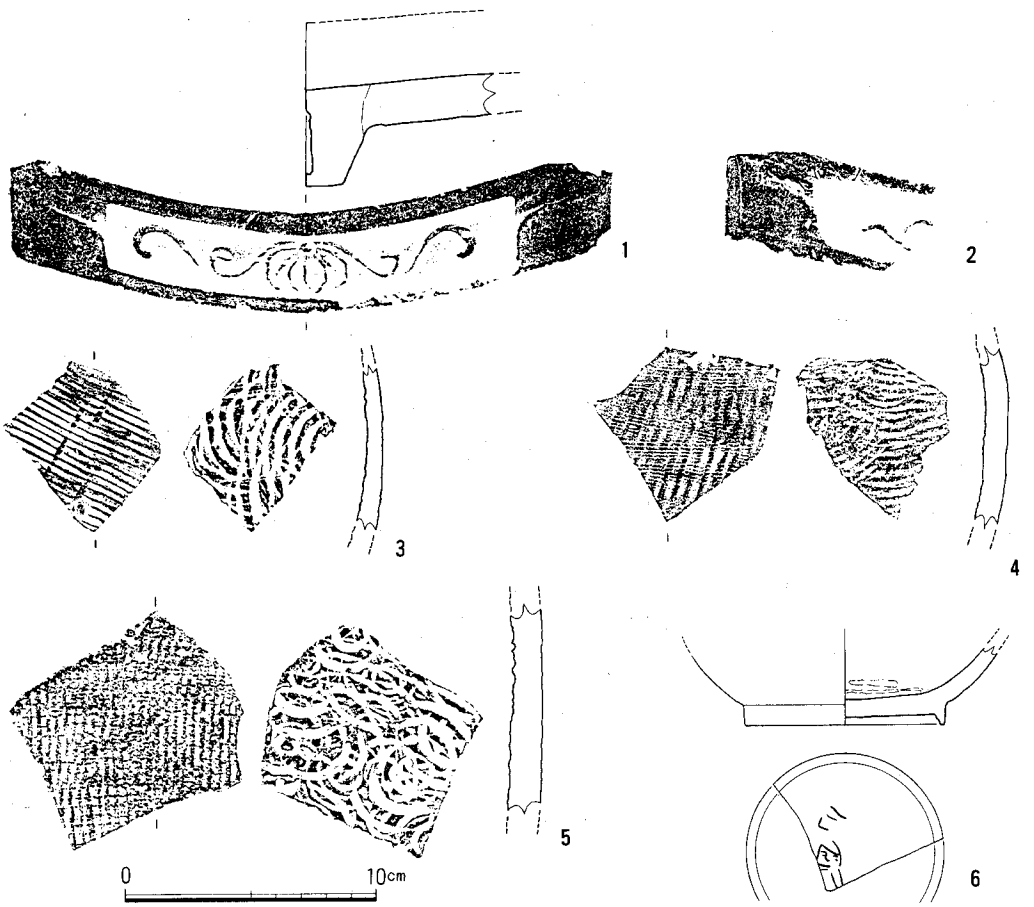

Fig. 12　出土遺物実測図

3．遺物

計23ヶ所のトレンチからはコンテナ２箱の遺物が出土した。大半が第21トレンチで得られた鴻臚館跡に関連する遺物だが、この他特記すべき事に、西側の第２トレンチから須恵器、南側の第16トレンチから布目瓦が出土しており、周辺に古代遺跡の存在が想定される。

１、２は近世の軒平瓦である。１は第２トレンチ、２は第21トレンチから出土した。１は瓦当内区に均整唐草文を施す。同様な文様を持つものが過去の採集品の中にある。３～５は須恵器甕の破片で、第２トレンチより出土した。３点とも別個体で、ともに外面に平行タタキを施している。６は越洲窯系青磁の碗である。底部片で、高台は削出し、全面にオリーブ色の釉薬が施されている。外底面に線刻が施されており、一見絵画（人物？）のようにも見える。第21トレンチより出土した。

Ⅳ．小結

今回の調査成果は以下の２点になろう。

①城西側は土塁裾部にのみ石積みを施す、いわゆる腰巻石垣である。これに対し城南側では岩盤が露出しているためか一般に石垣が無く、第23トレンチのような出隅あるいは入隅部分にのみコーナー部分を補強するための部分的な石垣が施されている。

②城西側では砂地の上に石垣を築いている。下部構造は把握できなかったが、石垣上部の土塁も砂を盛り上げているところが多く見られる。これに対し、城南側では福岡城一帯の基盤地質である風化頁岩、砂岩等の岩盤が露出している。このことは「筑前国続風土記」に記されている福岡城築城以前の地形『城の西の方、むかしは福崎の汀まて入海有て、廣き潮入の斥地なりしを、此城築るゝ時、是を埋て平地とせは、人力多く費なん』『城の南方は、赤坂山より本丸の山につゝきて、要害のためあしかりしかは、山をほり切て隍とし』という状況を裏付けるものと言えよう。

今回の調査の主眼は今まで未調査であった城西側と南側の内堀内壁の正確なラインを検出することにあった。今回の調査成果と、過去に地下鉄建設に伴って行われた城北内堀外壁の調査成果、また現在残されている石垣の状況などを併せて、内堀の外郭線復元を試みたのがFig.13である。未だ不明な部分が多々あり、Ⅴ章に掲載をお願いした福岡城古絵図等の更なる収集と検討、また発掘調査などによる福岡城の実態解明が切望される。

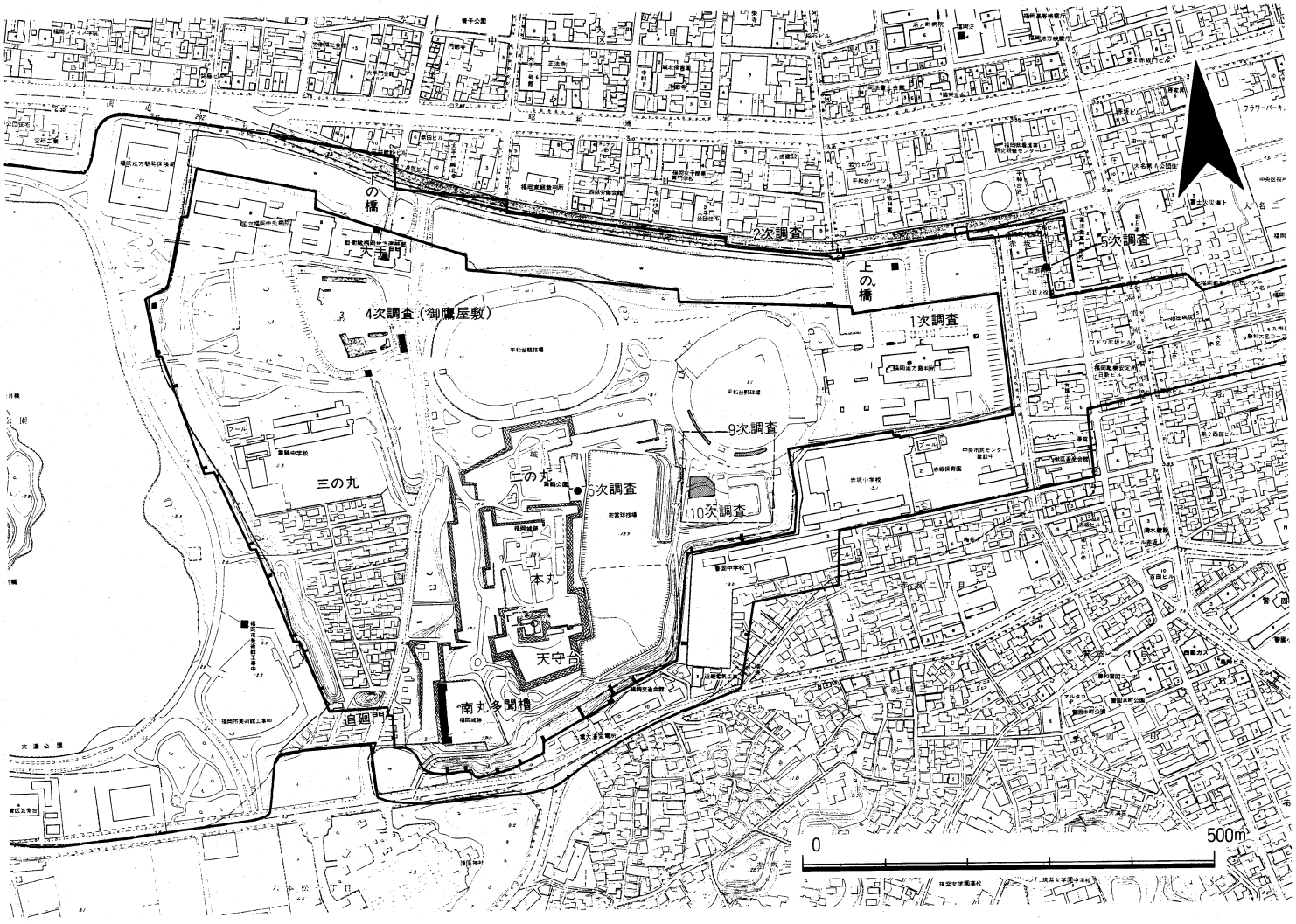

Fig. 13　福岡城内堀内壁復元図

以上、①～⑦が『年表稿』に掲げた「天守」史料である。年表に掲げなかった次の⑧⑨⑩も一連のものとみることが可能である。

⑧ 態申聞ゟ、石垣之儀来月十二日ゟつかせ可申ゟ間、可成其意ゟ、則着到明晩両人可有持参ゟ、此由各へ可申ゟ、其内石を寄させ可申ゟ、恐〻謹言

七月廿四日　　如水　御書判

野口左（一虎）介殿

益田与（宗清）介殿

（野口805）

⑨ （略）

一 天守之石垣今日ゟ可被申付ゟ哉、由断ハ有間敷ゟへとも精を入可被申ゟ

（略）

八月十二日　　如水（花押）

栗四郎右衛門殿（栗山利安）

井九郎右衛門殿（井上之房）

黒惣右衛門殿（黒田直之）

後又兵衛殿（後藤基次）

母多兵衛殿（母里友信）

黒三左衛門殿（黒田一成）

（三奈1148）

⑩ 以上

態申遣ゟ

一 とりをひねゟハゝ、正安此方へこし可申事

一 天守を此月中ニ柱立可仕ゟ間、其通大工・奉行ともへかたく可申聞ゟ、恐〻謹言

二月十五日　　長政（黒印）

黒田三左衛門殿

（三奈1166）

この他、「天守南之方つきさしの石垣急つき可申ゟ」（三奈1170）や、四人づつ四番の「天守之番衆」を定めた史料（資料405）などがある。

⑤一　天守ニ有之道具并家内之道具、何も諸道具之分不残相改、大帳ニ仕、内匠（小林重利）・十太夫（含八正俊）両人ニ当、可指越ゟ

極月十五日　忠之　御書判

郡　正太夫とのへ

（郡家530）

③は黒田長政遺言覚写であり、官兵衛は長政の四男高政で初代東蓮寺藩主（後、直方藩と改称）である。一ノ谷の甲は、黒糸威胴丸具足の名称で国の重要文化財の指定を受けている。④⑤は二代藩主忠之の判物である。忠之の藩主就任・退任年月日は元和九（一六二三）年十月～承応三（一六五四）年二月十二日である。④⑤の内容は、①②に見える天守破却の記事と相違して忠之代の天守の存在を示している。いずれにしろ構造・規模は不明ながらも何らかの構築物の存在を示すものである。なお、正保三（一六四六）年前に成った城絵図には天守はなく、天守台が画かれるのみである。

以上のように天守の存在を前提とすれば、次の⑥⑦は長政が福岡城天守の普請について指示しているごとくに考えられる。

⑥　猶以、此状吉へも見せ可申ゟ、以上

昨日到伏見、罷着ゟ

一　其地普請之儀、てんしゆノうら石かき、九月中ニ出キゟ様ニと、皆〻申遣ゟ間、惣右衛門（黒田直之）并年寄共ゝしめ普請所ニ相詰ゟか、石場ニ居ゟ而振舞ニあろき（ママ）申ゟか、又ハ知行所へゝいりくつろき申か、毎日よく〳〵見ゟ而つけおき可申ゟ、油断有間敷ゟ事

一（略）

一（略）

八月廿六日　長政　御書判

上原与平（直近）次とのへ

堀　久　七とのへ

林　太郎右衛門とのへ

（林891）

⑦　猶々、我ホ下国ゟハぬ已前ニ、天守どだい出来ゟ様精入可申付ゟ、権右衛門ニ申遣ゟうち、石かきをも可申付ゟ、以上

其地普請之儀、無油断精入可申ゟ、随而城山手かさよりのおかび之所、拾壱間ニ石垣つき申ゟへと申付置ゟ所、たとへたと（衍）へ如水このミ相違ゟとも、前之ことくニ可申付ゟ、三十間ニ居矢倉并天守之明間（ママ）ゟ、為其申越ゟ、謹言

九月朔日　黒甲　長政　御黒印

益田与（宗道）介殿

野口左介殿

（野口811）

⑦の黒甲長政は黒田甲斐守長政。長政の筑前守任官は慶長八（一六〇三）年三月二十五日なのでそれ以前のものである。なお、長政の京着は慶長八年二月二十三日。「城山手かさよりのおかび之所」の叙述は福岡城築城中の福崎の地形を想わせる。

術研究等且又建築斯道」の参考となるのみならず、「此上ナキ舊時ノ好紀念物」として、「風致景容ノ設備」ともなるというものである。興福寺の五重の塔が金十五円で落札された（石井研堂『明治事物起源』。）（高田良信『「法隆寺日記」をひらく』〔ＮＨＫブックス510〕では明治三十八年に二百五十円で買い手が付いたという「大和新聞」の記事を引く。）「文明開化」の時代と、宮内省に臨時全国宝物取調局が設けられ九鬼隆一の下、フェノロサ・狩野芳崖・岡倉天心がその掛を命じられたのが明治二十一（一八八〇）年であった時代背景を想う時、この申請理由に「由緒」を「文明」化する高い認識を見る思いがする。ちなみに偶然ながら、岡倉天心が九州を旅し、博多聖福寺で「聖福寺古地図一巻」を検分したのが（岡倉天心「九州・支那旅行日誌」）これよりも五年後の明治四十五（一九一二）年のことであった。

三　天守について

『年表稿』に掲げた「天守」関係史料は以下のとおりである。

先ず次の①②は、文化財保存計画協会が熊本城宇土櫓他の修理・復元のため「細川家史料」を再調査中見い出されたものである（西日本新聞　平成元年十月十六日付朝刊参照）。

①一黒筑前殿（黒田長政）之儀、二・三日以前ニ御目見被仕候、内々御めし候て被下候様ニ申候つる、左も無御座候哉、御前へ被出候時、當暮ニ罷下候ハンと思召候ハヽ、むやく罷下候由、御意之通承及候、又、主居城をも、大かたむきやく被仕候而被参候様ニ、下々取沙汰申候、いつれニ天主なとをくつされ候事ハ、必定之様ニ申候、定可被聞召と存候事、

〔元和六（一六二〇）年三月十五日　（細川）〕

②尚々、（略）、又ちく前縁邊之事、何とも取沙汰無御座候、ふく岡の天主、又家迄もくづし申候、御代ニハ城も入不申候、城をとられ申候ハヽ、御かげを以取返し可申と存、如右申付候よし被申上と承候、（略）、

〔元和六（一六二〇）年三月十六日　（細川）〕

①から福岡城天主（守）が取り壊される噂があったこと、②から長政の恭順の姿勢（「御代ニハ城も入不申候、城をとられ申候ハヽ、御かげを以取返し可申」）が知られる。天守の存在を窺わせる史料である。

ところで福岡藩側にもこれと呼応する以下の史料を見い出せる。

③高麗ニて我ホ着ハ一ノ谷ノ甲遣ハ、福岡天守ニ有之（東蓮寺藩主高政）官兵衛ニ遣分

〔元和九（一六二三）年三月二十日　（啓藩36）（諸家1496）〕

④伊藤二郎兵へ差下ハ条、申遣ハ、爰元銀子無之ハ間、銀子弐百貫目程従天守取出、二郎兵へニ相渡可指越ハ、為其申遣ハ也

八月四日　　忠之　御書判

野村隼人（祐直）とのへ

郡正太夫とのへ

（郡家523）

原因は資料が無いためなのか、年二～三回の問い合せも毎年のことであれば時々ではなく頻々の問い合せと受け取るべきではないか、などの疑問も生まれた。従って、先ずは手近にある資料を検索して整理することが必要ということになった。本『年表稿』はその結果である。

出典一覧をご覧いただければお分りのように、検索を試みた資料のほとんどが既に活字化されたものである。従って、活字化されていない福岡県立図書館その他に蔵される家伝類にまで検索は及んでいないし、また、種々の古文書史料に及んだものでもない。更に佐賀藩を始めとする近隣他藩の史料、また、幕府史料についても同様である。以上が、『年表稿』とする理由である。

二　掲載事項について

事項欄に掲げた内容は第一に普請・作事に関わるものを中心とした。江戸城天守台を始めとする幕命による所謂お手伝普請、福岡藩江戸屋敷の普請・作事に関わるものも多くを掲げるようにした。石切場や木材の伐採地、運漕に関わる資料がそこに見い出せるからである。次にまた、同様の観点から福岡城下及び筑前国の風水害や火災・地震等の災異も多くを掲げるようにした。

本来、備考欄を設けて掲げるべき性格のものも紙幅の制約上同一欄に掲げた。

年表の性格上、にわかに年代を限定できない史料は割愛した。例えば、現在刊行中の『福岡県史』〔㈶西日本文化協会　地域史研究所刊〕のうち近世史料編福岡藩初期（上）（下）〔昭和五十七・五十八年刊〕には如水・長政時代の普請・作事に関わる史料が豊富に収録されているが、年代と場所を特定することが困難であり割愛した。

なお、年代の範囲については慶長五（一六〇〇）年の黒田氏の筑前国入国から、昭和二十（一九四五）年までとした。明治維新後の城跡の改変については、そのあとを辿ることの重要性を認識させられるが、紹介済みの資料類で出典を確認できなかったものもあり、全体として明治維新以後に関しては今後の所在調査を期したい。

明治維新後の福岡城関係資料の中で最も注目されるのは「明治初年　福岡県養蚕其他ニ関スル記録」（福岡県史編さん資料778～781　福岡県立図書館蔵）と、「崇福寺文書」（崇福寺文書1093～1101、2230　崇福寺蔵　福岡市博多区千代四丁目7―79）とであろう。前者は、福岡城三の丸を桑茶製育試験場にして殖産興業を試みた記録であり、その一端は高野孤鹿氏が『平和台の考古資料（一）』（昭和四十七年）で「福岡県史稿」（福岡県立図書館蔵）所収の大蔵省指令等を引いて紹介されている。後者は、福岡城櫓・城門払下げに関する史料である（同史料は、『福岡市の近世社寺建築』調査責任者土田充義氏　福岡市教育委員会　平成二年刊に花見櫓・塩見櫓の平面略図とともに所収）。

後者の櫓払下げに関する申請理由は、崇福寺が黒田家の菩提寺である由緒をもつことを前段として、以下の如く述べられている。

「斯ノ如キ舊城砦附属ノ樓櫓ハ今日ニ於テ容易ニ見ルベカラザル特殊ノ建築物」であり、「歴史研究上ノ参考」、「各種ノ学校生徒及学

西家　西家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（上）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和57年
日記　野村望東尼『比賣嶋日記』佐佐木信綱編『野村望東尼全集』野村望東尼全集刊行会　昭和33年
野口　野口家文書『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（上）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和57年
年報　『一六〇四年度イエズス会年報』Hubert Cieslik S.J.「慶長年間における博多のキリシタン」（『キリシタン研究』第19輯　吉川弘文館　昭和54年）
廃城　森山英一『明治維新・廃城一覧』新人物往来社　平成元年
林　林家文書『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（下）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和58年
林（美）文書　「嘉永六月御着城御出方絵図控」（財）西日本文化協会福岡県地域史研究所蔵
便覧　黒田家文書1（部分書目便覧）福岡県立図書館蔵
附録　加藤一純・鷹取周成『筑前国続風土記附録』寛政十（一七八九）年　川添昭二・福岡古文書を読む会校訂　文献出版　昭和52～53年
分限　福岡地方史談会校訂『黒田三藩分限帳』福岡地方史談会　昭和53年
平和　高野孤鹿『平和台考古資料目録』昭和45年
祝部　祝部至善「明治三十七八年頃　福岡縣廳ヲ中心トセル福岡市ノ一部」『福岡市史』別巻　福岡市役所　昭和43年
細川　細川家史料八　『大日本近世史料』東京大学出版会　昭和57年
歩兵　歩兵第百八十七聯隊駐屯区図面　福岡市教育委員会文化課蔵写真
マト　『マトス回想録』Hubert Cieslik S.J.「慶長年間における博多のキリシタン」（『キリシタン研究』第19輯　吉川弘文館　昭和54年）
三奈　三奈木黒田家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（下）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和58年
南丸　福岡城南丸多聞櫓梁枘墨書　福岡城南丸多聞櫓修理工事報告書　福岡市教育委員会　昭和50年
妙行　妙行寺文書　森山みどり「博多における真宗寺院の初伝―妙行寺文書をめぐって―」『福岡県地域史研究』第9号　平成2年3月
毛利　毛利家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（下）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和58年
山中　黒田家家令山中立木書状（遠藤甚蔵宛）
「明治初年　福岡県養蚕其他ニ関スル記録」福岡県史編さん資料778～781　福岡県立図書館蔵
養蚕　秀村選三・武野要子・藤本隆志・松下志朗・東定宣昌校訂『博多津要録』（財）西日本文化協会　昭和50～53年
要録　檜垣元吉監修『吉田家傳録』太宰府天満宮　昭和56年
吉田　福岡第二十四聯隊鎮魂紀念祭之圖　福岡市教育委員会文化課蔵写真
聯隊

凡例に代えて

一　はじめに

『福岡城関係資料年表稿』（以下、『年表稿』とする。）に若干の注記を加えたい。

国の史跡福岡城跡の環境整備については長年にわたる取り組みがなされてきたところであるが、一九八七（昭和六十二）年末から始まった鴻臚館跡発掘調査を契機にしていわばその上物である福岡城跡への関心の度合も更に増した感がある。昭和六十三年度には『舞鶴城址将来構想委員会』が設置され、平成三年度その答申がなされる予定である。

ところで、従前より年に二～三回程福岡城についての問い合せはあっていた。それは四十七の櫓があったと言われているが、その四十七の名称を知りたいとか、友泉亭に通じる抜け穴があったと聞くが今もあるのかとか、舞鶴城という別称の由来を知りたいとか、等々のものであった。加えて前記の状況の出来の中で更に資料を要求される照会が増えたのであるが、正鵠を得た回答は難しかった。その

出典一覧

本年表の事項末尾の（　）内に略称であげた出典は以下のとおりである。出典の配列は通常の読みに従って五十音順で掲げた。

相葉　相葉佳風氏宅標石　福岡市中央区地行4―3―30
麻生　新城常三校訂『麻生文書』『九州史料叢書』39　九州史料刊行会　昭和41年
伊丹　伊丹家資料746（『山林古老伝』）　福岡市民図書館蔵
大田　大田資料　福岡県立図書館蔵
小河　小河家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（上）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和57年
回想　老の回想録　秀村選三編『近世福岡博多史料』第一集所収　（財）西日本文化協会　昭和56年
鶴城　岡澤三中編『鶴城起源』福岡古野貢　明治31年
家事　黒田家文書162（変災之巻3）　福岡県立図書館蔵
家中　「福岡藩家中分限帳」『福岡県史資料』第九輯　覆刻版　名著出版　昭和47年
家譜　川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂増補黒田家譜』　文献出版　昭和57～58年
贋札　堀尾彦六郎談「明治三年福岡藩贋札事件の顚末」『筑紫史談』第弐拾八集　大正12年
祈念　福岡城祈念櫓棟札
九州　福岡城下町・博多・近隣古図　九州大学九州文化史研究所蔵
旧福　山中立木筆録「旧福岡藩事蹟談話会筆録」『筑紫史談』第参拾七集　大正15年
黒田　黒田家資料　福岡市美術館蔵
啓藩　長野誠輯『福岡啓藩志』　福岡県史編さん資料　福岡県立図書館蔵
郡家　郡家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（上）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和57年
災異　福岡測候所編纂『福岡県災異誌』　昭和11年
西徳　西徳寺梵鐘　直方市山部本町540
西遊　古川古松軒『西遊雑記』　天明三年
散歩　安川巌「歩兵第24連隊兵舎の爆発」『ふくおか歴史散歩』第2巻　福岡市役所広報課　昭和57年
史稿　福岡県史稿　福岡県立図書館蔵
市史　『福岡市史』別巻　福岡市役所　昭和43年
事蹟　島田寅次郎「本県に於ける有栖川宮熾仁親王御事蹟」　福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書第十五輯　昭和19年　福岡県文化財資料刊行会　昭和55年覆刻
嶋井　「嶋井氏年録」　『福岡県史』近世史料編福岡藩町方（一）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和62年
始末　奈良原至「福岡藩贋札事件始末」前掲島田寅次郎「本県に於ける有栖川宮熾仁親王御事蹟」所収
修史　「修史余録別集」十　福岡県史編さん資料376　福岡県立図書館蔵
主図　山県大弐『主図合結記』大類伸編集『日本城郭史料集』所収　人物往来社　昭和43年
如水　金子堅太郎『黒田如水伝』大正5年　覆刻版　文献出版　昭和51年
資料　福岡県史編さん資料　福岡県立図書館蔵
菅家　菅家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（上）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和57年
石城　津田元顕校定・元貫編録『石城志』明和二年（一七六五）年　筑紫史談会　大正8年刊
瀬戸　瀬戸文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩町方（一）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和62年
仙崖　仙崖「博多図並賛」福岡市美術館蔵
宗湛　芳賀幸四郎校訂「宗湛日記」茶道古典全集第六巻　淡交新社　昭和33年
崇福　崇福寺文書　崇福寺（福岡市博多区千代4―7―79）所蔵
続風　貝原益軒『筑前国続風土記』宝永六（一七〇九）年　名著出版　昭和48年
諸家　諸家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（下）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和58年
高橋　高橋家文書　『福岡県史』近世史料編福岡藩初期（上）（財）西日本文化協会地域史研究所　昭和57年
探索　三木俊秋・桑波田興校訂「筑前筑後肥前肥後探索書」『九州史料叢書』16　九州史料刊行会　昭和33年
筑紫　筑紫豊『黒田家御所蔵古記録調査概報』昭和37年　福岡県立図書館蔵
カッテンディーケ　長崎海軍伝習所の日々』東洋文庫26　平凡社　昭和39年
長崎　『長野日記』秀村選三編『近世福岡博多史料』第一集所収　（財）西日本文化協会　昭和56年
長野

年号	月日	事項
明治十（一八七七）	三月九日	・征討総督二品親王有栖川熾仁親王、旧福岡城本丸等を巡見し鎮台分営を点検す。（事蹟）
明治十九（一八八六）	三月二十七日	・越智彦四郎ら不平士族、西郷隆盛の挙兵に呼応して福岡城の襲撃を企てるが鎮圧され失敗。（廃城）
明治二十（一八八七）	六月	・歩兵第二十四聯隊が編成され城内に駐屯、昭和20年まで兵営として使用される。（廃城）
	是年	・那珂川西岸の枡形門以北の石垣及び西中島橋の枡形門を撤去。（廃城）
		・安永三年長崎台場築立事情、筑前の古絵図等について照会（東京から福岡へ）。（家譜）
明治二十四（一八九一）	十二月十二日	・松原方直他二名より西川護・真藤利明宛書簡
		筑前古絵図（博多・福岡・名嶋その他古戦場類共）の送附依頼。（家譜）
明治二十五（一八九二）	一月十七日	・真藤利明より松原方直等宛書簡
		筑前古図について（康安年中外名嶋・岩屋・御家御入国後之図式）。（家譜）
明治二十六（一八九三）	二月十九日	・松原方直他二名より真藤利明宛書簡
		編輯資料受領目録内
		岩屋古城全図・福博古図・名嶋御城略図各一枚。（家譜）
	三月八日	・松原方直他二名より真藤利明宛書簡
		福岡の絵図屋敷割まで添えられた全備の分の送附依頼。（家譜）
	三月十三日	・松原方直他二名より真藤利明宛書簡
		古書・絵図の送付依頼。（家譜）
	四月十日	・松原方直他二名より真藤利明宛書簡
		受領目録内
		・文久四子犬鳴谷御別館御取建坪割図並附属之野原見取り図
		・筑前国各郡古城ヵ所付図面
		・菊地古戦場早良郡略図
		・博多古図一種ノ内
		各一枚宛（家譜）
明治二十八（一八九五）	十一月二十一日	・「福岡第二十四聯隊鎮魂紀念祭之圖」印刷発行される。下橋御門・松木坂御門・桐木坂御門及び月見櫓・祈念櫓・潮見櫓・花見櫓以下十六の櫓画かれてあり。また、高屋敷跡に城郭遺構風の建築物画かれてあり。（聯隊）
明治三十一（一八九八）	是年	・「鶴城起源」刊、附図に軍学家香西家蔵の「福岡城之圖」あり。（鶴城）
明治三十四（一九〇一）	一月	・豊後国鋳物師渡邊弥兵衛、正蓮寺（田川郡方丈町伊方）の梵鐘（福岡城楼鐘）を補工す。（梵鐘）
明治三十五（一九〇二）	八月一日	・金物櫓爆発炎上す。（散歩）
明治三十八（一九〇五）		・祝部至善（明治一五～昭和四十九）に「明治三十七八年頃、福岡県廳ヲ中心トセル福岡市ノ一部」と題す風俗絵あり。中に、下ノ橋・赤坂門・薬院門辺りを画く絵あり。（祝部）
明治四十（一九〇七）	十二月二十四日	・崇福寺、旧福岡城の花見矢倉・汐見矢倉二棟の下附願いを陸軍省に提出する。（崇福1083）
明治四十一（一九〇八）	四月二十日	・福岡市役所、旧城内櫓払下げの代金二十七円十五銭の受領証を崇福寺に交付する。（崇福1099）
大正四（一九一五）	五月二十九日	・崇福寺、今般払下げ許可になった花見・汐見櫓の二棟の引取に際し、敷石の下附願いを提出する。（崇福1100）
大正五（一九一六）	十二月	・これより後、崇福寺、旧福岡城内の城門と櫓との二棟の下附を申請する。（崇福1099）
大正七（一九一八）	是年	・金子堅太郎「黒田如水伝」刊。附図に、「福岡城本丸之圖」「福岡城内之圖」あり。（如水）
	是年	・本丸表門、花見櫓、月見櫓を崇福寺へ、本丸裏門（戦災焼失）、潮見櫓等を浜の町の黒田家別邸へ、祈念櫓を大正寺へ各移建。（廃城）
		・崇福寺、旧門を毀ち福岡城の城門を移築して山門とする。（崇福1086・1097）
大正八（一九一九）	四月	・福岡城武具櫓、陸軍省より福岡市浜町の黒田家別邸に払下げらる。（石城）
大正九（一九二〇）	六月	・皇太子九州行啓し、福岡市浜町の黒田家別邸移築の武具櫓に於て各種の武器を見る。（山中）
		・陸軍省願払下げの「福岡舞鶴城」の櫓、崇福寺末大正寺に移築成る。（祈念）
大正十一（一九二二）	三月六日	・「老の回想録」起稿。中に、足軽住居地地行・春吉の官給の宅地割につき、一戸の宅地は表巾三間奥行十間、総坪三十坪、又、一宅地毎に副食物として必ず一梅樹あるべき制規ありしと。（回想）
大正十四（一九二五）	是年	・西側の大濠を改修し大濠公園を造成。（廃城）
昭和八（一九三三）		・大濠の東・南側の濠を埋め立てる。（廃城）
昭和十九（一九四四）	是年四月	・歩兵第百八十七聯隊、旧福岡城内に編成駐屯す、旧水之手、下屋敷の池、現存す。（歩兵）
昭和二十（一九四五）	九月	・米占領軍一時城内へ進駐。（廃城）

藩主	年号	月日	事項
長溥	元治 元（一八六四）	六月二十五日	・市中火消として足軽頭四人組を定める。
			・火災の際は、早太鼓・早拍子木を打つこと。（大田55）
	慶応 元（一八六四）	七月 二日	・喜多岡勇平の「斬奸書」に対し、「辯駁書」を黒門橋へ標出。（家譜）
		七月 三日	・斬奸書に対し、「辯駁書」を黒門橋へ標出。（家譜）
			・勤王党派余累、博多中島橋に辯駁書を標出。（家譜）
		是一月十四日	・野村望東尼、姫島流謫の命下り、この夜草ヵ江の堤伝いに護送さる。くさか江に今宵流るる月影はまたあすのよもめぐりかへらむ。（日記）
		是年	・大老黒田一美、中老久野治左衛門、同野村東馬、同浦上数馬、同大音左京、同立花栄女、同郡左近、同毛利内記、城内に居住す。（分限）
			・土手丁住の大頭支配、穴生方戸波三郎左衛門の知行高二百十石、出口住の馬廻組戸波又兵衛の知行高百石。（分限）
長知	慶応年間		・慶応年中筑前福岡屋敷割。（大田147）
	明治 二（一八九六）	三月	・仏式兵式を採用、福岡城内黒田空邸を伝習所に宛て、騎兵は南馬場にて伝習。（家譜）
		六月二十六日	・諸務変革の廉書達せられる。十一条、内、支配地総絵図を差し出す条有り。（家譜）
		二月 十九日	・福岡藩の太政官札贋造発覚。前年より城内の野村屋敷跡の空き屋敷を製造場として行われる。（贋札）
	明治 三（一八七〇）	七月 十九日	・博多袖湊商会、藩の通商司にて、博多洲崎町に在り。銀会所、藩札交換所にて福岡本町に在り。（家譜）
		三月 二日	・霞ヵ関藩邸の絵図入用を家令より申し越す。（家譜）
	明治 四（一八七一）	七月 十日	・福岡藩知事黒田長知免官さる。（家譜）
		七月 十一日	・新知事有栖川宮殿下、博多湾に着鑑、鑑中、箱崎潟の松林が濃烟淡霧の中に漂渺たる絶景を監て、詠歌。（家譜）
			・有栖川宮、入庁、大広間に着し、河田大参事演説。（家譜）
			・福岡藩兵、解隊命令、直ちに司兵局（福岡城内旧国老黒田美作の旧邸にあり）を閉鎖し、常備兵を解散。（家譜）
		七月 十四日	・廃藩置県、福岡県庁を城内下屋敷に置く。（廃城）
		七月 十五日	・県庁周囲の官園及び郭内士族邸宅跡の種々の柑類・竹林・芋・蓮の売却益金を以って開墾費用に宛てたき願い出あり。（養蚕）
		七月 十八日	・長溥、家族とともに福岡城の館舎を発駕、福岡大工町の黒田一雄の旧浜屋敷に徒転。（家譜）
		七月二十五日	・有栖川宮、城中巡覧、館舎に入りて詠歌あり。きのふまでめでこし人の名残りにや露にしほるる庭の松萩。（始末）
		七月	・佐賀隊兵隊、御親兵として、藩旗を翻し、福岡城門をまもる。（家譜）
		八月	・福岡城三ノ郭は城外とする指令あり。（史稿）
	明治 五（一八七二）	九月 二日	・旧本丸に於いて、九日より十二時に大砲を一発づつ毎日時号砲を執行することを布告。（家譜）
		十月 十九日	・今日より城内に於いて朝八時昼十二時に号砲を打つ。（事蹟）
		二月二十五日	・福博両市市民、城内御下屋敷の花園見物許可につき群衆歓楽する。（事蹟）
		三月	・福岡県、福岡城内の空地を開墾し、桑茶の育成、養蚕の興業を図る、先ず二三千坪の仕立見込み、元長局（長二十間余、横四間余）を養蚕場とする。
			・元黒田一美屋敷（九反九畝程）、元立花屋敷（一町二畝程）、元郡成己屋敷（一町壱畝程）は司兵局入用、官宅入用、瓦入用につき建家現存。
			・元毛利孫十郎屋敷（七反程）、元笠城屋敷（六反七畝程）、元大音屋敷（七反五畝程）、元野村屋敷（九反四畝程）、元久野屋敷（九反四畝程）は、空地。但し元野村屋敷内に小板背の長屋一軒、他一軒、元郡屋敷に蔵一軒残る。
			・毛利孫十郎旧宅には吉田興、澤野央、石内武七郎、築原薫、原田萬七居住、久野一栄旧宅には小金丸代作、野間直平居住、笠置直道旧宅には高橋源吉居住す。
			・元作事方にある平鍬、唐鍬、伊豫鍬、熊手、鶴嘴、鎌、鉈、平釜の諸道具を借用す。
		六月	・瓦九万七千枚払下げの対象となる。郭内に旧来あった茶園も追々摘みとらす。上ノ橋内瓦坂より本丸東門までの道を立替える。（養蚕）
		八月 十五日	・これより先、「福岡縣廳旧福岡城郭圖面」成る。（史稿）
		是年	・福岡県、福岡城外三ノ郭の旧知事宅、士族廃宅跡を志摩野司落札す。（養蚕）
			・大音屋敷跡の小池の蓮根を志摩野司落札す。（養蚕）
	明治 六（一八七三）		・存城となり、第六軍管に属す。（廃城）
		一月 四日	・追廻門より西手折廻し県庁迄の内の石垣・立木、桐ノ木坂下藪添い元実植所辺の場所、旧知事邸宅跡、花見櫓・塩見櫓・上下追廻門、元久野・野村・毛利・笠城・立花宅跡崩シ残シ物、その他の払下げ願いあり。（養蚕）
		六月 二十日	・筑前竹槍一揆城内乱入、県庁官舎を焼払う。（廃城）筑前竹槍一揆、福岡の裏手より進んで下の橋に至り、先導の数輩、桝形の石壘を乗り越え、内より鎖せる城門を開く。（旧福）
		十月 年	・旧知事元庁内は是迄春時には遊園場にも相成るにつき、第一第二大区より払下げ後も遊園場に仕度き申し立てあり。（養蚕）
			・第十四師団管内分営所となり、歩兵第十一大隊が駐屯。（廃城）
		十月上旬	・寛文四年（一六六四）改鋳の福岡城楼鐘を、田川郡方丈町伊方の正蓮寺購入する。（西徳）
		是年	・那珂川西岸の枡形門以南の石垣を撤去。（廃城）
	明治 八（一八七五）		・長野誠、二宮幸□所蔵の「寛永元年大阪御普請ニ詰衆」を補訂す。（資料405）
	明治 九（一八七六）	五月	・県庁城外に移転、兵営を城内に建設し歩兵第十四聯隊第三大隊の分遣隊が駐屯。（廃城）
		是年	・征討総督二品親王有栖川熾仁親王、この日福岡勝立寺より福岡城二ノ丸に転営す。（事蹟）
	明治 十（一八七七）	三月 一日	

藩主	年号	月日	事項
斉清	文化十二（一八一五）	十二月　九日	・土手の桜の木の脇に存寄書を置く者あり。（吉田）
	文化十四（一八一七）	是年	・穴生方戸波久左衛門の知行高弐百石、馬廻組戸波又助の知行高百石。（分限）
	文政　二（一八一九）	是年	・御本丸御家頭、御本丸御玄関番武具櫓奉行、煙焔蔵奉行等の役料規定さる。（分限）
	文政　四（一八二一）	三月	・本丸普請のための御門内の火の番木屋焼失、美作・御中老中本丸へ出仕。（家事）
	文政　五（一八二二）	十二月　三日	・御家老詰の間、住居替にて、御酌溜入用に付き、家譜御用部屋向の間に移る。（家譜）
		是年	・「御曲輪御石垣破損所朱引之通御伺絵図」成る。（便覧）
		正月　十七日	・記録所、二階へ移る。（家譜）
		是年	・下ノ橋御門修復につき御用番大久保加賀守へ絵図・案文を提出。（家事）
	文政　七（一八二四）	十月　八日	・記録所、酌溜の間へ移る。（家譜）
	文政　九（一八二六）	十月　十八日	・御国大風雨、御本丸御櫓等吹倒、或は大破。（災異）
	文政十一（一八二八）	八月　九日	・右両度ノ風、福岡至って強、御本丸御櫓四ツ吹倒。（災異）　堀廻り所々吹倒れ、御館構際裏門吹倒る。（家事）　東西にかけ火災あるが大火に至らず。田方相病み、損毛。（家事）
	天保　四（一八三三）	五月　二日	・薩州大信院廟前へ世子（長溥）より石燈籠一体寄進。（家譜）
		六月　十九日	・斉溥、福岡波止場より乗船、水練の業を一覧。（家譜）
	天保　六（一八三五）	二月　二十日	・中嶋裏に騎射馬場（中洲畠馬場）を作るため奉行衆検分す。（瀬戸）
		是年	・「天保六年、御本丸ニ而御継目御礼之節之図式」成る。（便覧）
	天保　七（一八三六）	十月　十八日	・刀置所の事、御酌溜詰所持込、苦しからずのこと。（家譜）
	天保　八（一八三七）	四月　八日	・聖福寺第百二十三・百二十五世住持仙崖没す。西中島橋及び桝形門を画いたと覚しき画幅あり。（仙崖）
	天保十一（一八四〇）	六月四・五日　九日	・大雨にて城下廻を初め、薬院・春吉洪水、その外郡々も洪水にて水漬け、川土手破損、山抜け橋落ち、家流夫、死人、牛馬溺死あり、城廻り砂留領内、上座郡大川筋増水、土手破損、田畠砂入。（家事） 石垣破損。（家事）
長溥	弘化　二（一八四五）	是年	・大雨被害、二条・広橋様へ届ける。（家事）
		六月　三日	・大風にて御館破損多く、城下侍屋敷を初め郡々破損多し、田畠作物等損毛あり。（家事）
		八月　六日	・四ツ半時頃より大風雨、御館破損、城下を初め郡々破損多く、田畠作物損毛あり。（家事）
	嘉永　三（一八五〇）	二月　五日	・桜田邸類焼、斉清は長元の芝新堀邸へ、夫人は溜池邸へ立退く、但し、北側霞通坂下表御長屋、北御物見より表御門迄の御長屋、坂下内御長屋は、無事。（家譜）
	嘉永　四（一八五一）	三月　六日	・斉清、新堀邸より桜田北物見長屋へ引き移る。（家譜）
		十一月	・都府桜跡保存せんとし、碑石を建立。（表）都府樓舊跡　（裏）嘉永五年壬子正月建。（家譜）
	嘉永　五（一八五二）	十二月二十三日	・長溥厄祝に付、御家譜編集手伝両人共、広間にて、酒・吸い物・小膳餅を頂戴す。（家譜）
	嘉永　六（一八五三）	十月　朔日	・桜田邸落成、奥向は落成に到らず。（家譜）
		三月　七日	・桜田邸普請成就。（家譜）
	嘉永　七（一八五四）	六月	・呉服町の大工弥三□、南丸西平櫓の立替に従事す。（南丸）
		五月	・前年三月より始めた南丸西平櫓南より長さ二十八間（第一室より第十五室）の新規建て替え、成就す。作事奉行に戸波久右衛門宗允あり。（南丸）
		六月	・これより先江戸上屋敷普請につき、瀬戸惣右衛門以下御用聞町人、瓦二万枚を指上ぐ。（瀬戸）
	嘉永牽制（一八四八～五四）	六月	・長溥、福岡着城につき御出方絵図成る。上の橋御門より城内側に幅六間の瓦坂、黒田播磨屋敷前の土手沿いに枳（からたち）の生け垣あり。（林）
	安政　二（一八五五）	十月　朔日	・記録所、二階下の間を引き渡される。（家譜）
		十月　二日	・江戸大地震、四邸御館御長屋大破。（家譜）
		十二月　四日	・大書院、世子御部屋、奥御茶屋、解除。（家譜）
	安政　五（一八五八）	十二月二十三日	・長崎海軍伝習所カッテンディーケ一行福岡に入港。池や噴水を設けた綺麗な庭のある藩侯の邸に伺候する。（長崎）
	万延　元（一八六〇）	六月	・「福岡藩家中分限帳」成る、土手の丁住、大頭支配穴生方戸波二郎左衛門の知行高二百十石、出口住、御馬廻組の戸波又兵衛の知行高百石。（家中） ・御路次方、利休流の堀川喜蔵は鳥飼茶屋内居住す。掃除坊主二百五十一人、御花作り十二人あり。（家中）
	元治　元（一八六四）	十月	・三月より始めた櫓の新規建替え、この月成就す。作事奉行戸波二郎左衛門宗允。（祈念）
		三月二十四日	・吉田太郎正実、中原出羽守安定、牧市内勝聟を斬殺、唐人町口門に一紙を掲げてその罪を知らしむ。又、博多米商原惣右衛門を斬殺しその首級を黒門に掲げる。（家譜）
		七月	・異国船渡来時における相図の打ち方規則を定める。 ・玄海にて相図打ち、志賀西堂崎波奈にて受け継ぎ、本丸にて太鼓・鐘交互に打ち、圓応寺他十三寺にて鐘を打つこと。 ・相図により、旗本輩は御館御門前に、城下在郷の者については、黒門より東、大名町・谷追廻辺居住の者は上ノ橋に、天神丁より東春吉・薬院・博多辺は橋口天満宮境内、黒門より東、地行・鳥飼・西新は八幡宮社内にそれぞれ集合のこと。 ・春吉組足軽頭以上は薬院門、地行組足軽頭□は下ノ橋に集合のこと。

藩主	年号	月日	事項
斉隆	寛政七（一七九五）	二月七日	・増上寺献備の灯籠修補す。（家譜）
		五月八日	・斉隆、荒戸山別館に到る。（家譜）
		八月二十四日	・斉隆逝去。（家譜）
斉清		十二月七日	・老臣、大書院に列座し諸役人を召して、財用心得を令す。（家譜）
		是後	・斉隆の石碑は、早良郡柏原山にて切り立て、翌年秋に完成す。（家譜）
		是先	・斉隆、長政の遺風をしたい、本丸釈迦の間にて異見会を行なう。（家譜）
	寛政八（一七九六）	三月十日	・桜田邸、営作中途にて火災となる。（家譜）
		七月二十八日	・国中の洪水災害の損害を幕府に届け出る。（家譜）
		十一月十七日	・大書院に諸役人を集め、家老より諸士減俸（百石に付き米二俵）を命ず。（家譜）
		六月十八日	・国中大雨、洪水にて溺死十人・流失潰家七十六戸、田畠五千石余り損耗す。（家譜）
	寛政九（一七九七）	二月朔日	・唐人町より出火、城内に及び、銀奉行の役宅二戸を焼失、長順、友泉亭に避難、西学問所も、焼失す。（家譜）
	寛政十（一七九八）	五月七日	・日光山正遷宮に付き、献備の鳥居を洗磨せしむ。（家譜）
		五月	・「福岡城下屋敷全図」の写し成る。（大田）
	寛政十二（一八〇〇）	十二月二十八日	・桜田の邸館の営作成就す。（家譜）
		四月十八日	・荒戸湊辰巳の方に折り曲げて長百二十間、幅三十間程に築立てることを願い出、許可。（家譜）
	寛政十三（一八〇一）	正月	・下の橋御門建て替え。（家事）
	享和元（一八〇一）	七月二十八日	・長順、居城東北上橋門脇の石垣孕みの築改を願い出、許可される。（家譜）
		九月朔日	・御宝蔵の御道具・御囲絵図を取り出し風に曝す。（吉田）
		九月四日	・忠之代の家中人数附一冊、御宝殿にあり。（吉田）
		正月十七日	・長順、初参府、東本丸に上がり、二祖の宮に詣でる。（家譜）
	享和二（一八〇二）	五月二十五日	・御丸御用の松木十四、五本を御丸内樹木所御裏御門脇及び黒門脇土手ノ町裏にて伐り立てんとし、軍学師香西庄左衛門の意見を徴す。（吉田）
	享和三（一八〇三）	二月二十日	・大雨にて国中洪水。（家譜）
		四月二十四日	・孝高（如水）の二百回忌の神祭を本丸水鏡社にて行う。（家譜）
	文化元（一八〇四）	五月十三日	・増上寺安国殿に献備の石鳥居を洗磨す。（家譜）
		八月二十九日	・大雨にて洪水。（家譜）
	文化二（一八〇五）	十一月十日	・暴風洪水。（家譜）
		十二月四日	・公儀の命により、郡村名調を行い、勘定所に呈す。（家譜）
	文化三（一八〇六）	六月朔日	・長順、香西庄左衛門に甲陽軍鑑法之巻の講釈を聞く。（家譜）
	文化四（一八〇七）	四月十四日	・御家譜御用の為、小書院御酌溜を御座敷奉行より引渡される。（家譜）
	文化五（一八〇八）	六月十五日	・大雨洪水。（家譜）
	文化六（一八〇九）	二月	・追廻し馬場の内、久世半左衛門宅から失火、馬場頭・蓮池迄延焼、蓮池の鷹部屋も焼失し、追廻の門内に造り改める。（家譜）
		七月二十三日	・福岡城石垣修理許可の奉書を達せられる。（家譜）
		八月二十一日	・福岡城東郭の北門続きの石垣改修を願い出、許可される。（家譜）
	文化八（一八一一）	九月朔日	・福岡城惣曲輪の外の中堀と佐嘉堀の両側に石垣構築を願い出、許可される。（家譜）
		十月四日	・斉清、本丸にて継目の礼を受く。（家譜）
		十一月十四日	・斉清、本丸に登り聖照祠を、拝し、櫓を巡り、武具諸器を閲し、城郭器械を掌る役人を賞す。（家譜）
		十二月十六日	・斉清、領内巡覧に城を出（十一日）、直方館跡を見る。（家譜）
	文化九（一八一二）	十二月十四日	・斉清、大書院に出座し、倹約を令す。（家譜）
		三月二十八日	・当年数度の洪水。（家譜）
		四月十一日	・老中土井大炊頭より紅葉山御宮献備の鳥居修覆を命ぜられる。（家譜）
		十一月朔日	・福岡外郭中嶋北門続き石垣、南門続き石垣の修補を願い出る。（五月二十八日許可）。（家譜）
		是年	・宝満山楞伽院秦雅、信雅一派の山伏七十九人国中の峰入勤行し、この日本丸と下の館に入て修法す。（家譜）
		是年	・斉清、香西庄左衛門に軍学を学ぶ。（家譜）
		是年	・松原櫓（三階建）を建替える。（吉田）
		是年	・この年より、翌年にかけ、佐嘉堀・中堀土留石垣を残島石を用いて築く、足軽頭穴生方戸波久左衛門。（吉田）
		九月二十八日	・「福岡城下町・博多・近隣古図」の写し成る。（九州）
	文化十（一八一三）	八月十六日	・本丸御社へ新穀を備える。（吉田）
	文化十一（一八一四）	十二月二十八日	・福岡城の外郭、東取入北門続きの石垣修補願いについて老中奉書渡さる。（家譜）
		十一月二十七日	・これより先、中島取入北方石垣崩所の普請成就す。御要害作事奉行大井市右衛門、足軽頭穴生方戸波久左衛門。（吉田）
	文化十二（一八一五）		・府下の浜町野村新右衛門屋敷より出火、福岡大火。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
治之	安永九（一七八〇）	十二月二十五日	・国中洪水旱魃にて田方損毛し収納不足による諸士所務減を免ぜざることを、大書院に老臣列座にて命ず。（家譜）
		三月十二日	・日光山献備の鳥居・灯籠を修補す。（家譜）
治高	天明二（一七八二）	二月二日	・治高、家督を継ぎ、桜田屋敷小書院にて台命を受ける。（家譜）
		二月二十三日	・治高帰国、老臣鎗の間に列座し、中老以下諸有司に達す。（家譜）
		六月九日	・治高、初めて本丸に登り、熨斗蚫をいわう。（家譜）
		六月十三日	・治高、家老用人致仕の老臣をめし、料理を相伴させる。（家譜）
		六月十五日	・治高、本丸にて継目の礼を請ける。（家譜）
	天明三（一七八三）	六月二十七日～二十三日	・治高、下の館にて、僧徒・神職及び商家の礼を受ける。（家譜）
		六月二十八日	・治高・社僧・神職の礼を請ける。治高、中老筋目の隠居を居間に召す。（家譜）
		八月二十一日	・沿高、福岡城中にて逝去。東長寺に葬る。石碑は、怡土郡徳永山に取る。（家譜）
		二月二十三日	・瑤津院、桜田邸中上の段へ移居する。代替わりにより上屋敷・中屋敷・白金・渋谷の下屋敷の坪数並びに所付の書付を差し出す。（家譜）
		八月頃	・古川古松軒、九州を旅し、「西遊雑記」を著す。「御城は平地にして天守なきよき城也」と記し、又、福博の景観を画く。（西遊）
斉隆	天明四（一七八四）	閏正月九日	・福岡城周囲の堀の土揚場を、南方池の端に作ることを絵図を以て願いで、許可される。（家譜）
		二月	・東西学問所開設される。（家譜）
	天明五（一七八五）	七月十一日	・長舒、福岡の館に来、小書院に納戸頭を呼びだし、長崎代番の命、厚く礼謝す。本丸に登り、両権現の社に礼拝す。その夜、会所に宿す。（家譜）
		七月十二日	・長舒、雑掌隈の別館に止宿。（家譜）
		八月四日	・長嵩、本丸両権現および幹充権現の社に絵馬を寄進す。（家譜）
	天明八（一七八八）	五月是年	・「従是西御丸材木囲所」の標石建てらる。（相葉）
		五月六日	・長舒、館に来、弓の間にて剣鎗長刀の武芸を見物、会所に到り、蹴鞠を見物。（家譜）
	寛政元（一七八九）	七月七日	・巡見使廻国、城下通過の時、家老格上ノ橋に出て挨拶す。（家譜）
		四月五日	・渋谷の屋敷北の竹垣七拾間ばかり焼失す。（家譜）
	寛政二（一七九〇）	四月十三日	・長嵩甲冑着初、着具の間にて小具足をかため小書院に出てよろいを着す。（家譜）
		三月二十三日	・竈門山座主楞伽院、福岡に来、本丸に登り若一王子の社にて法を修し、下の館にも来り、大広間の庭にて護摩を修す。（家譜）
	寛政三（一七九一）	四月十一日	・博多中嶋町船入改修を絵図を添えて伺う。二十七日、老中奉書にて許可。三月より船入掘替はじめ 十二月に完成。（家譜）
		二月二十一日	・江戸紅葉山献備の鳥居、上納金にて修補す。（家譜）
		九日	・大雨洪水にて国中田畠五千八百石余、損耗し、潰家百六十軒余、溺死の者四人有り。（家譜）
	寛政四（一七九二）	六月十二日	・この日と二十六日両度の大風に稲作大いに損毛す。（家譜）
		七月二十三日	・日光宮献備の石鳥居を修補せしむ。（家譜）
		八月十二日	・高照山東照宮石鳥居修補。石は早良郡柏原山より取る。（家譜）
	寛政五（一七九三）	四月十五日	・斉隆帰国、箱崎の茶屋に入る。（家譜）
		四月十六日	・斉隆着城、三の丸の館に入り、居間にて熨斗蚫を祝う。（家譜）
		五月二日	・斉隆、初めて本丸に登り、老臣の輩を長床の間に召す。（家譜）
		六月朔日	・斉隆、本丸に登り、両権現の社に参拝す。（家譜）
		六月三日	・新館移徙の賀宴を開き、囃子等興業す。新館は、寛文九年光之の時に新造、その後回禄にかかり、又は破壊に及びたるものを斉隆入国の前、老臣評議して造り直すことを決し、寛政二年十一月斧初、同五年二月に完成す。（家譜）
		九月五日	・斉隆、この日より、本丸にて、家中諸士の礼を受ける。その後、下の館にて、中老以下の隠居、寺社、町人の礼を受ける。（家譜）
		十月十五日	・斉隆、長舒を居間にて饗応す。（家譜）
		十月十七日	・斉隆、本丸に登り所々の櫓を巡覧、武具はじめ絵図・水帳類を検閲す。（家譜）
		十月二十三日	・斉隆入部祝義として、居間にて囃子を催す。（家譜）
		十一月七日	・家老中、詰の間の入口に、長政の三ヵ条の法令を写してかける。（家譜）
		十一月	・剣匠信國長兵衛美直を館に召し、大書院の庭にて刀を鍛ず。斉隆、弓の間にて是を見る。（家譜）
	寛政六（一七九四）	是年	・「従天明六年至寛政五年、御館御作事記」成る。（便覧）
		正月十日	・麹町より出火し、桜田の邸類焼す。（家譜）
		二月十九日	・斉隆、東郡巡覧に出る。青柳の別館に宿す。（家譜）
		二月二十日	・斉隆、赤間に宿す。（家譜）
		二月二十一日	・斉隆、底井野の別館に到る。（家譜）
		二月二十九日	・斉隆、箱崎の別館に入りて、程なく帰館。（家譜）
	寛政七（一七九五）	二月六日	・斉隆長子（斉清）、福岡の城にて誕生す。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
治之	明和七（一七七〇）	六月十三日	・治之、宰府の僧徒・直方多賀明神の社人・宝満の山伏、猫城八幡の社人の礼をうける。（家譜）
		六月十五日	・下の館居間の庭、新馬場の内に山王の社を建て、祭礼行なわれる。治之の産神。（後、安永二年社地を改替、四年に茶屋内の稲荷の社と相殿に祭る）。（家譜）
		六月十六日	・治之、中老の隠居の礼を請ける。（家譜）治之も至り、家老中を集め、父子政事を聞く。
		六月十七日	・例月の寄合を継高の隠宅にて催し、治之も至り、家老中を集め、父子政事を聞く。（閏六月十七日・七月十七日・八月晦日にも隠宅にて催される）。（家譜）
	明和八（一七七一）	閏六月十八日	・治之、本丸に、登り、櫓を巡見、器械を検閲する。（家譜）
		二月十七日	・継高、浦上彦兵衛の山荘で花を賞す。（家譜）
		六月朔日	・三の丸下の館の傍に馬場を築き、乗物の規式を行う。（家譜）
		六月十四日	・治之、三の丸下の館傍の馬場にて馬に乗る。（家譜）
	安永元（一七七二）	六月二十四日	・継高夫人、桜田邸中上の段の館に移り住む。（家譜）
		二月二十九日	・江戸大火、桜田の藩邸焼失す。（家譜）
	安永二（一七七三）	是年	・戸波次大夫の知行高百石。（分限）
		閏三月二十日	・治之、書院にて、経書兵書の講談を聞き、弓の間にて剣術を見る。（家譜）
		閏三月二十一日	・治之、弓の間にて、鎗術・長刀・和術・射術を見る。（家譜）
		閏三月二十二日	・治之、追廻馬場にて騎法を見る。（家譜）
		四月二十四日	・孝高（如水）の神霊を水鏡権現と称し、聖照権現と合祠す。（家譜）
		五月四日	・継高、孝高（如水）の神霊を本丸の社の左殿に鎮座し水鏡権現と称す。本丸の玄関より広間、東廊下を経て梅の間に在りて、夫より神殿に移らせる。老臣以下限ある輩に、継高の隠宅にて赤飯吸物酒を賜いし後、表の館にて治之よりも賜る。（家譜）
		七月七日	・治之側室子隼三郎の部屋が完成し、移る。（家譜）
		八月二十四日	・遊行五十三世上人尊如、領内に入る。（家譜）
		九月朔日	・大書院に家老列座し、久野四兵衛より、中老諸役人に、増除米半減を達す。（家譜）
		九月二日	・治之側室子隼三郎、初めて産神鳥飼八満宮に詣でる。出駕の前、治之の居間にて、熨斗蚫を祝い、表玄関より出駕、帰路、継高の隠宅居間にて熨斗蚫を祝い、部屋へ帰る。（家譜）
	安永三（一七七四）	九月二日	・聖照権現の社修葺の為、神体を祈念櫓に移す。四月祭祀、十五日遷座。（家譜）
		十一月朔日	・桜田邸の継高夫人の構、営作成就す。（家譜）
		十二月二十五日	・早良郡生の松原に鎮座する壱岐直真根子の祠の再建のため正遷宮。翌年二月完成。（家譜）
	安永四（一七七五）	五月二十三日	・治之、浦上数馬正昭の継目の礼を請ける。（家譜）
		六月十七日	・継高、隠宅にて死去。（家譜）
		六月二十三日	・治之、隠宅の茶屋門まで柩に随う。（家譜）
		十一月十五日	・桜田の邸落成の祝宴を催す。（家譜）
	安永五（一七七六）	三月十一日	・長政献備の日光山の鳥居修覆を終える。（家譜）
		三月十九日	・治之、底井野の別館にて、隼三郎麻疹の由を聞き、宰府に祈禱させる。（家譜）
		三月二十三日	・治之、帰城、隼三郎、錠内の居間にて対面。（家譜）
		五月二十五日	・大雨洪水にて民屋十五軒潰れ、男四人溺死、田高壱万弐千五百弐拾石余損耗す。（家譜）
		十一月十五日	・治之、継高拝領の大鷹にて、早良郡で鷹狩をし、獲った玄鶴を奥大溜にて、二川権作に包丁させる。（家譜）
	安永六（一七七七）	三月朔日	・隼三郎袴着初、父君の居間にて熨斗蚫を祝う。（家譜）
		十二月五日	・福岡城中月見櫓の下、石垣一ヵ所の修補を、絵図を以て伺い出、許可が出る。（家譜）
		十二月十五日	・治之、圭光院夫人の房室に来、儀物を贈る。（家譜）
	安永七（一七七八）	六月十日	・治之夫人、婚姻後初めて上の段の構に招かれる。（圭光院の房室を上の段と称シ、夫人の構を下の段という）。（家譜）
		八月八日	・洪水にて田畠高凡千九百八石余損耗、流家二軒、潰家二十五軒。（家譜）
	安永八（一七七九）	二月十三日	・台風禍甚大、高五万五千百八十三石余、倒家千百五十一軒、倒木一万千九百七十二本、圧死六人。幕府に届け出る。（家譜）
		二月十八日	・治之、拝領の御鷹の鶴を、小書院にて拝載す。（家譜）
		二月二十六日	・治之、久野外記の浜屋敷に臨む。（家譜）
		三月十九日	・治之、野村東馬の浜屋敷に枉駕す。（家譜）
		三月十三日	・穂波郡内野宿火災、別館は恙なし。（家譜）
		四月朔日	・治之、黒田美作の浜屋敷に屈請さる。（家譜）
	安永九（一七八〇）	六月二十九日	・早良郡姪浜西網屋より出火、村分まで延焼。（家譜）
		十月朔日	・治之、郡平馬の致仕をおしとどめ、青江久次の刀を与える。（家譜）
		十月二十二日	・福岡城の東郭、石垣修補を絵図を以て願い出許可される。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
継高	寶暦十二（一七六二）	閏四月八日	・吉田直年、三の郭東御門外橋の西東より一番の屋敷から、三の郭の内南側の屋敷に屋敷替え。（吉田）
		九月六日	・継高、兵法間にて、黒田一庸継目の礼をうける。（家譜）
	寶暦十三（一七六三）	五月十七日	・本丸釈迦の間での異見会再開される。（吉田）
		五月十八日	・継高、大書院に出座し、中老諸役人を呼び出し、増除米を免す。（家譜）
		七月朔日	・継高、儒者・軍学者に定日を立て館にて講談することを命ず。（家譜）
		八月二十五日	・月番より、武芸師家も門弟召し連れ、館にて修行することを達す。（家譜）
		八月二十九日	・継高、居間にて吉田式部加増の礼をうける。（家譜）
		九月	・長経の襯帆、追廻門より、柳原通り、養巴町・鉄砲町・薬院門より因幡町を経て崇福寺へ至る。（家譜）
			・下の館奥の茶屋台所より出火（同所の鎮守に御備の御供米を炊き、其跡より失火）、兵法間に火移り、大書院小書院より役所玄関に至るまで焼失、居間、大奥の構・宝蔵は無事。継高並び息女方は友泉亭へ移る。下の館の門内に小屋をかけ大頭昼夜交番、宝蔵・記録蔵は足軽頭が守護。三ヵ所の門外は大組の士が昼夜交番す。（家譜）（統風）（吉田）
	明和元（一七六四）	九月十九日	・新館再建にあたり規模を縮小す。翌年三月二十二日完成す。（家譜）
		十月朔日	・棟上の斧立あり。（家譜）
		十一月二十八日	・新館の規式行なわれる。（家譜）
		正月	・家中諸士、二の丸にて年頭を賀す。（家譜）
		二月十六日	・高満（隼之助・治之）の部屋、桜田邸内に成就し、一橋より移住す。（家譜）
	明和二（一七六五）	四月朔日	・継高著城、直に新館に入る。（吉田）
		三月	・福岡城外郭、東取入南門続き石垣修補のため、幕府提出用の「御城廻絵図」成る。（黒田）
		四月二十五日	・福岡城外郭、東取り入南門続きの石垣の修補を許可される。（家譜）
	明和四（一七六七）	四月十一日	・竈門山座主楞伽院、本丸若一王子の社にて法を修す。（家譜）
		六月十五日	・大洪水。田畑、砂入、水押となり、堰堤道路きれ崩れる。（家譜）
		七月十七日	・長政を祠る神殿聖照宮を本丸の庭内、殿（天）主の台の脇に建立。（吉田）
		八月朔日	・山県大弐処刑さる。これより先、大弐、諸国の城郭縄張図を収集す。中に福岡城縄張図あり。（主図）
	明和五（一七六八）	四月朔日	・継高、黒田源左衛門・郡平馬を居間に呼び事を司らしめる。（家譜）
		五月五日	・役人を本丸に遣わし、祠を建てるべき地形を見る。（家譜）
		五月九日	・斧初あり。（家譜）
		五月十五日	・老臣等役人と共に再び本丸に登り、祠地を検して、天守台の下を卜して定める。（家譜）
		六月十四日	・祠地を清める。（家譜）
		六月十六日	・棟上の儀式あり、祠は東に向けて建て、神体は吉祥院の僧尊乗に授く。（家譜）
		八月二日	・尊乗、警固大明神の社にて七ヵ日開眼供養し、神体を警固祠より本丸に移す。釈迦の間に仮座あり、御祠に鎮座。継高、月見櫓の下に下乗し、渡り殿にて拝礼、源左衛門・平馬は鳥居の内、大音伊織その他は玉垣の外石燈籠の末より列座す。（家譜）
		八月	・継高、本丸に祠を建て長政の神霊を祭る（聖照権現）、家臣等鳥居、石灯籠、金灯籠等を奉献す。（家譜）
		九月五日	・この月より、吉祥院、御本丸御宮（聖照宮）の祭祠を仰せ付けらる、鐘撞一人、二石一人扶持を給さる。（家中）。
	明和六（一七六九）	三月十九日	・継高、遊猟の帰り浦上彦兵衛の追廻の山荘に過る。（家譜）
		三月二十一日	・治之のため三の丸館営作、三月二十一日斧初、翌七年完成す。長恵畳表百枚を贈る。（家譜）
		六月二十一日	・斧初あり。（家譜）
		八月二日	・棟上の儀式行なわれる。（家譜）
		是年	・継高、自ら聖照権現の扁額を書し、神祠の記一巻を奉納す。また馬廻以下の諸士百三十八人旗建長柄建石を献ず。（家譜）
		正月元旦	・福岡城内採集の瓦に「明和六歳今宿瓦師又右衛門」の銘あり。（平和）
		四月十五日	・本丸長床の間に家老出座、継高致仕・治之襲封願受理の書状を読み聞かす。（家譜）
		五月二日	・治之帰国、着城す、諸士、先例に依て箱崎松原に迎拝し、玄関にて拝謁、居間に着座し、熨斗蚫を祝う、隠宅へ行き父君に見ゆ。（家譜）
		五月九日	・治之、長崎巡視のため福岡を発す。（家譜）
		五月十三日	・治之、長崎を発す。（家譜）
		五月十六日	・治之、長崎からの帰路に太宰府天満宮に参り大鳥居の宅に入る。（家譜）
		五月二十七日	・治之、本丸に登り、間内を巡覧、釈迦間に座し老臣に伴食せしむ。（家譜）
		五月二十五日	・継高、自詠の和歌を扁額として、聖照権現に奉納す。（家譜）
		五月二十八日～六月七日	・継高・治之、追廻の馬場へ行き、拝領の馬を桑鳴甚十郎に乗らしめ、又、治之自身乗りて継高に見せる。（家譜）
		六月九日	・治之、本丸にて家中諸士の礼をうける。（家譜）
治之	明和七（一七七〇）		・治之、常の館にて僧徒・社人・商家まで礼をうける。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
継高	寶暦五（一七五五）	二月二十五日	・拝領の鶴、福岡に達し、大書院にて頂戴す。（家譜）
		六月二十四日	・早良郡野方村天満宮の社を改め、正遷宮、新たに石の鳥居を造立し、祭料として、年十二俵を寄附する。（家譜）
		六月	・継高、館にて武芸を見る。（家譜）
		九月　六日	・黒田玉松、名を一興と改め、居間にて拝謁す。（家譜）
		九月　十三日	・継高参勤につき、例に依て、美作の家に入る。（家譜）
	寶暦六（一七五六）	是年	・荒戸波戸修築の許可出る。（家譜）
		四月　七日	・館南隣の大音彦左衛門の宅焼失。（家譜）
		五月　三日	・立花勘左衛門、藥院の別業に入る。（家譜）
		六月　六日	・継高、重政の婚礼祝として、黒田美作等に侍食せしむ。その後、兵法間にて舞囃子がある。（家譜）
		八月　十日	・継高、崇福寺での宣政十三回忌の法事に出席するため、上ノ橋まで出駕するが、風雨のため引き返す。（家譜）
		十一月　九日	・福岡城本丸丑寅の方、月見櫓下の石垣、孕み、櫓傾く。石垣修補、又、元文年中設置の三ヵ所橋脇の水舟を享保以前の如く寛に直したき旨、絵図を以て伺い許可さる。（家譜）
	寶暦七（一七五七）	十一月　十三日	・継高、底井野の別館にて長邦に馳走し、共に遊猟す。（家譜）
		二月　十二日	・継高、下の館新間に、家老・用勤・納戸頭等を召して観桜。（家譜）
		二月二十四日	・継高、別亭にて観桜、自詠の和歌を披露。（家譜）
		蘭秋下旬	・福岡城絵図写し成る。（大田328）
	寶暦八（一七五八）	九月　十五日	・継高、重政のために、福岡城二の丸内に居室を造る。（家譜）
		正月二十五日	・重政初て　帰国、諸士箱崎松原に迎え拝謁す。着城し、兵法間に着座、同所又は大書院にて家老以上諸役人に拝謁す、それより二の丸の新館に入る。（家譜）
		四月　十三日	・継高帰国、着城し、重政、玄関に出迎え拝賀する。継高、居間にて吸物・酒を出し祝せらる。（家譜）
		四月　十四日	・継高、二の丸の館に至り、重政の初入を祝す重政、玄関に出迎え、居間に案内する。重政父君の供・小川権左衛門を居間に召見、別間にて酒菓を与える。（家譜）
		四月　十七日	・継高、重政を下の館に招く。（家譜）
		四月　十八日	・継高、重政を伴い、友泉亭にて遊ぶ。（家譜）
		四月　十九日	・重政、継高を招請し、玄関まで出迎え、居間に案内する。（家譜）
		四月二十日	・重政、住吉の社ならびに箱崎八幡宮に詣で、同所別館にて休息す。（家譜）
		四月二十二日	・重政、下の館にて継高に謁し、妹方の房室に入り対面す。（家譜）
		五月　五日	・重政、下の館にて慶賀を申す。（家譜）
		五月二十一日～二十五日	・重政、下の館にて家中諸士の礼を受ける。（家譜）
		六月　九日	・重政、国中の社人・僧徒ならびに両市中商家の礼を請ける。（家譜）
		六月　十七日	・重政、秋月の臣及び太宰府・多賀・宝満の社家の礼を請ける。（家譜）
		六月　十九日	・重政、二の丸にて、黒田美作等を召し、侍食せしむ。（家譜）
		六月二十二日	・長邦、下の館にて継高に対面、二の丸にて重政に対顔、友泉亭に招かる。（家譜）
		六月　二十日	・重政、中老その他の諸士に下の館にて吸物・酒を与える。（家譜）
		六月二十六日～二十八日	・継高、小川権左衛門を家老格に命じ（二十五日）居間にて礼を請け、兵法間溜りにて吸物・酒を賜わる。（家譜）
	寶暦九（一七五九）	是年	・継高側室の産神を京都より勧請し、福岡城内に西天皇（奇田稲姫を祭る）の社を建つ。（附録・巻之四）
		二月　九日	・長経の居室完成し、移徒す。（家譜）
		三月　十五日	・重政、鎌鎗の法を高田長太夫に学び、麻布の屋敷にて、長太夫より印可をもらう。（家譜）
		三月二十八日	・重政、香西嘉藤次の兵書講義を聞く。（家譜）
		四月　十八日	・大音彦左衛門、諸役人を居間に召集し、国財乏しきため欠略の法を立らる趣を申渡す。（家譜）
		六月　十六日	・居間に、用勤・納戸頭・裏判役・目附頭・用聞・町奉行・勘定奉行・船手頭を召し、欠略の法を立てることを、大音彦左衛門より申し渡す。（家譜）
		六月　二十五日	・大書院にて中老初め諸役人等を呼び出し、倹約を申し渡す。弓の間にて、右筆頭取はじめ組付、役懸りの面々にも申し渡す。大書院において、黒田美作及家老中列座し、中老以下面々に命令を右筆頭取読み聞かす。弓の間にても同様。（家譜）
		六月二十七日	・白金台の宅と、一柳土佐守の渋谷の下屋敷とを相対替することを許され、白金の宅地を引き渡す。（家譜）
		八月二十九日	・白金の宅地と相対替の渋谷の屋敷を請け取る。（家譜）
		七月　二日	・継高、吉田久兵衛を居間に召し、兵法間にて吸物酒を与える。（家譜）
		四月　六日	・吉田保年再勤を命じられる、二の丸へ罷出、重政に御礼。（吉田）
	寶暦十一（一七六一）	閏四月　四日	・継高、書付を国内に令す。目安箱を福岡名嶋町・西之会所門に設置。（家譜）
	寶暦十二（一七六二）		

年号	月日	事項
寛保 三（一七四三）	閏四月 二十日	・継高、弓の間に於て剣術を見る。（家譜）
	閏四月 二十三日	・継高、大書院の廊下にて射術を見る。（家譜）
	閏四月 二十七日	・継高、弓の間にて鎗術を見る。（家譜）
	六月 二十八日	・博多新川端町うえの侍屋敷五ヵ所を、町屋敷として売り払う、中に戸波弥五太夫の屋敷あり。（要録）
	八月 十三日	・国中大風雨にて土人の宅千三百二十六軒倒壊す。田畑の損毛はすくなし。（家譜）
延享 元（一七四四）	十一月 五日	・中嶋取入南の門続石垣の修補許可される。（家譜）
	十一月 六日	・甲斐守（長貞）、三の丸の館にて継高と対面。（家譜）
	十一月 十五日	・御館（御下屋敷）の鹿苑を両市中の公役として毎日馬子一人宛、馬一疋宛差し出させ、湊町浜へ運ばせる。（要録）
延享 二（一七四五）	正月 三日	・継高十女、三の丸の館にて出生。（家譜）
	二月 十一日	・拝領の鶴、例に依て大書院にて拝戴す。（家譜）
	二月 十二日	・江戸大火、白金屋敷類焼。（家譜）
	四月 十四日	・御鷹野御鷹拝領につき、年行司中、御祝儀の為御館に参上する。（要録）
	五月 十三日	・御城堀へ身投げある時の引揚げ人足出方につき定めあり。（要録）
	十二月 十六日	・熊本屋助次郎客、備前国川野五郎八は御舟材木御用。（要録）
延享 三（一七四六）	正月 十日	・浜口町浜残屋七右衛門は親代より材木御用。（要録）
	四月 十四日	・継高十一女、三の丸新宅にて出生。（家譜）
	十一月 十六日	・継高、遊行上人（五十一世賦存）と、下の館にて対面す。（家譜）
	十一月 十九日	・備前国尻海浦（邑久郡）河野次左衛門手代河野五郎は、来秋の麻布御殿御作事につき、槻一本を献上する。（要録）
	十二月 六日	・中嶋取入石垣修補、許可される。（家譜）
	十二月 十六日	・川端町下の町名を鰯町と改称する。（要録）
	是年	・「福岡城下屋敷全図」の写し成る。（大田330）
延享 四（一七四七）	正月 十一日	・左京、鎧初の儀行なわる。朝五ツ時、大書院に出座。（家譜）
	二月 十一日	・下の館茶屋内に、天満宮の社を造立し、神体を勧請す。（家譜）
	四月 五日	・本光院、白金の館に移る。（家譜）
	四月 十四日	・継高、三の丸にて射術を見る。（家譜）
	四月 二十八日	・継高、後浜にて鉄砲・大筒をうたせ見物す。（家譜）
	七月 二十七日	・継高、館にて側筒の物に小筒をうたせ見物す。（家譜）
	四月 十六日	・御笠郡二日市より博多洲口までの間の堀川開さくの許可を得、工事を始む（完成せず）。（家譜）
寛延 二（一七四九）	十一月 十日	・継高十二女、三の丸の新宅に出生。（家譜）
	十二月 二日	・重政、父君を麻布の宅にて饗す。（家譜）
	十二月 十日	・継高、十三女、城内にて出生。（家譜）
	八月 五日	・御台所・御到来所・御座敷方・御鍵方・御値段役所・御細工方に御用の諸職人・町人の御門出入札を渡し切りにする。（要録）
寛延 三（一七五〇）	二月 九日	・両市中年行事中、御用聞中、残らず御館御裏判所において、御当用銀指支につき、先納銀三百貫目を仰せつけられる。（要録）
寛延 四（一七五一）	十月 二日	・廿家町ゆき屋次郎兵衛、酒造水はきの水道設置を願いで許される。五十間余の水道につき、こぎ石を早良郡残島において、三艘分相渡される。（要録）
	十月 二十日	・御秘蔵の鳩、放し飼いに相成るにつき、子供の捕えざるようの御触れあり。（要録）
		・備前邑久郡尻海川野五郎ハ、数年御用を勤むるにつき、御門出入を願い出る。外側三ヵ所の御門出入は御城代頭より、御館御門の出入は御目附頭より許可される。（要録）
寶暦 二（一七五二）	六月 十三日	・江戸橋本の稲荷に石燈籠二基建立、桜田邸中上の段に、神祠一宇造立す。（家譜）
	八月 十日	・福岡城内東赤坂門西の方石垣の修補を願い出る。（家譜）
	八月 二十三日	・福岡城内東赤坂門西の方石垣の修補、許可される。（家譜）
寶暦 三（一七五三）	八月	・香椎宮浜の鳥居を石に改め、田嶋の社の瑞籬の外に木の鳥居を建て、金幣一束寄進。（家譜）
	二月 三日	・継高、少将就任の慶賀として、下の館にて散楽を興行、書院に出て諸士に目を渡す。（家譜）
	二月 二十日	・道生田の薬庫普請成就。（家譜）
	六月 朔日	・継高、居間にて、家老成の礼を請ける。（家譜）
	六月 八日	・継高、常の館にて、剣術を見る。（家譜）
	二月 十九日	・京師書生森幸安、「日本志西海郡筑前国那珂郡博多福岡両地区図」を模写す。（市史）
	三月 二十一日	・吉田安次郎、兵法間にて一種一荷を献じて、中老就任の礼を申し上げる。（家譜）
	三月 二十五日	・黒田美作隠居、子玉松、兵法間にて継目の礼を申す。（家譜）
寶暦 四（一七五四）		・継高がかねて城南田嶋村の境内に経営していた別館が完成、「友泉亭」と名付く。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
継高	元文 二（一七三七）	五月 朔日	・吉田栄年、家作の松木三百本を賜わる。（吉田）
		五月 五日	・継高、吉田六郎太夫栄年を居間に召し、二千石加増す。（家譜）（吉田）
		五月 九日	・吉田治年（竹翁）、栄年の加増の御礼に出殿を相親う、老体のため歩行困難により、御茶屋にアンダにて罷り出ず。（吉田）
		五月 十五日	・継高、仙光院（光之側室）の宅に杜駕。（家譜）
		五月 十七日	・継高、圓性院（綱政側室）の宅に杜駕。（家譜）
		六月 七日	・吉田栄年、北の丸書院張附の、狩野友元筆の雪山水と檜原の画を賜わる。（吉田）
		六月二十六日	・紅葉山の石鳥居の再建を命じられ、石を国より江戸へ廻着す。（家譜）
		七月二十六日	・日光献上の鳥居の銘文を記して出すことを命じられる。（家譜）
		八月 七日	・吉田栄年、本丸武具櫓にある吉田長利鷺の丸の馬印を返し賜わる。（吉田）
		八月 十一日	・紅葉山石鳥居建てはじめる。（家譜）
		八月 十六日	・紅葉山石鳥居、笠石を揚げて落成す。（家譜）
		八月二十四日	・本多中務太輔・本多伊豫守、紅葉山鳥居を見分。（家譜）
		九月 十日	・城内下の館にて重政誕生。（家譜）
		九月 十六日	・四月の火事で焼失した福岡城上の橋の門の造営およびその左右の石垣の修補許可される。（家譜）
		九月二十六日	・吉田栄年の居屋敷、類焼後家作漸々に成就、この日家内、簀子町浜屋敷より残らず移徒。（吉田）
		十一月 七日	・継高参府、桜田の新宅に入る。（家譜）
		閏十一月 三日	・上座郡古毛村と筑後国生葉郡高田村とに境目争論、間数坪数を改め、新に境に杭を立てる。（家譜）
	元文 三（一七三八）	是年	・吉田栄年此度火災に武器焼失せしにより鷺の丸の拝受を願う。（吉田）
		二月 六日	・御新宅へ、芦屋寺中召出さる。（要録）
		三月 三日	・白金本光院の房室の長局より出火、本光院并に宣政夫人居室焼失、外長屋二軒、門一ヵ所、垣廻三十間斗り焼失。（家譜）
		五月	・洪水、田畠三千七百十八町余水損、潰家・川土堤塘・井手破壊。（家譜）
		六月	・川端天神脇の小橋、石橋に掛け替える。（要録）
		八月 朔日	・福岡城本丸南の方、土居下石垣一ヵ所、追廻門西の方土居下石垣一ヵ所、同所西北の方土居下石垣二ヵ所、西取入門北の方堀端石垣二ヵ所、下の橋門北の方堀端石垣一ヵ所の修補許可される。（家譜）
		十一月 四日	・吉田治年（竹翁）、御庭の南天、鉢植で賜わる。（吉田）
		十一月 五日	・左京様（継高長子、重政）祝儀の能あり、拝見の町人、城内の招番大腰掛ケ辺に揃い、御館御門より入り、御玄関脇の小路次を通り、御庭に入る。（要録）
	元文 四（一七三九）	十二月 九日	・白金下屋敷落成す、宣政麻布屋敷より移る。（家譜）
		十二月二十三日	・那珂川筋、住吉村脇に水車を仕立つ。（要録）
	元文 五（一七四〇）	三月 九日	・御城下六町筋の町家、先年の火災以後麁末になるにより、新規の家作に瓦葺、白壁を奨励する。（要録）
		四月 十一日	・福岡城内にて継高の六女誕生。（家譜）
		六月 十七日	・両市中町人家作につき、代銀上納にて、粕屋郡山手山・八木山、早良郡小笠木山の材木を与う。（要録）
		六月二十六日	・福岡城内にて継高の七女誕生。（家譜）
		六月 晦日	・遠賀郡若松で火災、洲口番所その外般手加子の家・農家焼亡。（家譜）
		八月 五日	・両市中町々境に、掃除受持の牓示杭を建てる。（要録）
		九月 六日	・継高、家老用勤に居間にて侍食せしむ。（家譜）
		九月 十二日	・御花壇雛の菊紅錦繻紫白（咲分）、三井寺紅黄（咲分）の珍花を賜わる。（吉田）
	寛保 元（一七四一）	四月二十一日	・継高を吉田六郎太夫の宅に屈請す。（家譜）
		〃 七日	・継高、吉田高成の居屋敷（三の郭東一番の屋敷）に御成。（吉田）
		五月 十二日	・福岡城惣堀廻の浚い、西取入門より西の方、池の端を土揚場にすることを絵図を以て願い出許可される。（家譜）
		八月 晦日	・御館御用の日用賃銀を文銀壱匁五分に定める。（要録）
		八月	・継高の八女、福岡城三の丸にて出生。（家譜）
		八月	・宗像郡津屋崎浦の入江に石堤を築き、新田を開墾、吉田六郎太夫検察し、残りを塩浜とすると国益増すと郡奉行に示す。（家譜）
		八月	・箱崎放生会の祭礼には、往古より御矢倉の御鳥毛御鎗を借り出す。（要録）
		六月 二日	・福岡城三の丸の新宅にて長経出生。（家譜）
	寛保 二（一七四二）	是年	・「寛保2年御家敷絵図」成る。（筑紫）
		三月 十三日	・両市中人馬次所、福岡は簀子町惣右衛門、博多は糀屋番冨屋伊右衛門に決まる。（要録）
		三月二十一日	・博多嶋屋孫右衛門、福岡本町に表口四間の屋敷を拝領。川端町上紅屋岩助、福岡呉服町に表口七間弐尺七寸五分の屋敷を拝領。博多川崎屋惣兵衛、福岡本町に表口四間五寸の屋敷を拝領。（要録）
		閏四月 五日	・継高九女、福岡三の丸の館にて出生。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
継高	享保十六（一七三一）	三月　十七日	・江戸森本町より出火、麻布中屋敷類焼す。（家譜）
		三月	・長崎戸町の石火矢蔵を、鍋嶋家と費用を合せて改造。（家譜）
		春	・江戸御屋敷類焼につき、家中より御座敷書院廻り其外を江戸へ送る、両市中も銀米、瓦倉を差出す。（要録）（吉田）
		四月　十五日	・桜田屋敷類焼。享保十七年新普請、元文二年完成。（家譜）（吉田）（長野）
		五月　下旬	・江戸御上屋敷普請につき、鳥飼御茶屋跡内外の大松を普請用材とす。（長野）
		六月	・継高の第三女、福岡城内北の丸にて誕生。（家譜）
		六月　六日	・御要所下書古味半助、鳥飼御茶屋の内、今度松伐除跡の空地を居宅地として願い、許さる。（長野）
		六月　十六日	・御内祝のため、この日、北ノ丸床揚げ。（吉田）
	享保十七（一七三二）	九月　十三日	・地行六番町出火、足軽家五十五軒他焼失。（長野）
		八月　十五日	・福岡城堀廻りの石垣の修補許可。（家譜）
		二月　六日	・故立花重矩の妻（吉田増年の五女）、福岡城三の郭東御門内の東、吉田栄年が屋敷（別屋を構う）にて死す。（吉田）
		九月　十二日	・吉田治年（竹翁）、御花壇の菊華両種（朽葉色八重・淡黄八重）を賜わる。（吉田）
		九月　十五日	・吉田治年（竹翁）、菊花拝見、濃藤色の花一種を賜わる。（吉田）
		是年	・吉田栄年の養子保年、婚礼後、三の郭（上の橋）内東の屋敷部屋から屋敷の本宅に住す。（吉田）
		是年	・江戸御普請につき、御殿内小書院・御広間解家し、また、御館前の大腰掛、二の御丸書院、評定所三ヵ所解体、江戸へ送る。また、吉田六郎大夫・浦上三郎兵衛・矢野六大夫・久野四兵衛・大音六左衛門・加藤半左衛門、御成座敷を解き江戸へ送る。（長野）
	享保十八（一七三三）	正月　一日	・去年の江戸御普請に際し、福岡城御殿内の小書院、御広間両御座敷を解家したため、惣御礼を大書院に於て行う。（長野）
		正月　二日	・勅定所門脇（通町南側下の橋筋の角）に目安箱を設置。（家譜）
		二月　十一日	・吉田治年（竹翁）、御座の梅花（紅梅豊後梅）一桶を賜わる。（吉田）
		二月　九日	・継高、兵法の間にて諸役人を召し、家老列座にて倹約質素を申し付ける。（家譜）
		二月　十五日	・吉田治年（竹翁）、御花壇の牡丹花三種を賜わる。（吉田）
		三月　六日	・吉田治年（竹翁）、継高帰城につき、小作事所前を通り、御館裏御門までアンダにて出館。（吉田）
		三月　十一日	・吉田治年（竹翁）、御庭の草花を賜わる。（吉田）
		四月　十六日	・吉田治年（竹翁）、御畠の熟瓜を賜わる。（吉田）
		七月　二日	・吉田治年（竹翁）、佐賀堀の鯉の料理を賜わる。（吉田）
		九月　十三日	・御花壇実生の菊華両種咲く。（吉田）
		九月　十四日	・箱崎大火、別館・町茶屋・制札場他士人宅・民家・蔵・馬次所・寺類焼す。（家譜）
	享保十九（一七三四）	二月　十七日	・継高、上使酒井讃岐守より麻布の中屋敷にて、帰国のいとまを賜う。（家譜）
		二月　七日	・継高、用心除の定書を本丸宝蔵に納める。（家譜）
		九月　十日	・吉田治年（竹翁）、御庭の菊花三種を賜わる。（吉田）
		十月　十三日	・吉田治年（竹翁）、御庭の牡丹花（紅白三輪）を賜わる。（吉田）
		十月　十七日	・継高、黒田美作の浜屋敷に入る。（家譜）
		閏三月　五日	・継高、吉田三郎太夫の浜屋敷に枉駕す。（家譜）
	享保二十（一七三五）	六月　十七日	・福岡大風、国中倒家三千二百五軒、倒木七千五百二十本余、諸士の第宅も破損す。（家譜）
		七月　十一日	・継高、参勤首途の祝に黒田美作の宅に枉駕す。（家譜）
		九月　二十二日	・吉田治年（竹翁）、御花壇の菊花二輪を賜わる。（吉田）
		十一月　二日	・継高江戸着、麻布の屋敷に入る。（家譜）
		二月　十九日	・福岡城外上の橋・下の橋・追廻橋三所の橋際下水の筧の修理を絵図を以て伺う。（家譜）
	元文　元（一七三六）	三月　十六日	・福岡城外水筧の修理許可。（家譜）
		四月　十六日	・福岡城北の丸にて側室の男子出生。（家譜）（吉田）
		七月　九日	・継高、吉田三郎太夫の浜屋敷に枉駕す。（家譜）
		八月　十六日	・継高、黒田美作の浜屋敷に屈請す。（家譜）
		二月　十九日	・吉田治年（竹翁）、御庭の桜（彼岸桜）一桶を賜わる。（吉田）
	元文　二（一七三七）	三月　十一日	・吉田治年（竹翁）、御花壇の牡丹花両種（紅・藤色）を賜わる。（吉田）
		四月　二十一日	・浦上三郎兵衛屋敷玄関より出火、矢野市大夫・黒田美作屋敷焼失、吉田栄年屋敷、外長屋・玄関・馬屋・台所・大工木屋・奥蔵残る、其外、奥表并に長屋残らず焼失。上の橋御門焼失、武具の内鉄砲道具・弓道具は多門櫓に入置く故焼けず、御門櫓に入置く先祖の具足・着料の具足を初、其外武具・馬具残らず焼失。（吉田）
		四月　二十一日	・七時、福岡城内、浦上三郎兵衛の宅より出火、矢野市太夫・黒田美作の宅を延焼、上の橋の門に火移り、吉田六郎太夫の屋敷まで類焼。三郎兵衛宅は表長屋残る。市太夫宅は表長屋・馬屋残る。六郎太夫宅は表長屋・玄関・廐・台所残る。美作宅は全焼。（家譜）
		四月　二十三日	・吉田治年（竹翁）、御花壇の芍薬一瓶を賜わる。（吉田）

藩主	年号	月日	事項
継高	享保五（一七二〇）	八月十一日	崩家（四百一軒）、流家（十七軒）、溺死（男二人）、堤・井手・道・橋・井樋・懸樋等破壊。（家譜） ・本丸御番を大組中、松木坂御矢倉御番を、御留守中は足軽頭中、御在国中は馬廻中に、御館御玄官御番を御無足中に命じ、御城代与中は本丸惣詰とする。（資料443） ・福岡城東の橋（上橋）長6間4尺、巾2間4尺、城西の橋（下橋）長6間2尺、巾2間3尺5寸、城南の橋（追廻橋）、及び各橋際の水道懸樋（箱水道）、大破につき、修覆の儀を幕府に伺う。この頃、御城曲輪御堀廻り、土留・石垣の崩れ、或は孕の箇所大小78カ所のうち、10カ所程の修覆につき絵図を以て幕府に伺う。（長野）
		九月二十六日	・江戸麻布御屋敷空長屋より出火。（吉田）
	享保六（一七二一）	十月三日	・上ノ橋・下ノ橋・追廻口ノ橋、及び橋際の水道掛樋の掛直し・修覆は御窺に及ばず。（吉田）
		十月十二日	・大洪水による城外破損の修補を願い出る。（家譜）
		十月十五日	荒戸新町より出火、商家百三十一軒、寺二所焼失す。（家譜）
		十二月十五日	・諸士御礼の後、継高、本丸に登り、釈迦の間に著座。（吉田）
		正月朔日	・博多より松囃子、本丸御館に来る、大広間上段よりご覧、町奉行両人兵法稽古所前に伺候。（吉田）
		正月十五日	・継高、荒戸東照宮に参詣。帰城後、奥の馬場にて馭法を見る。（家譜）
		三月十七日	・桜田屋敷の上段に宣政の隠宅完成、移動す。（家譜）
		五月二十八日	・継高、美作の家に臨み、帰城の後、美作、五松館にて礼を申す。（家譜）
		九月二十一日	・慶長～寛永にいたるまでの間の江戸城廻り普請の覚を普請奉行朽木丹後守に出す。（家譜）
		十月三日	・継高、郡平馬宅にて桜を見る。（家譜）
		二月二十五日	・荒戸波頭修覆の許可。（家譜）
		七月二十四日	・継高、日下部丹波守に木屋瀬の別館で出会。（家譜）
		十月二十四日	・中島東の橋を懸替える。柱はそのまま置、板その外上道具を新造、姫路屋喜八請合い。（長野）
	享保七（一九二二） 享保八（一七二三）	是年	・追廻御隠宅跡の御畑を、春より近習衆の屋敷として下す、段々家作、屋敷九軒に成る。（長野）
			・大風水害、遠賀・穂波・早良郡等の山崩多し。（家譜）
			・幕命により志摩郡好士嶽古城より壱岐国の方位を記し提出す。（家譜）
	享保九（一七二四）	八月十四日	・福岡大火、八五五軒余焼失。（家譜）
	享保十（一七二五）	十月二十四日	・荒戸四番丁より出火、焼失軒数六四七軒、同竈数千三十三竈、原吉口の御門の高塀八間程も焼失す。（長野）
		十一月十八日	・薬院岩戸口より出火す。（長野）
		〃十三日	竹森清左衛門の宅の旗庫を修補。（家譜）
	享保十一（一七二六）	十二月	・福岡大火の時焼失した薬院口の門の再建、同所石垣の修補許可。（家譜）
		冬	・北の丸勤めを仰付けられ、お犬どの江戸より下着。（長野）
		二月十五日	・継高、兵法の間に於て初めて囃子を聞く。（長野）
		三月九日	・吉田増年妻、御城三の郭東御門内の東、吉田栄年が屋敷（裏に別屋を構う）にて死す。（吉田）
		六月十六日	・荒戸杉土手吉田次郎右衛門宅出火、焼失。（長野）
		九月十四日	・吉田治年（竹翁）、御自愛の牡丹（紅白）両種を賜わる。（吉田）
	享保十二（一七二七）	十二月二十六日	・竈門山の座主楞伽院秀雅、本丸若一王子の社にて法修し礼守を献ず。その後、下の館大広間にて勤行す。（家譜）
		二月二十九日	・福岡城外橋口取入石垣の修補許可。（家譜）
		四月十一日	・村田縫右衛門は、御北の丸、今度かいにんの女中の弟故、新知二百石を下さる。（長野）
		七月十六日	・福岡大火、士人の宅十二区、足軽屋敷二百三十六軒、商家五十八戸焼失す。（家譜）
		二月二十日	・鳥飼道借屋より出火、足軽家二一六軒他を焼失。（長野）
	享保十三（一七二八）	六月二十九日	・吉田治年（竹翁）、吉田栄年の宅（三の郭東御門内東の屋敷）に行く。（吉田）
		十二月十二日	・野村太郎兵衛祐明に隠居の命あり、居屋敷三の郭の北西より三番は立花平左衛門増敬の屋敷（大名町南側西より一番）と替えらる。（吉田）
		是年	・御小人・小役人并御用聞諸町人の城内出入につき、従来の裏門出入を止め、表御門出入とす。（長野）
			・鎌田九郎兵衛大組に加えられ、親代に御矢倉に召し上げ置かれた武具を返却される。（長野）
	享保十四（一七二九）	二月一日	・高木作右衛門、江戸より帰国の途次、御館御居間に於て御目見、御兵法の間に於て料理下さる。（長野）
		三月十一日	・北の丸御妊婦出産あり。（長野）
		六月二十九日	・吉宗公から拝領の鶴を、兵法の間にて披く。（家譜）
		八月三日	・吉田栄年の養子保年、三の郭（上ノ橋）内東の屋敷部屋に住す。（家譜）
		八月十八日	・今年空梅雨にて六万七千六百石余の損害。（家譜）
		閏九月三日	・博多洪水、田嶋土手切れ、鳥飼村へ水込上る、薬院、博多川端も同じ。（長野）
		三月三日	・福岡城下西のとり入門番所下の石垣二ヵ所、同所続き堀端土手下石垣一ヶ所、同所向側堀端石垣一ヶ所の修補許可。（家譜） ・吉田栄年、北の丸御用を仰せ付けらる。（吉田）
	享保十六（一七三一）		

藩主	年号	月日	事項
宣政	正徳　五（一七一五）	八月　十七日	治年、本丸に登り、武具櫓を点検、古き御旗四十流れを見つく。（吉田）
		九月　二日	・大風吹と云へども、福岡御城大破に及ばず。（吉田）
		〃　六日	・黒田長清福岡御出、大書院に於て、中老以下諸役人面々に、御蔵給地一統平均を仰付く。（吉田）
	正徳　六（一七一六）	九月　二日	・直方藩主長清出福、二の丸に着座、五日下の館に入り、大広間に於て剣術、鎗術を見る。（長野）
		二月　七日	・長清、御本丸巡見す、御玄関・広間・釈迦の間・籠の間・御居間・天守台・武具櫓を巡見す。（吉田）
		四月　二日	・宣政養子若殿（継高）鎧初、故光之の鎧を着し、水牛の冑をつく。（家譜）（長野）
	享保　元（一七一六）	四月　十一日	・吉之下国、二の丸に着座。（吉田）
			・二の丸にて能興行。（吉田）
			・屋敷替あり、斉藤丹下屋敷（三の郭の北西より一番）を郡平馬に、郡平馬屋敷（二の郭の北西より五番）を矢野安大夫へ、矢野安大夫屋敷（福岡天神町北側東より五番）を斉藤三郎大夫に、斉藤三郎大夫屋敷（福岡荒津通町南側東より五番）を沢辺角大夫へ与う。（吉田）
		五月　二十一日	・福岡唐人町より出火、二百七十余戸延焼す。（家譜）（長野）
		九月　二十二日	・福岡城廻り石垣の所々、段々修補し、残る所一箇所につき、公儀御代替り故、改めて窺書を差し出すも、前々の如く勝手次第の修覆を許さる。（吉田）
		九月　二十四日	・長清、長崎御番よりの帰路、福岡御著、二十六日晩、御館御兵法の間にて諸役人御目見、去々年（正徳四）に同じ。（吉田）
	享保　二（一七一七）	是年	・戸波武大夫の知行高二百石、戸波弥五大夫の知行高百石。（分限）
		正月　二十二日	・江戸小石川より出火、鉄砲洲長清の屋敷類焼す。（家譜）
		五月　十五日	・長清、二の丸御著、十七日御館御出、兵法の間に於て巡見、同晩二の丸にて射芸御覧、十八日追廻馬場にて家中馬術御覧あり。（吉田）
		七月　九日	・幕府屋敷改役へ、桜田上屋敷・赤坂中屋敷・白金下屋敷の坪数を書上げ差出す。（家譜）
		七月	・桜田上屋敷、麻布・白金屋敷の坪割を、六尺五寸間から六尺間に改める。（家譜）
		九月　七日	・長清、下の館に入る。十日直方へ帰向。（家譜）
		九月二十九日	・長清、直方を発し参勤、十一月五日江戸に着す。浅府の屋敷に入る。（家譜）
	享保　三（一七一八）	三月二十八日	・老中久世大和守諸国に国絵図を求む。境目御用懸り立花小左衛門（城代頭）・御国絵図懸り大橋又兵衛（馬廻）・月成権六（馬廻）・絵図書き上田権太郎（城代組）・山本源助（城代組星野助右衛門算術の弟子）。（吉田）
		十月　七日	・唐船打払に勤めた面々に対し、大書院、大広間、式台にて料理を下さる。（長野）
		十月二十一日	・秋月藩主黒田長治福岡に到る。名島会所より御館御出招き番坂下にて駕籠を下る。御館御門番所の前に側筒頭一人出居る。（吉田）
		十一月十日	・伊崎より出火、大火となる。新町の薪炭倉、長倉、材木倉に被害あり。下橋口の御簾蔵は残る。（長野）
			・福岡大火。伊崎より出火、源光院前に燃え出、士人・加子の家、御山の下焼失。賓子町堀端まで焼出、堀端の熊澤十老中左衛門の屋敷にて鎮火。
			・本丸・二の丸は無事、城内北側の屋敷は延焼せず。勘定所左右向屋敷まで焼。（家譜）
		三月　六日	・長清、直方御立、御館御出、兵法の間にて夕御膳、広間にて鎗兵法御覧、二の丸に滞留。（家譜）
	享保　四（一七一九）	五月　十日	・幕府勘定奉行へ、筑前国より筑後・肥前・豊前の見当山を絵図にして提出す。（家譜）
		八月	・延宝四年以来の本丸定番を止め、大組中より一人宛御玄関勤番、松木坂櫓には足軽頭、馬廻勤番、御館へは無足相詰むるよう定む、昔は本丸には中老番頭相詰むと。（長野）
		九月　十六日	・長清、直方より御出、二の丸に滞留す。（吉田）
		十一月　六日	・これより以前、福岡城上の橋大破に及ぶにつき、掛け直しを江戸に窺う、同じく橋際にある水道の掛樋の掛直しも窺う。（吉田）
		是年	・本丸定番原三五右衛門辞す、以後、本丸番は大組中日々交替にて御玄関に勤番、松ノ木矢倉番は足軽中・馬廻中勤番、城代組は本丸惣詰に詰めることを定む。（吉田）
継高			・御勘定所長蔵西所の火除の為、林太郎大夫以下の居屋敷を召上ぐ。（長野）
	享保　五（一七二〇）	是年	・長清（直方藩主・継高実父）麻府屋敷にて逝去。天真寺に葬る。（家譜）
		二月　二十三日	・大久保下野守の命により（前年十一月二十六日）福岡城より柏屋郡立花山古城跡、志摩郡毘沙門嶽の方位、鞍手郡宮田村近所笠木古城跡より豊前国彦山の方位、遠賀郡鳴水村近所帆柱古城跡より彦山の方位を定め、書出し、下絵図を下野守に提出。（家譜）
		五月　七日	・継高福岡着城、直に御館に入る（光之初めて入国の時は、下の御館繕いにより二の丸に入る。綱政は御館に、宣政の時は、先ず本丸に入り、同日御館に移る）。（吉田）
		五月二十四日	・継高、本丸に登り、釈迦の間にて鰭の吸物酒をまいり、家老中に侍食せしむ。（家譜）
		六月　十九日	・継高初めて本丸に登る、松の木坂より登り、本丸表御門より入り、御玄関より釈迦の間に著座。（吉田）
		六月二十一日	・大雨洪水にて田畠水押五万六千三百石余。山抜・崩家・流家・道・橋等損壊、被害甚大。（家譜）
		〃	・城廻り土留め・石垣・土手所々崩れ或は孕む、絵図を以て江戸に修覆を伺う。破損の所は都合七十八箇所。（吉田）（長野）
		六月二十五日	・継高、本丸にて家中の賀礼を請けける。その後、常の間にて、社人・僧徒・商家まで賀礼を請く。（家譜）
		七月　十一日	・継高、本丸・二の丸巡見。松の木坂より登り、道具櫓見分、天守台の脇より鉄（クロカネ）門を通り、月見櫓廻りを見て、表御門より出ず、扇子雁木を通り、二の丸表御門より入り、御間の内見分、裏御門より出でて、水の手を見、桐の木坂を通って帰館。（吉田）（家譜）
		七月二十一日	・福岡大雨洪水、城下土留の石垣及び土居、或は孕み出、所々破損多し。田畠の砂入・水押し（五万六千三百石余）、山抜（六千二百二十九ヵ所）、

藩主	年号	月日	事項
綱政	寶永 六（一七〇九）	二月 七日	・綱政長子吉之、帰国、二の丸に着座。（吉田）（長野）
		三月二十日過	・綱政夫人心空院の御塔石、油山より出る。（長野）
		四月 二日	・二の丸に於て御能あり。（長野）
		五月 十三日	・綱政長子吉之、参勤の首途、綱政の下の御館に入る。（長野）
		九月 五日	・おつれ殿、江戸より下着直に北の丸に落着す。（長野）
		十一月	・鳥飼御堀に大白鳥来る。（長野）
		十二月 上旬	・吉田治年、福岡より大廻りの船便で取り寄せた牡丹両種（広沢・月影）を綱政長子吉之の夫人に献上。（吉田）
	寶永 七（一七一〇）	七月 八日	・北丸御普請成就す。（長野）
		九月二十八日	・吉田治年等、北の丸（妾を置き玉う別業を北の丸と云）に於て侍食す。（吉田）
宣政	正徳 元（一七一一）	六月二十四日	・綱政の棺を、御館表玄関より出し、表御門・上の橋・本町・天神の町・博多掛町筋・崇福寺に到る。（家譜）
		十一月 六日	・宣政、福岡御文庫に蔵す黒田御家譜を江戸へ奉る。（吉田）
	正徳 二（一七一二）	四月二十一日	・宣政帰城。諸士、箱崎松原に出迎える。本丸に入り釈迦の間にて熨斗鮑を祝い、家老、中老丼嫡子を召し出す。畢て下の館へ入る。（家譜）
		五月二十一日	・宣政初めて下国、本丸に於て諸士の礼を受ける。五月二十一日、本丸籠の間、釈迦の間・広間に於て諸士の礼あり。（吉田）（長野）
		八月二十五日	・宣政、本丸に登り、居間に於て、秋月藩主黒田長軌と対顔す。同日晩、御館兵法の間に於て饗応あり。（吉田）（長野）
		八月二十八日	・宣政、兵法の間・大書院・小書院・大書院広間・小書院広間・大広間・広間にて諸士に料理を賜う。（吉田）
		九月 晦日	・大広間に於て、御継目の御祝儀御料理を下さる。（長野）
		八月 十日	・浅府白金の屋敷坪数書付を幕府屋敷改役へ差出す。（家譜）
		九月 十二日	・福岡城廻り石垣孕の築直しのため絵図を江戸へ差し出す。（吉田）
		九月 十九日	・宣政、浅府より桜田の宅に移住す。（家譜）
	正徳 三（一七一三）	正月 朔日	・御館にて年始の礼あり、終りて宣政、本丸に登る、家老中従行す。（吉田）
		正月 二日	・弓の間にて博多・福岡町人の礼あり、終りて、御館裏の馬場にて御馬乗初。広間の庭にて弓射初・鉄砲打初あり。（吉田）
		正月 十三日	・表舞台にて能興業。（吉田）
		三月 十一日	・宣政、黒田美作一利の宅（三の郭の北東一番の屋敷）に御成。（吉田）
		四月 六日	・宣政、黒田（隅田）主膳重時の宅（三の郭の北西一番の屋敷）に御成。（吉田）
		四月 十一日	・宣政、斉藤丹下貞則の宅（三の郭御館御門外の屋敷）に御成。（吉田）
		四月 十九日	・宣政、黒田靱負重実の宅（三の郭追廻御門内の屋敷）に御成。（吉田）
		四月二十二日	・宣政、郡平馬時成の宅（三の郭の北東より二番の屋敷）に御成。（吉田）
		四月二十八日	・宣政、吉田式部治年の宅（三の郭東御門内東の屋敷）に御成。（吉田）
		四月二十八日	・福岡城、石垣修補につき、本丸よりの方角、石垣にある櫓多門の名、修補の箇所数を書き出すよう絵図を返さる。絵図の写は城代頭に渡し、本丸に蔵める。（吉田）
		四月二十九日	・福岡城三の丸曲輪の内、本丸より亥の方、下の橋口門の内、石垣一ヵ所、乾の方石垣二ヵ所、申の方追廻口門内、石垣一ヵ所の修復を絵図を以て願い出、老中連名奉書により許可。（家譜）
		五月二日	・宣政、野村太郎兵衛祐明の宅（三の郭の北西より三番の屋敷）に御成。（吉田）
		七月 二十日	・諸氏屋敷替あり。斉藤丹下（御館御門外）は黒田主膳屋敷（三の郭の北西の一番）に、大音六左衛門（福岡大名町北側上の橋西より三番）は斉藤丹下屋敷（御館御門外）に、月成茂左衛門は大音六左衛門屋敷（福岡大名町北側上の橋より三番）に、隅田清次郎は湯浅七大夫屋敷（福岡薬院堀端西より二番）に、屋敷替え。（吉田）
		八月 三日	・長軌、桜田から芝新堀屋敷に移る。（家譜）
		八月 六日	・宣政、野村太郎兵衛祐明の宅に再び御成。（吉田）
		九月 二日	・宣政、大音六左衛門厚増の宅（御館御門外の屋敷）に御成。（吉田）
		十二月二十五日	・福岡御館煤払。（吉田）
		是 年	・『山林古老伝』成る。中に、城中に植え置くべき草木として、勝軍木・栗・梯（柿ヵ）・みかん・椋木・梅・げず・油せん・唐こ酒・藤・さいかいし・りやうほう・松・竹・桐・うるし・青木・茶・山いも・ところ・葱冬・燈心・石菖蒲、の記載あり。（伊丹746）
	正徳 四（一七一四）	正月 朔日	・家老中（黒田一利・黒田重実・郡時成・吉田治年）、例の如く本丸に登り釈迦の間に於て城代頭（郡徳左衛門・立花小左衛門）に謁す。（吉田）
		六月 十九日	・直方藩主黒田長清、福岡御出、二の丸に御滞座。（吉田）
		七月 十三日	・当三月以来の諸士遺跡等の裁許につき、滞留中の直方藩主黒田直清に窺ひ、二の丸に家老中列座、詮議を遂ぐ。（吉田）
		十一月二十二日	・黒田長清福岡御出、二の丸に於て、家老・中老以下の面々に、河内守よりの御書を拝見さす。（吉田）
		是 年	・三月、宣政、病気により蟄居、直方藩主黒田長清、福岡国政の指図を享保四年までとる。この間、長清福岡御出の際は、二の丸に滞留す。（吉田）
		四月 十五日	・直方藩主黒田長清、二の丸御著、二十一日、御館へ御出、広間庭にて射芸を御覧、兵法の間にて夕御膳、終りて追廻馬場へ御出、家中馬術御覧。（吉田）
	正徳 五（一七一五）	四月二十一日	・兵法の間に、長清出席、家老中列座のもと、矢野安大夫幸致（中老）の江戸御部屋勤を仰付く。（吉田）
		七月 五日	・御旗奉行竹森八郎兵衛貞矩（竹森貞右衛門貞武入道以順の嫡子）の宅（三の郭西御門外堀端より五番の屋敷）に於て御旗庭指興行す。前日、吉田

藩主	年号	月日	事項
綱政	元禄十二（一六九九）	五月　十一日	・小書院において黒田三左衛門つぎめの礼を受ける。三左衛門、常の居間に召される。（家譜）
		五月二十六日	・天祐一西松原に曇華庵を建てる。（家譜）
		七月　六日	・国絵図浄書完成。（家譜）
		十一初	・野取帳に至るまで浄書。（家譜）
	元禄十三（一七〇〇）	正月二十八日	・綱政、小書院の奥の間にて、黒田源左衛門の家禄拝受の礼をうける。（家譜）
		二月二十六・七日	・福岡城下地震あり。（家譜）
		三月　三日	・綱政の園亭に光之来る。光之、綱政の居間に入り、炭斗蛔を祝て帰る。（家譜）
		四月　三日	・前年十二月十七日に中嶋橋口加子町裏の石壁四十間許り崩れ、修補の許しを得る、戸波次郎兵衛、同武太夫を奉行として修築す。（家譜）
		八月二十四日	・綱政、愛宕山鳥居を建立す。（家譜）
		九月　下旬	・御堀に白鳥来る。（長野）
		十月二十二日	・薬院中庄出火、香西庄左衛門懸屋敷以下四十数軒焼失す。（長野）
	元禄十四（一七〇一）	是年	・中嶋の船入不便にて、名嶋古池に船入を掘ることを宰臣まで伺う。許可おりるが人工多く費用便ならざるによりて修築されず。（家譜）
		二月　八日	・在江戸の竹田春庵、国絵図掛を命ぜらる。（家譜）
		六月　十八日	・秋月藩主長重、出福、御館に入る、御広間の庭にて相撲あり。（長野）
		六月十九日	・直方藩主長清、前藩主光之の鳥飼の御隠居宅へ入る。（長野）
		七月十二日	・幕府より命ぜられし（元禄十年閏二月四日）、筑前国絵図完成し、郷村帳と共に幕府へ上納す。（家譜）（黒田）
	元禄十五（一七〇二）	八月二十九日	・国中大風吹く。倒家一一、一三五軒に及ぶ。（家譜）
		九月　十一日	・この九月、城下より国境ならびに江戸までの道程書を幕府へ差出す。（家譜）
	元禄十六（一七〇三）	正月　朔日	・光之、麻府の宅にて隠居所の釿初あり。（家譜）
		二月　十日	・博多鰯町より出火、九町・百五十軒焼失す。（家譜）
		七月	・綱政　忠之の隠居所にて鈔法について僉議。（家譜）
		八月	・福岡城の石壇修補。（家譜）
		八月　九日	・綱政箱崎八幡宮に狛犬を寄献す。（家譜）
		八月二十一日	・綱政、鎌田八左衛門に鈔（藩札）の総司を命じられる。城内に鈔製する役所あり、漉紙工・画工・彫工数多くこれに勤む。（家譜）
		十一月二十六日	・江戸において大地震起こる、桜田・麻布の宅破損す。（家譜）
		是年	・奈多浜に塩浜三十町計り初めて開かる。（家譜）
		是年	・御軒附として社寺二十七区が定められる。（資料443）
	元禄十七（一七〇四）	是比	・元禄の頃、別館の数十九館（資料443）
	寶永　元（一七〇四）	七月二十四、五日	・荒戸町通丁、荒戸二番丁にて火災あり。（長野）
		二月	・高野山に忠之の石塔を建立す。（家譜）
		（四月十一日）	・長清、台命にて外桜田・日比谷・坂下三所の石壇を修築する。（家譜）
		五月二十八日	・前年の地震により江戸城廻の壇壁が破損。（家譜）
		十二月二十九日	・博多立町より出火、百五十軒焼失す。（家譜）
	寶永　二（一七〇五）	四月二十五日	・綱政長子吉之、光之を隠居所に見舞う。（家譜）
		六月　朔日	・長政献備の日光山鳥居の修補、この日より始め、十一月二十五日に終る。（家譜）
	寶永　三（一七〇六）	七月　朔日	・石堂口瀟衣脇石垣築直しにつき、御館において詮儀あり。（要録）
		八月　朔日	・綱政の五男、福岡城内に誕生す。（家譜）
		八月　十三日	・竹田春庵、この日より絵図風土記見合せ。（家譜）
		九月　一日	・北の丸おみねとの、御若子を平産。（長野）
	寶永　四（一七〇七）	正月　十五日	・竹田春庵、隠居所に召出され、年賀祝儀料理を頂戴、その前、寝間にて拝謁。（家譜）
		五月　二十日	・竹田春庵、隠居所へ参上。光之逝去。（家譜）
		五月二十二日	・竹田春庵、光之の棺を門前にて拝す。（家譜）
		七月二十七日	・志登社鳥居完成す。（家譜）
		十月　四日	・関東大地震あり、福岡も地震す。（家譜）
		十一月　朔日	・吉田治年、二の郭東御門内東の屋敷（其の前鎌田八左衛門昌生住居す）を拝領。この屋敷の北の土堤側には奥・表・台所・女部屋まで全備したる相応の別宅あり、子栄年は屋敷の狭き長屋に住居す。（吉田）
	寶永　五（一七〇八）	正月二十二日	・吉田増年の十男嶋井六郎右衛門増重、福岡追廻口の屋敷を拝領。（吉田）
		春	・前藩主光之、前年五月二十日逝去につき、春より鳥飼の御隠宅を段々こぼち、家中の面々に売り払う。（長野）
		十一月　十三日	・福岡西職人町より出火、呉服町・土小路・土手町・薬院・中庄・本庄焼ける。士人宅一七九軒、商家一四八軒、寺七区焼失す。（家譜）（長野）

藩主	年号	月日	事項
綱政	元禄三（一六九〇）	四月十一日	・光之発駕、追廻を通り大名町へ行き、赤間にて止宿。（家譜）
		七月十日	・綱政、黒田三左衛門の大工町浜の別業に杜鵑、楼に上りて眺望す。（家譜）
		九月十三日	・吉田治年、三の郭西御門外橋（下の橋）東壕端より二番の屋敷（其の前は直方御屋敷）を拝領、跡屋敷（三の郭の北西より二番）は立花勘左衛門増弘（家老）に賜う。（吉田）
	元禄四（一六九一）	十二月	・荒戸波頭の石堤の内に、乗り舟をつなぐ深港を完成。貞享四年光之より幕府へ伺い、元禄二年二月より掘始める。奉行、丹助右衛門・吉田勘三郎。（家譜）
		二月十九日	・竹田春庵、大正寺からの帰りにやくら門の外を通る。やくら門は山本勘助（伝一五六一年没）縄張りの跡たる由を香西物語る。（家譜）
		三月十三日	・竹田春庵、香西へ桜見。（家譜）
	元禄五（一六九二）	正月二十三日	・城堀にかかる三ヵ所の橋の改修並びに、城西唐人町に出るところの土橋を板橋にかけ替ることを幕府に申し出、許可を得て改修を行なう。（家譜）
		二月十日	・上の橋、下の橋、追廻橋及び唐人町の土橋を板橋に仕替る。（長野）
		三月末	・直方藩主長清、鞍手郡直方に居所新築を絵図を以て江戸に伺い、許可を得る。（家譜）
		六月三日	・長清の居宅新築のため妙見社移築落成、遷座。寛永十二年、先主隆政造営、貞享三年光之により重建。（家譜）
		夏	・城廻の石壁の修補を絵図を以て幕府に伺い、三月末より修補を行なう。奉行、戸波二郎兵衛・小林善右衛門。（家譜）
		十一月九日	・長清の居宅、事始め。（家譜）
		十一月十五日	・地鳴の波頭損壊を修補す。奉行、戸波二郎兵衛。（家譜）
		正月晦日	・朝鮮船一艘、大嶋に漂着。荒戸波頭場に引き取られる。対馬藩の蔵屋敷（博多にあり）より言下役を二人やとう。（家譜）
	元禄六（一六九三）	春	・長清の居宅、落成。（家譜）
		四月四日	・綱政側室息女、福岡城内にて生れる。（家譜）
		九月十三日	・箱崎宿新道について幕府へ絵図を以て伺い、今春古道をとどめて、馬つきの東に新たに道を開く。古道は宮前まで行かず、宮の西より右に転じ、弥勒寺の前を経て宮の後を通路とす。馬つき所は宮よりはるか東にあり、その先の道はふさがる。（家譜）
		九月十二日	・福岡、大風吹き、城下の第宅多く壊倒す。（家譜）
		十月	・志賀社神楽堂・御輿堂・御供所等修補。（家譜）
		十一月三日	・背振山国境争論起こる。正保国絵図における上宮嶽弁才天堂の記載の有無により、肥前側の言い分が認められる。（家譜）
		十一月十一日	・綱政夫人の居宅完成し移住す。左京・弁之助も同じく移る。（家譜）
		十一月十五日	・江戸浅府屋敷の近辺、福岡藩預りの宅が小出淡路守拝領となり、引き渡す。（家譜）
	元禄七（一六九四）	正月二十六日	・綱政、糟屋郡篠栗村境内の別館を、黒田清左衛門に賜う。（家譜）
		四月二十四日	・福岡城下大風吹く。（家譜）
	元禄八（一六九五）	四月十九日	・地島波戸の修補を命ず。奉行は戸波二郎兵衛。（家譜）
		七月四日	・直方藩主長清帰国、光之の隠居所にて饗す。（家譜）
			・福岡、大雷雨。土堤崩れ洪水。城西光之の隠居も浸水。城壕の土堤所々潰崩、博多中嶋両橋危し、薬院辺諸士の家、春吉足軽町、荒戸新大工町の宅浸水、光之の隠居破損多く、薬院隍の水あふれて土堤を崩す。城廻りの破損所は江戸に伺いの上修補、城隍水堀の石壇崩所九ヵ所、外郭壕四ヵ所土手崩。（家譜）（災異）（長野）
		十一月二十七日	・綱政、赤間の別館に入る。（家譜）
		十二月十二日	・福岡城下土手町火災、士人宅数区（明石助左衛門宅以下九軒）延焼す。（家譜）（長野）
	元禄九（一六九六）	七月二十九日	・御本丸御玄関御番長野仁左衛門、隠居を願い出る。（長野）
		十月十七日	・彦山・竈門山本末諍論起こる。和睦し、十月十七日、竈山宿老を公所に召し一紙を献ぜさす。（家譜）
		十一月十一日	・夜鳥飼大土手にて三苫七右衛門殺害さる。（長野）
		十二月十二日	・桜田上屋敷に本田右近の宅千四百歩余を加え、本田に真田伊豆守の白銀村下屋の内二千歩余を分け、真田には麻布の屋敷の内二千歩余を割きて加えること、願い通り仰付けらる。（家譜）
		是年	・博多中島町東西両橋は、福岡惣取入の故、公儀へ伺う。要害でもなく、曲輪の外のこと故、勝手次第の掛ケ直しの返事あり。（吉田）
	元禄十（一六九七）	閏二月四日	・幕府、国絵図製作を命ず。（家譜）
		四月十三日	・黒田平左衛門（重敬、家老）居宅薬院山屋敷焼失。（長野）
		十二月二十五日	・綱政遊猟し、長清を飯塚の別館に招き、対面し饗応す。（家譜）
	元禄十一（一六九八）	三月二十六日	・長野源太夫御本丸御玄関番を仰付けらる。（長野）
		春	・福岡城隍水際の石垣並び直方館のめぐり水道の石垣、所々破損し、春より修補を加える。（家譜）
		三月五日	・秋月で火災おこり、士宅商家悉く回禄にかかる。（家譜）
	元禄十二（一六九九）	春	・この春より、崇福寺の長政の石碑を修補す。戸波次郎兵衛これを奉行す。（家譜）
		四月十日	・大音六左衛門屋敷より出火、隣家立花五郎左衛門屋敷残らず焼失す。（長野）
		（四月）	・今年、綱政厄年につき、竈門山山伏座主楞伽院兼雅、城内本丸内の若一王子の社にて法儀を勤める。上ノ橋より本丸に入り、その後、下ノ御館へ来、終りて御隠居館へ参る。（家譜）（長野）

藩主	年号	月日	事項
光之	延寶 六（一六七八）	九月	・四月より二の丸修補行なわる。（家譜）
	延寶 七（一六七九）	是年	・春吉橋を新たにかける。長さ四十間余。（家譜）
		九月二十一日	・寛文十一年よりの城外堀廻の修補終わる。昔は西堀広く、鳥飼村の東に至って数町に及ぶ。鳥飼に別館あり、石垣際まで水をたたえ、船にて往来。現在、水あせて草菜地となったため、新田とし、境に土堤を築いて、追廻より荒戸の西唐人町地行辺への通路とし、別館跡は士人の屋敷とする。（家譜）
	延寶 八（一六八〇）	初夏～秋半	・於呂島に波頭を築く。穴生頭戸波二郎兵衛、船頭村上助兵衛奉行す。（家譜）
	天和 二（一六八〇）	九月二十六日	・博多対馬小路より出火し、冷泉津小橋まで延焼す。（家譜）
		晩夏	・朝鮮信使来るによって藍島に波頭を造築す。戸波二郎兵衛、吉田八大夫奉行す。（家譜）
	天和 三（一六八一）	十二月二十六日	・綱政、福岡二ノ丸御着座。（吉田）
		三月 六日	・綱政、二ノ丸御出駕、御城三ノ郭ノ北西ヨリ二番ノ吉田増年ノ屋敷ニ御成、御成リ門ノ外及ビ御成リ門内庭ニテ増年等出迎う、御膳以後、綱政、内馬場ニテ馬、鎧術を見る。（吉田）
	貞享 元（一六八四）	八月 十四日	・福岡城隍灌の築石所々破損し、修補を幕府に伺い許可を得る。（家譜）
		三月二十六日	・長政寄進の日光東照宮石島居を修補す。（家譜）
		六月 十六日	・城外の隍、水際の石たゝミ崩損の所の修補を幕府に伺い、許可を得る。（家譜）
	貞享 二（一六八五）	八月	・筥崎宮神前の石鳥居を建立す。（家譜）
		五月 十一日	・吉田栄年、三ノ郭北西より二番の屋敷（この屋敷より西、早良郡、東、那珂郡）に生る。（吉田）
		七月 十一日	・紅葉八幡宮の鳥居を石に改め造る。（家譜）
		八月二十八日	・吉田重成妻長光院、福岡城三ノ郭ノ北西ヨリ二番吉田六郎太夫増年ノ屋敷（裏ニ別屋ヲ構ウ）ニ死ス。（吉田）
	貞享 三（一六八六）	五月二十二日	・光之、黒田平左衛門の家へ招請。飯の後、楼に登りて眺望し、茶屋に入て自ら花を挿む。（家譜）
		七月 十七日	・高照山東照宮に石の鳥居を創立す。（家譜）
		六月二十三日	・吉田増年の五女・立花勘左衛門増弘の三男立花只之進重矩に嫁す、重矩、福岡城三の郭追廻御門内増弘の屋敷裏に別屋を構う。（吉田）
	貞享 四（一六八七）	三月 五日	・海浜四ヵ所に船入の所を作ることを幕府に伺い許可を得る。荒戸山下の波戸は修築されず、国君の乗船をつなぎ置く船入は従来通り三ヵ所、荒戸山下の船入は元禄三年完成、遠賀郡脇田裏舳艫の波戸は修築されず、志摩郡唐泊浦の波戸は修築されるが数年後崩れる。（家譜）
		八月 五日	・光之の五男長清帰国、二の丸に入り、光之に造謁する。（家譜）
		十一月 九日	・福岡城内に多く積み蓄えられた火薬を、城外閑僻の地に移すことを幕府に伺い（貞享二年春）、城外大鋸山に火薬庫を新築して、火薬を移す。（家譜）
綱政	元禄 元（一六八八）	二月 十三日	・荒戸船入の修補を船手頭松本孫四郎に命ず。（家譜）
		三月 三日	・地嶋波戸修築奉行として戸波次郎兵衛・井上孫左衛門を命じ、夏の間に完成することを命ず。（家譜）
		三月 五日	・長清、汐干見物のために黒田三左衛門の大工町浜の別業に入り、楼に登って海辺を眺望す。（家譜）
		春	・光之、五男長清に馬二疋、鷺の丸の馬印をまいらす。（家譜）
		九月	・春、住吉社、雷山観音堂、堅粕村薬師堂の修補を命じる。（家譜）
		三日	・紅葉山八幡宮・警固社に神領五十石加増、紅葉山八幡宮（光之の産神）を橋本より移す時忠之の産神警固社を憚り五十石のみ寄附。（家譜）
		初年	・吉田治年、二の丸御館火消を命じられる。惣じて御本丸・二の丸御館・御隠宅等の火消は中老中に命じられる。（吉田）
		是年	・馬奉行を置く。（家譜）
		是年	・戸波次郎兵衛宗武の知行高三百石。（分限）
	元禄 二（一六八九）	四月	・光之隠居し、綱政家督を継ぐ。綱政、佐賀藩より慶賀の使者家老鍋嶋十左衛門に小書院において対面。佐賀藩主息よりの使者を大書院にて饗応。（家譜）
		五月 七日	・綱政、初めて城の本丸に登り。歴覧、午後、常の宅へ帰る。（家譜）
		五月十～十五日	・綱政、本丸において家中諸士の賀礼をうける。その後、常の宅にて、社人・僧徒・商家まで賀礼をうける。（家譜）
		六月二十一日	・光之、帰国し二の丸に入る。諸士、城内二の丸の下、黒田二郎太夫の宅の前より上の橋の内、郡正大夫の宅前に並び居て拝謁、直に、二の丸に参上して慶賀する。（家譜）
		七月二十一日	・長清、将軍綱吉より常磐橋内に第宅を賜わる。（家譜）
		九月 十五日	・光之、福岡城の西南、城外追廻馬場の後に隠居所を営作、移り住む。（家譜）
		九月 十日	・綱政、大書院にて、諸士の余録を上納することを申し付ける。（家譜）
		十二月 六日	・吉田増年九女、福岡城三の郭東御門外橋の西堀端東より二番、吉田久大夫利重の息利房に嫁す。（吉田）
	元禄 三（一六九〇）	二月 十日	・竹田春庵、井上氏へ、丸系図・江戸城図を書写し遣す。（家譜）
		三月二十九日	・綱政 前原に遊猟する。（家譜）
		四月 二日	・綱政、橋本の別館に移る。（家譜）
		四月 三日	・綱政、黒田平左衛門の仙道の館に臨み、山上の楼に登る。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
光之	寛文 四（一六六四）	正月	・宝満衆徒へ馬鋪・山口の材木伐採証文を出す。（家譜）
		五月二十二日	・光之、家綱より御判物を賜わる。（家譜）
		五月	・光之、楼鐘を改鋳し、市中に十二時を知らしむ。貝原益軒、鐘銘を記す。（西徳）
		閏五月 八日	・東の外郭、春吉口の石壁南方十一間崩れ、江戸に伺って修補す。（家譜）
		今秋	・麻府屋敷営作成就す。（家譜）
	寛文 六（一六六六）	八月 十七日	・橋本八幡宮を、紅葉松原に遷座す。西光寺も移転す。（家譜）
	寛文 七（一六六七）	六月 朔日	・光之、望む者あらば士宅として地行に弐間半に五間の家一軒を造作し、方弐拾間にひとへ載をうえて渡すことを作事奉行に命じる。（家譜）
	寛文 八（一六六八）	二月 朔日	・外桜田霞ヶ関の藩邸類焼。（吉田）
		五月 二日	・光之、御館御馬屋前にて、吉田増年に馬を賜う。御館御座ノ間ノ北ニ七疋立ノ厩、御館表御門ノ南ニ三十疋立ノ厩、追廻シ馬場ノ東ニモ厩アリ。（吉田）
	寛文 九（一六六九）	十月 十九日	・夜丑刻、福岡東職人町より出火、八十九軒焼失。火、薬院の堀を飛び越えて、小烏の神社・源光院も焼失す。（家譜）
		四月 十九日	・光之、宮内（綱政）、帰城。諸士、城内・黒田平左衛門の宅の東方の松林の前に居並びて拝謁す。（家譜）
		五月 十一日	・宮内（綱政）、光之の居間の辺、罌粟の間に住んでいたが、屋舗の内に別の房室を営作し、移る。（家譜）
		七月 十七日	・忠之営作の三の丸の居宅は本丸に近く火炎の恐れもあり、光之、宅地を北の方に移し、新たに営作せんとし、宅地を絵図に写して江戸に伺い許さる。（家譜）
		七月閏十七日	・三の丸の居宅、斧始めあり。（家譜）
		十二月 二日	・光之、吉田知年の宅にて饗宴、西山宗因同席す。宗因発句、年の内に春いちはやし梅の花、雪にも松のみとりそふ庭、朝日さす池乃汀ハ寒からで。（吉田）
		十二月 五日	・光之、常宅改築にともない本丸へ移る。宮内（綱政）も二の丸に移る。（家譜）
		十二月 十六日	・源光院営作再建、荒戸山松源院辺に寺地を改める。（家譜）
	寛文 十（一六七〇）	正月 十一日	・三の丸の居宅、営作始まる。（家譜）
		四月下旬	・志賀神社の一の鳥居を建立。（家譜）
		正月二十七日	・中鳴橋口の石壁二ヵ所（福岡城惣構東方石垣）破損し、江戸へ絵図を以て修補を伺い許可が出る。（家譜）
	寛文十一（一六七一）	正月二十八日	・黒崎船入の堀、防波堤築造を江戸に伺い、許可がでる。（家譜）
		六月 十一日	・三の丸居宅営作、前年正月十一日に始まり、六月十一日成就す。同十九日、光之移住し、宮内（綱政）も同屋敷内に房室を営作させて移る。（家譜）
		六月 十九日	・光之、常居の館完成し、本丸より移る。（家譜）
		六月二十三日	・城内稽古所にて武芸、和礼を講習せしむ。（家譜）
		七月二十一日	・福岡惣廻の堀の浚、居屋敷外の東の方の厩（今の招番の北の方の厩）の崩、博多口の石壁の修補を絵図を以て江戸へ伺い、許可が出る。（家譜）
		十一月 十六日	・堀さらえの惣奉行に鉄炮大頭立花長左衛門を任ず。堀さらえ、これより数年に及ぶ。（家譜）
	延寶 元（一六七三）	二月 三日	・吉田六郎太夫知年、福岡城三の郭ノ北西ヨリ二番ノ屋敷死ス。（吉田）
		八月 十五日	・綱之、黒田源左衛門の家に入り、園亭にて月を賞す。（家譜）
	延寶 二（一六七四）	二月 十七日	・光之、福岡城三の郭ノ北西ヨリ二番ノ屋敷、吉田増年宅に請ぜらる。（吉田）
		十一月 十九日	・産宮（宇美宮）境内に殺生禁断の石碑を建立。（家譜）
		十一月 朔日	・南の丸に定番がなかったが、衣非左助を定番に置き、城廻見分の事も衣非左助に命ず。（家譜）
	延寶 三（一六七五）	是歟 年	・光之、江戸に参着、桜田の上屋敷に入る。それまで麻布の下屋敷に入っていたが、この時初めて桜田の上屋敷に住む。（家譜）
		二月 四日	・光之、太宰府天満宮の石灯台・橋を改修する。（家譜）
		十月 十一日	・綱之、病気により廃嫡と定め、ために綱之は二の丸に蟄居す。（家譜）
	延寶 四（一六七六）	是歟 十二月二十三日	・福岡城曲輪外の二ヵ所の土橋を板橋に替えること、曲輪外南方の土葺場及び蓮池を埋め、侍屋敷に用いることを絵図を以って幕府に伺い許可さる。（家譜）
		是歟 年	・晩、福岡城下烟草町より出火、土屋敷二十一区、町屋百六十一区焼失。（家譜）
	延寶 五（一六七七）	四月 六日	・博多中島町東西橋を掛け直す。（吉田）
		六月 晦日	・本丸の交り番を止め、定番を一人置く。（吉田）
		十一月 十六日	・光之、長寛（宮内・綱政）、帰国。このとき、綱之二の丸に居住していたため、長寛は下屋敷の部屋に住す。（家譜）
		十二月 十八日	・当国の図帳は長政入国以来のもので損壊しているため、書き改められる。（家譜）
		是歟 十四日	・光之の六男百助、福岡城内で誕生する。（家譜）
	延寶 六（一六七八）	八月 五日	・綱之、三月二十一日に自ら剃髪して僧となり、澄範と号せられ、二の丸より那珂郡屋形原の居所へ移る。（家譜）
			・此ノ比、長寛ノ御部屋ハ、福岡御館ノ北ニ在リ。（吉田）
			・江戸桜田屋敷内に綱政の居宅を営作し、移る。（家譜）
			・綱政、桜田霞が関御第上ノ段新御部屋ニ移ル。（吉田）
			・大風、国中倒家五千余。（家譜）

藩主	年号	月日	事項
忠之	寛永十五（一六三八）	是年	・島原の陣に際し、荒津山に燈籠堂を築く。神屋宗湛・嶋井宗室資金を弁ず。（嶋井）
	寛永十六（一六三九）	四月十六日	・小河内藏允之直、福岡御城三ノ郭ノ北西ヨリ四番ノ屋敷ニ死ス。（吉田）
	寛永十七（一六四〇）	是比	・このころ「寛永知行役帳」成る。戸波次郎左衛門宗敦は飯尾小兵衛組にて知行高三百石・人高三人とあり。（分限）
	寛永十八（一六四一）	是年	・忠之、福岡城破損の修理を幕府に願い出、許さる。（家譜）
	寛永十九（一六四二）	正月十五日	・博多の松囃が再興され、舞童を台車にのせて引き、本丸の門外にて舞楽をなし、ついで常の御館に入り、庭にて舞楽す。（家譜）
		是年	・忠之、番所の矢倉の転ばぬよう仕置きを命ず。（三奈1246）
		七月十一日	・忠之、公命により、増上寺に石鳥居を建立。奉行竹森清左衛門。（家譜）
		是年	・吉田知年四女、福岡城三ノ郭西御門外（下ノ橋）ノ東堀端西ヨリ二番ノ屋敷ニ生ル。（吉田）
	寛永二十（一六四三）	是年	・忠之、福岡城破損の修理を幕府に願い出、許さる。（家譜）
	正保元（一六四四）	十二月十九日	・吉田知年、福岡天神ノ町北側東ヨリ五番ノ屋敷に移る。（吉田）
	正保二（一六四五）	十一月朔日	・長之（光之）、帰国し、二の丸に居す。（家譜）
		閏五月	・日光山東照権現廟の後三面の石壇の修築において、道也（竹森清左衛門）の計画が採用される。（家譜）
		夏	・貝原益軒、夏に那珂郡春吉邑に居を移し、数日後、福岡の郭外唐人町の北宅へ移す。（家譜）
		八月一日	・これより先、正保の城絵図成る。（黒田）
	正保三（一六四六）	是年	・忠之、肥前国時津に小館を建てる。（家譜）
	慶安四（一六四七）	十二月	・貝原益軒、君命により遠賀郡底井野邑の別館を守る。（家譜）
	慶安二（一六四九）	是年	・荒戸山に東照宮を建立することを江戸へ言上する。（家譜）
	慶安三（一六五〇）	是年	・貝原益軒、城中南丸に宿直。（家譜）
	承応元（一六五二）	五月十七日	・東照宮造作成就し、江戸よりの御神体を新殿に納める。（家譜）
	承応二（一六五三）	閏六月二十八日	・吉田知年御城三ノ郭ノ北西ヨリ一番ノ屋敷ニ移り、十月十一日御城三ノ郭ノ北西ヨリ二番ノ屋敷ニ移ル。（吉田）
	承応三（一六五四）	正月十四日	・光之帰国し、忠之と饗応、二の丸光之の館に忠之来て饗応。（家譜）
		二月十一日	・忠之、城の南、追廻の蓮地の辺で犠をあげる。帰りに追廻の馬場にて馬芸ある者を数多く召して見学。城に帰って茶湯の興を催す。（家譜）
		二月十二日	・忠之、前夜中風起こり、この日巳の時に没す。（家譜）
		十五日	・これより先、黒田忠之、天守に所蔵する道具幷家内の道具の台帳作製を命ず。（郡家530）
	年未詳	極月不詳	・忠之、家光に朝倉木の丸殿の跡について尋ねらる。（家譜）
光之	明暦元（一六五五）	二月十七日	・光之、帰国後二の丸に住む。（家譜）
		四月十七日	・吉田増年、父知年の御城三の郭西ヨリ二番ノ屋敷ノ裏ニ別屋を構え、婚嫁す。（吉田）
	明暦二（一六五六）	十一月二日	・光之、忠之の一周忌後、春より三の丸を修営し、この日二の丸より移り住む。大工頭、大野助右衛門・寺嶋孫右衛門。（家譜）
		八月十五日	・大風、国中の倒家八千四百余、福岡城所々破損、故忠之代寛永十七年・十九年両度の修理にならい絵図を以て修補を伺う。（家譜）
	明暦三（一六五七）	是比	・この比、吉田知年の宅は、福岡城三の郭の北西より二番の屋敷。（吉田）
		正月十九日	・江戸大火、光之桜田屋敷延焼す。光之の母は、白銀の下屋敷に住居す。光之は、麻布の屋敷に住居す。桜田屋敷は、先ず長屋を造作し、その後、玄関・書院・仮の居間・右筆所・料理の間・供腰掛・馬立等表向きばかり造作す。（家譜）
	萬治元（一六五八）	十一月	・江戸本丸営作のため大石十九献上す。（家譜）
		正月二十一日	・愛宕社を修補す（忠之の創建）。明石兵右衛門奉行す。（家譜）
		六月朔日	・江戸大火、淺府屋敷延焼、光之参勤の際の居宅故、早速に営作。（家譜）（吉田）
		三月十一日	・吉田増年の一男、治年、福岡御城三の郭の北西より一番の屋敷に生る。（吉田）
		九月五日	・石火矢教芸の場として奈多浜にて大砲を撃つ。（家譜）
	萬治二（一六五九）	六月朔日	・鬱栗間にて、大音重次のつぎめの礼を行なう。（家譜）
		是年	・吉田式部治年、筑前早良郡福岡御城三ノ郭ノ北西ヨリ二番ノ屋敷に生ル。（吉田）
	寛文元（一六六一）	是年	・正保の絵図を以て、怡土郡雷村と唐津領長野村との境を正し、境石を建てる。（家譜）
		是年	・荒戸の波頭完成。袖の港あせて、那珂河の下の水口、土砂により浅くなり、船を繋く所なし、荒戸山の陰にもともと二ヵ所波頭があるが、便悪く、万治二年春、幕府に伺いをたて、竹森新右衛門（旗奉行）を惣司として、諸々より大石を多く寄せ、山下より東の海中に、横数間、長さ数町築出し、石堤の東端に燈籠堂を建てる。（家譜）
		是年	・宇美宮修補。（家譜）
		是年	・寛文年中（1661～72）、穴生方戸波次郎左衛門は知行高三百石、子次郎兵衛は十石三人扶持。（分限）
		是年	・御本丸定番は栗田十右衛門重利、江田平兵衛、南畝孫四郎重成、南丸定番は佐野太郎左衛門、御鉄炮櫓定番は恒屋茂兵衛、友野仁兵衛、岩崎七郎兵衛元定、水手定番は大霧兵右衛門、御花作奉行は笠尾与四右衛門、下村茂兵衛、御路次奉行は中村六之丞政信。（分限）

藩主	年号	月日	事項
長政	慶長一八（一六一三）	六月　十一日	・吉田六太郎太夫知年、福岡御城（本丸ハ那珂郡、二・三の郭東ハ那珂郡、西ハ早良郡）、三ノ郭西御門外橋（下ノ橋）ノ東塹端西ヨリ二番ノ屋敷ニ生ル。（吉田）
	慶長二十（一六一五）	正月二十六日	・大阪御普請仕出人之事、長井八郎右衛門他二名より竹森清左衛門宛書状。（資料405）
		二月二十五日	・長政、福岡城城廻りの土居及び鳥飼の浜に、福岡・博多の町人をして家一間に一本宛松を植えさす。（三奈1260）
	元和　元（一六一五）	五月　五日	・追廻しへ出る門、博多口の門、荒戸土橋等の門番を定む。（菅家358）
		後六月　十日	・下座郡小隈の城割り着手に当り、城内保管の矢蔵・倉の差図を取り出さす。（毛利1352）
	元和　三（一六一七）	七月　十六日	・長政帰国し、この後六つの端城を破却す。（家譜）
		九月　十七日	・長政、日光小廟前に石鳥居を献納す。（家譜）
	元和　四（一六一八）	正月　十五日	・長政、百道松原に松苗木の植付を命ず。（家譜）
		三月　十五日	・黒田長政、福岡城を破却、天主も崩すこと必定との噂あり。（細川）
	元和　六（一六二〇）	三月　十六日	・黒田長政、福岡城の天主を破却す。（細川）
		六月　晦日	・長政遠賀郡御牧河（遠賀河）に新川・掘川を掘ることを計画す。又、城の井土石、志摩郡横浜より出来、城のがんぎ石も出来、下国後据えんことを命ず。（県史674）
	元和　七（一六二一）	九月　十六日	・長政、大坂城石垣普請手伝を命ぜらる。（家譜）
		是年	・この年、小河内蔵ノ允之直ノ女メ、福岡御城三ノ郭北西ヨリ四番ノ屋敷ニ生ル。（吉田）
	元和　九（一六二三）	正月二十五日	・小河内蔵丞他二名より喜多村安右衛門・松山為兵衛宛大坂城石垣坪積目録。（資料407）
		八月　六日	・長政、本丸内倉にある金銀枚数を記し置く。（諸家1497）
		十一月　五日	・菅和泉正利に、隠居領千二百石を賜ひ、城代として南ノ丸に居かる。（吉田）
		閏八月　四日	・長政、京都報恩寺の旅宿において逝去す。（家譜）
		七月二十七日	・黒田長政、福岡天主に蔵する一谷の甲を東蓮寺藩主黒田高政に与うることを遺言す。（啓藩36）（諸家1496）
		九月二十二日	・一書に、吉田長利、福岡城南ノ丸に死すと見ゆ。（吉田）
		九月　十七日	・忠之、公命を受け、竹森清左衛門の奉行にて、大坂城本丸の石垣を築く。（家譜）
忠之		（十一月一日）	・大坂普請の詰衆大組林掃部他84名。（資料405）
	寛永　元（一六二四）	是年	・荒戸山の下の海に鳳凰丸用の堀を掘る。（家譜）
	寛永　二（一六二五）	是年	・忠之の乗船鳳凰丸を建造す（六十挺）、ために幕府上使検察す。（家譜）
		是年	・忠之、太宰府天満宮に石灯台十基を建立。（家譜）
	寛永　三（一六二六）	六月　十三日	・忠之、上下の花畠に椿、及び珍しき木草花を尋ね植えさす。（郡家498）
		七月　十一日	・この年か。忠之、白牡丹・紅牡丹を九月に掘ることを命ず。（郡家499）
	寛永　四（一六二七）	九月　十七日	・忠之、公命をうけて、江戸「紅葉山に鳥居を建立。竹森清左衛門奉行し、筑前志摩郡加也山の石を南海を運漕し江戸へ送る。（家譜）
		三月～四月	・「筑前筑後肥前肥後探索書」成る。福岡城の報告と福岡城図あり。本丸に三十間程度の古き萩垣、二ノ丸にも大め古き萩垣あり。（探索）
		八月二十六日	・如水夫人照福院、城中本丸の西宅にて逝去。（家譜）
	寛永　六（一六二九）	十月二十九日	・「寛永六年御切米帳」成る。中に、福岡御城掃地坊主衆、宗守以下六人、二ノ丸掃地坊主衆五人、御門番一人、諸所御門番七人、福岡兵所御番一人、御城時うち、の記載あり。（分限）
	寛永　八（一六三一）	是年	・黒田忠之、これより先、銀子二百貫目を天守より取出すよう命ずる。（郡家523）
	寛永　九（一六三二）	六月　十三日	・忠之南の丸に登り、栗山大膳逆謀の知せを受ける。南の丸常番野口左助。（家譜）
	寛永　十（一六三三）	八月	・長崎船蔵を修補す。営作役人に戸波二郎兵衛あり。（家譜）
		十一月	・麻生三右衛門（後、四郎右衛門）家勝没す。長政に仕え郡奉行兼御城奉行役を勤む。（麻生145）
	寛永十一（一六三四）	七日	・忠之、公命をうけて江戸城外郭の石垣を築く。竹森清左衛門作事を監督す。（家譜）
	寛永十二（一六三五）	正月	・江戸赤坂の石壁御手伝普請につき、伊豆石場万奉行の名簿成る。（資料405）
	寛永十三（一六三六）	二月　十八日	・忠之、台命をうけて、江戸赤坂口の石垣を築く、奉行竹森清左衛門。（家譜）
	寛永十四（一六三七）	是年	・江戸城天守台修築を、浅野安芸守光晟と共に命じられる。惣司、黒田美作・小河内蔵允、作事長吏、竹森清左衛門、作事副長吏、辻金左衛門。（家譜）
		正月　十五日	・明石四郎兵衛、留守の城をあづけられ二の丸に在りしが、軍法を学びたる者故、有馬へ召し寄せらる。（家譜）
		三月五日以後	・松平信綱、原城攻略の帰途、福岡城に立寄り、破損の所々を見るという。（吉田）
		三月二十一日	・吉田重成、福岡城三ノ郭東御門外橋（時ノ人上ノ橋ト云）ノ東塹端西ヨリ一番ノ屋敷にて死す。（吉田）
		八月　十四日	・これより先、忠之、江戸にて、福岡城城廻塀・矢蔵修補につき大井利勝に尋ぬ。（三奈1225）
		九月	・明石四郎兵衛を江戸に遣わし、福岡城修補を絵図を以て伺い出、冬より城の修補はじまる。（家譜）
		十二月二十二日	・吉田増年（知年）、福岡城三ノ郭西御門外橋（下ノ橋）東塹端西ヨリ二番ノ屋敷に生ル。（吉田）

藩主	年号	月日	事項
長政	慶長五（一六〇〇）	十二月十一日	・長政、筑前国拝領、入国す。（資料405）
		十二月八日	・名嶋城請取、名代黒田修理、郡奉行水帳引き渡す。（資料405）
	慶長六（一六〇一）	（六月八日）	・御普請番として、一番四人宛、三番にて、福岡まで詰めさせる。（資料405）
		六月晦日	・この頃、宗像の水夫を雇い、名島より福岡へ道具を移すか。（高橋634）
		九月朔日	・宮嶋太郎兵衛預り喜多村安右衛門前の門、末永ノ味預りの門、源右衛門預りの門について、此の門内に、御家中の衆が乗馬物を入れること及び長道具を入れることを禁ず、此の門内に住む者は、乗馬物を許す、見物人は停止、他所よりの使者は家中の衆同道、申し次第通すことを定める。（大田57）
		九月十五日	・如水、本願寺坊宮下間氏に、甲斐守（長政）の不在国のことと居城の取り替えで上下隙を得ざることを報ず。（妙行）
		十月	・神屋宗湛、如水・長政と鳥飼村御数奇屋にて茶会す。（宗湛）
		閏十一月三日	・如水、普請の釘を徴達す。（西家799・800）
	慶長六～七（一六〇〇～一六〇一）	是比	・長政公福岡御取立の節諸士屋敷図。（資料405）
		是比	・福崎（名嶋城より二里坤の方、那珂郡警固村）に城地を見立て、城を築き、福岡城と名付ける。（家譜）
		是比	・城の内外に諸士の宅が甍を並べ、工商の家、戸を連ねる。（家譜）
		是比	・鍋嶋直茂、加勢として人夫を送り、東郭外の堀を掘らせる。（家譜）
		是比	・長政、変事に備えて、国中所々に端城を築かせる。（家譜）
	慶長七（一六〇二）	七月二十四日	・如水、福岡城内西北三の丸の小高き岡に宅をかまえる。（家譜）
		九月一日	・如水、野口左介・益田与介に八月十二日より石垣を築くことを命ず。（野口805）
		十一月九日	・長政、野口左介・益田与介に、城山手かさよりのおかびの所に十二間に石垣を築き、下国以前に天守土台の成就するよう命ず。（野口811）
			・忠之、東の丸にて誕生。（家譜）
		十二月二十五日	・神屋宗湛、如水と鳥飼松原の茶屋にて茶会す。（宗湛）
		是比	・東ノ丸ハ福岡城三ノ郭東御門内ノ東、当吉田六太夫栄年が居宅ナリ。（吉田）
		是比	・この頃、吉田長利、御城三ノ郭西御門外橋（世俗下ノ橋ト云）ノ東塹端西ヨリ、二番ノ屋敷ニ住ス。（吉田）
		是年	・この年、福岡城ノ東郭成就す。長政夫妻、本丸成就前東ノ丸に居住す。本丸に移った後、東郭には栗田四郎右衛門利安が居住す。後、忠之の産所を利安宅に置く。（家譜）（吉田）
	慶長八（一六〇三）	是年	・神屋宗湛・嶋井宗室、福岡城造営につき寸志銀を指出す。（嶋井）
		八月二十六日	・長政、九月中成就を命じた天守裏石垣の普請を督促す。（林891）
	慶長九（一六〇四）	是年	・長政、高橋伊豆等に命じ、宗像郡地嶋に波頭を築かせる。（家譜）
		三月二十日	・如水、福岡城中にて病死す。（家譜）
		三月二十四日	・如水、京都伏見の黒田邸で病死す。（年報）（マト）
	慶長十（一六〇五）	是比	・この頃「筑前国慶長国絵図」成る。（黒田）
	慶長十一（一六〇六）	二月	・長政の娘、南の丸にて誕生。（家譜）
		是年	・長政、台命を受けて江戸城天守台の石垣を築く、母里太兵衛普請奉行をつとむ。（家譜）
	慶長十二（一六〇七）	閏四月十日	・土居廻り下井に竹のすを編みて、下に水溜めを掘ることもし、それと違う屋敷の主は銭一貫文宛取立ることを触れる。（大田57）
		九月十九日	・用所なき者の材木屋出入を禁じる。（大田57）
		七月十三日	・来る二十一日よりの爰元の普請につき、志摩郡の百姓、しらくち百姓に高祖山にてかつらを用意させる。（菅355）
	慶長十三（一六〇八）	九月二日	・本丸御門の内にては供を連れるよう法度が出される。（大田57）
		十一月十七日	・長政、今度の普請中、博多・福岡町の者をして立花山に於て柴・かやを刈らしむ。（野口806）
		十二月十二日	・長政、秀忠の命により尾州名古屋城を築く。（家譜）
	慶長十五（一六一〇）	閏二月	・尾張名護屋城御普請につき、松本主殿（勝重）、穴生長右衛門を遣わす。（小河282）
		是年	・早良郡生の松原東方の松のない所に、竹森清左衛門に命じて松を植えさせるように命じる。箱崎の東の沙原の空地に、博多の町中に命じて松を植えさせる。奉行竹森清左衛門。地蔵松原と称する。（家譜）
	慶長十七（一六一二）	五月十四日	・御門廻供のいる番所の門は門番衆、奏者の間の前からユバの後はセッチン衆・馬廻衆、御書院前から御蔵の後は小人衆・ノリ物カキ衆、花畠・垣の外廻りは鶴原久右衛門にそれぞれ掃地を任じ、掃地なさざる者に科銭百文を科す。（三奈1315）
		九月一日	・長政、福岡普請に出る百姓夫付につき定む。（三奈1315）
		九月七日	・竹森清左衛門に、 。作事時の水縄は大工助右衛門・兵太夫自分で用意させること。掛槌も五つ作らせ、材料は庄野半太夫より一度渡し、その後は渡さぬこと。 。石垣の時の水縄は、小河長右衛門・同理右衛門、自分に仕事にかけること。 を言い渡す。（家譜）

PLATES

福岡市周辺航空写真（上方が東）

1．第1トレンチ（北から）

2．第2トレンチ（南から）

3．第3トレンチ（北西から）

4．第4トレンチ（南から）

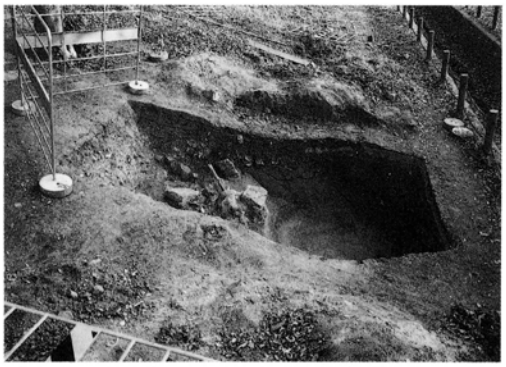

5．第5トレンチ（北から）

6．第6トレンチ（南から）

PL. 2

1．第6トレンチ 石垣裏込石検出状況
（南上方から）

2．第7トレンチ（南から）

3．第8トレンチ（北から）

4．第9トレンチ（北から）

5．第9トレンチ石垣裏込石検出状況
（東から）

6．第10トレンチ（南から）

1．第11トレンチ（東から）

2．第12トレンチ（南東から）

3．第13トレンチ（南西から）

4．第14トレンチ（南東から）

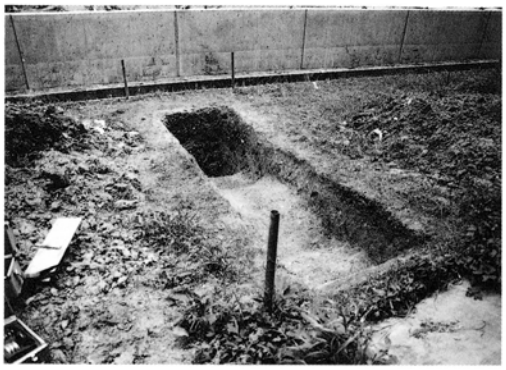

5．第15トレンチ（北東から）

6．第16トレンチ（南東から）

1．第17トレンチ（南東から）

2．第18トレンチ（南西から）

3．第19トレンチ（南西から）

4．第20トレンチ（南西から）

5．第21トレンチ石積み検出状況（東から）

6．第22トレンチ

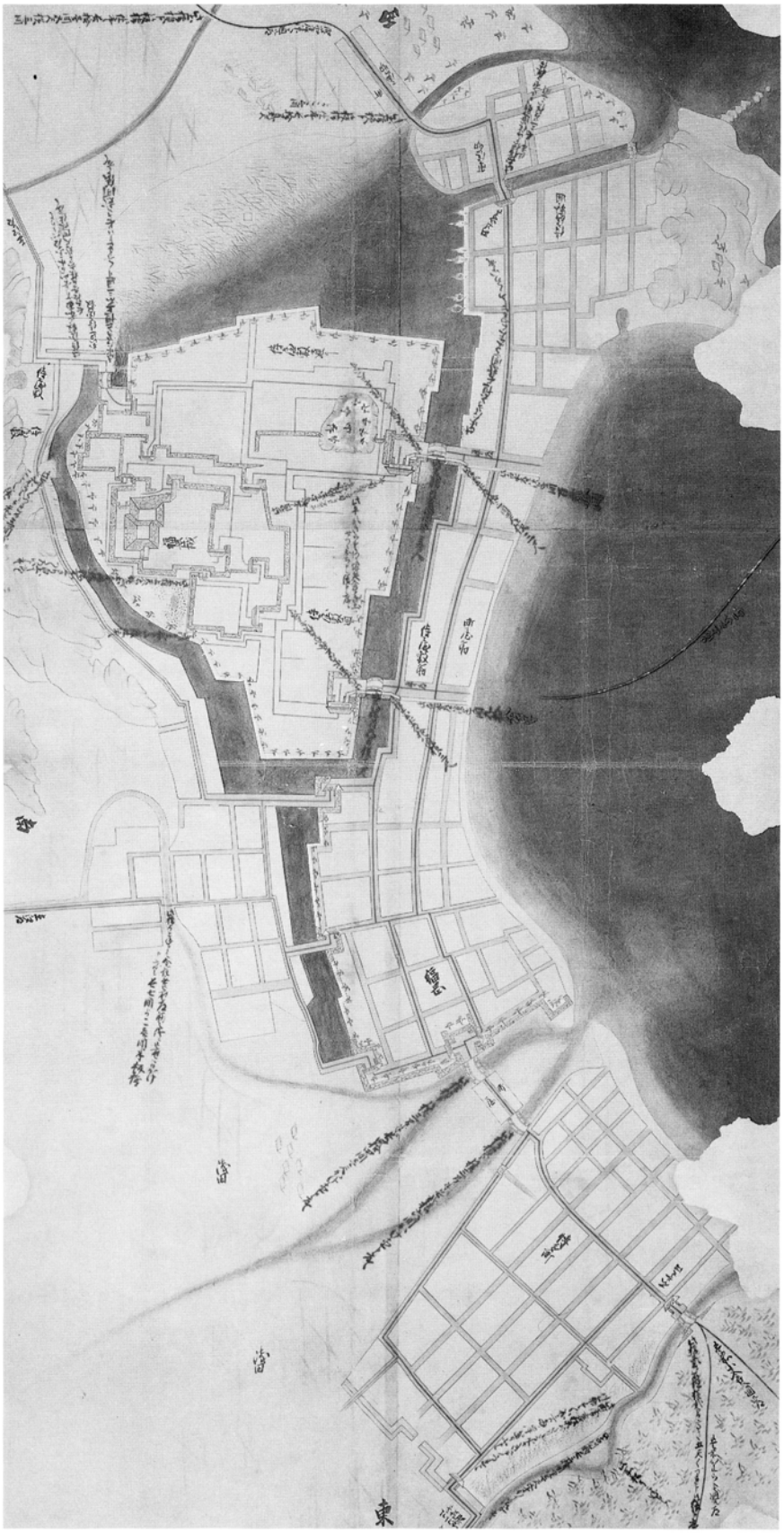

御城廻御普請御伺絵図（福岡市美術館）

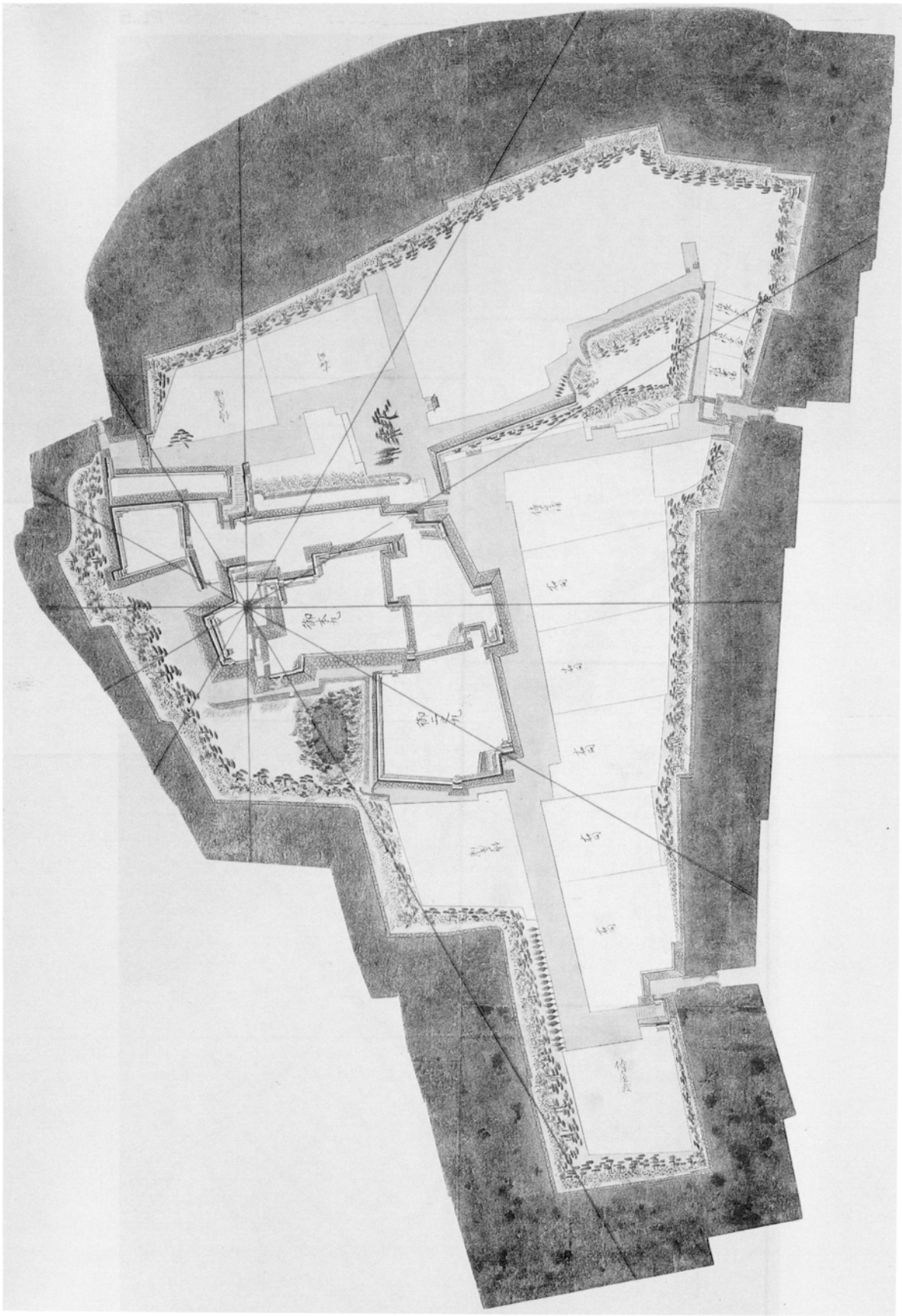

御城内絵図（福岡市美術館）

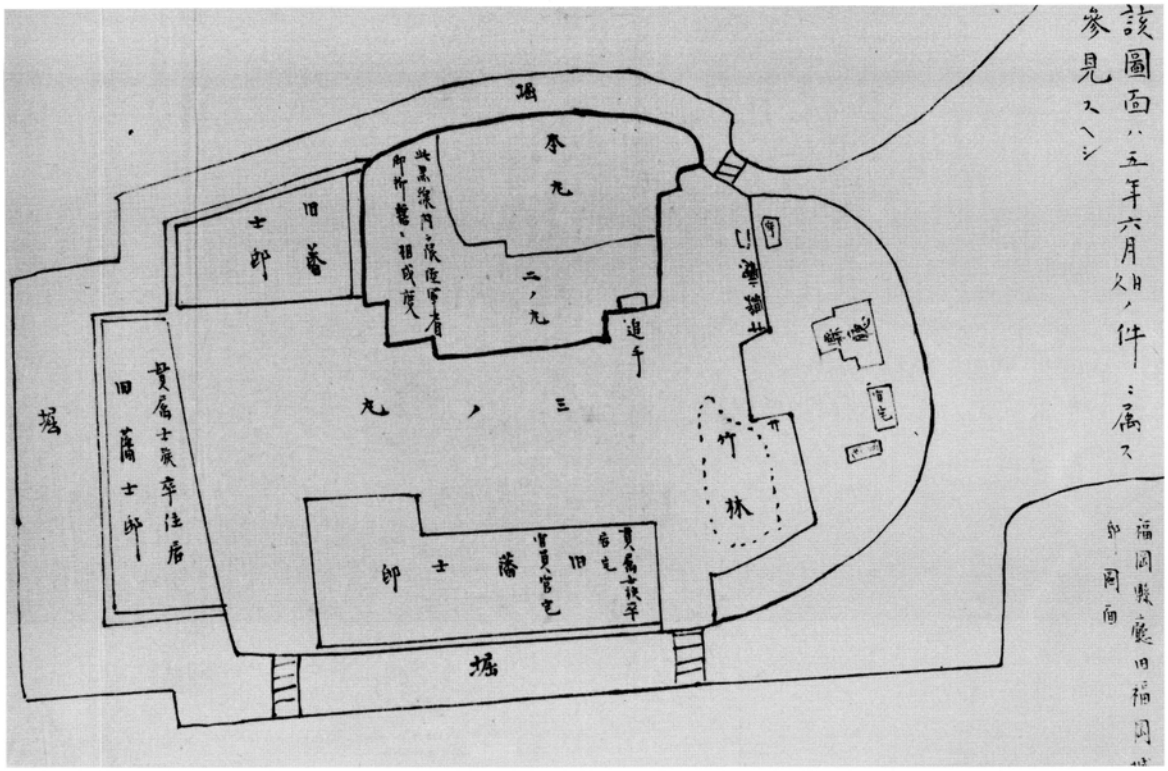

1．福岡縣廳旧福岡城郭圖面

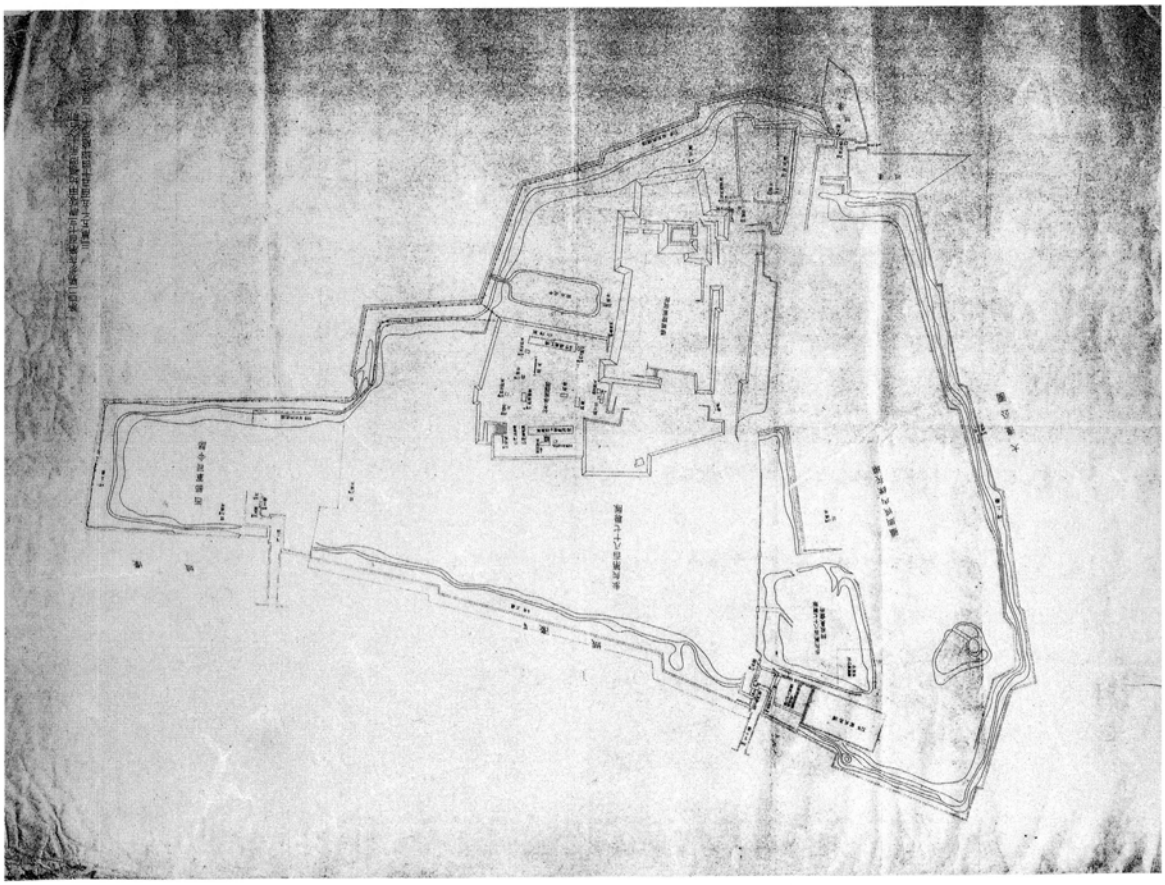

2．歩兵第百八十七聯隊駐屯図

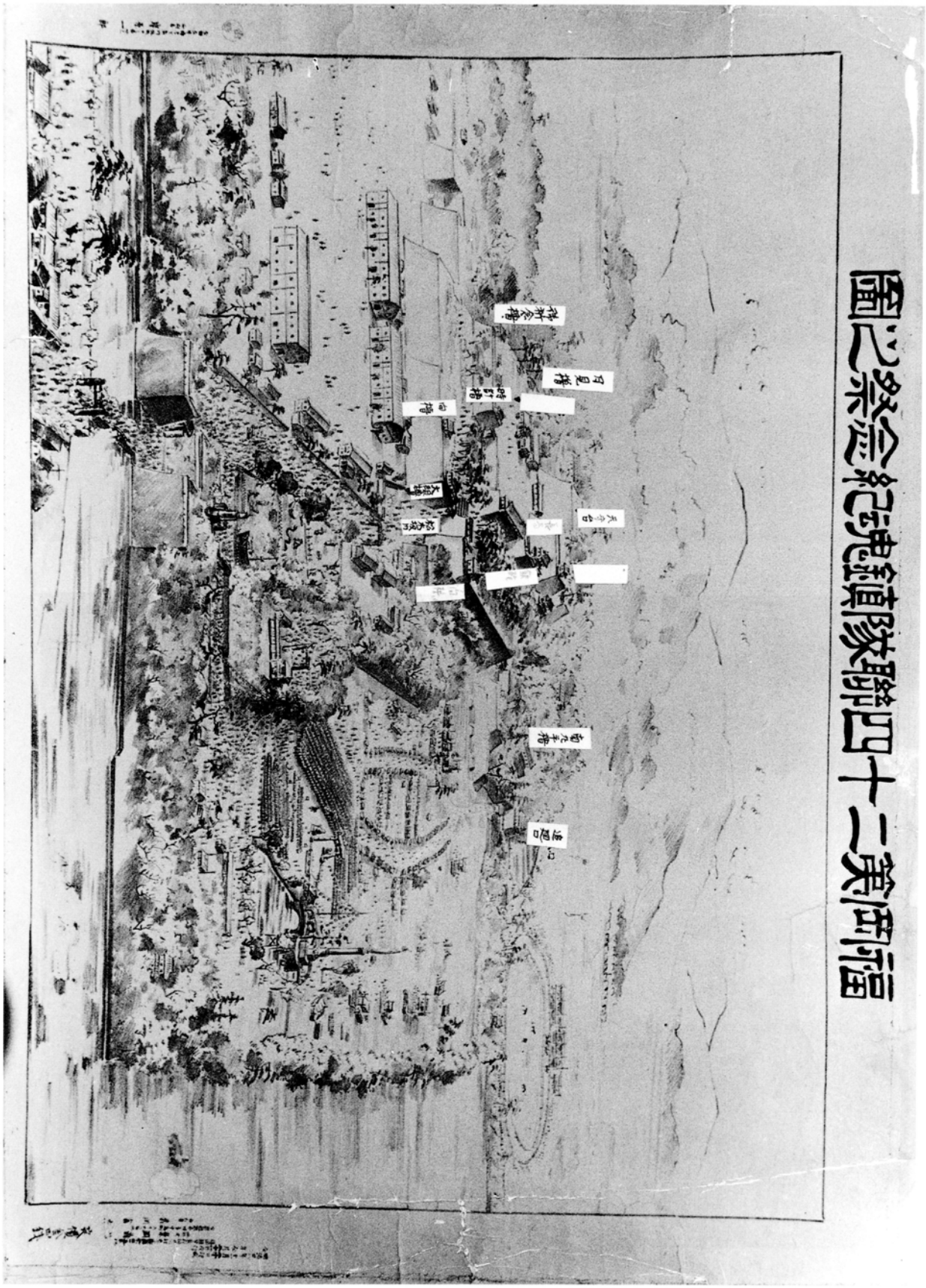

福岡第二十四聯隊鎮魂紀念祭之圖

福岡城跡・Ⅳ

－内堀内壁の調査－

福岡市埋蔵文化財調査報告書第237集

１９９１年３月

発　行　福岡市教育委員会
　　福岡市中央区天神１丁目８番１号

印　刷　株式会社 玉川印刷所
　　福岡市中央区清川３丁目18番11号